

市立函館博物館

研究紀要

第13号

2003

市三函館博物館

研 究 紀 要

第13号

2003

序

このたび『市立函館博物館研究紀要』第13号を刊行するはこびとなりました。

本号は、北海道立北方民族博物館学芸課長渡部裕氏による「カムチャツカの日本人漁業者－先住民の記憶と日魯漁業史料から見えるもの－」、当館通年講座「古文書調査講座」の受講者熊谷與志子氏による〈研究ノート〉「明治期函館商業史の一考察－西澤弥兵衛関係文書の紹介を中心に－」と題した講座を通じての成果報告、そして古文書講座を担当した当館保科智治学芸員による館所蔵「西澤弥兵衛関係文書」の〈資料紹介〉の3題を掲載いたしました。

当市は、三方を海に囲まれ、天然の良港として古くから海上交通の要所として開け、特にペリー艦隊の来航は当市発展の大きな転換期となり、早い時期から西洋文化が流入し、人や物の交流等に一層拍車がかかり繁盛してきた歴史があります。それらの事に連動して、漁業関係事業、商業等の興隆は特筆されるものがあると考えられます。

このたびの渡部裕氏ご寄稿の「カムチャツカ」の漁業における先住民と日本人の係わりについての調査研究の報告は、まさに当市と北洋漁業の歴史に大きく結びついていくものと考えられ、その活用に変え期待するものであります。

また、熊谷與志子氏からご寄稿いただきました〈研究ノート〉「函館商業史の一考察」は当館講座を通じて研究されており、大きな結晶として大変意義深いものであり、多方面で活用されることを願うものであります。さらに巻末には当館保科学芸員の「文書の紹介」を掲載し、活用に期するものであります。

結びになりますが、関係各位におかれましては、今後ともご意見等を賜りますようお願い申し上げます。

平成15年3月31日

市立函館博物館長
佐野 幸治

目 次

序

カムチャツカの日本人漁業者

－先住民の記憶と日魯漁業史料から見えるもの－

渡部 裕 …………… 1

<研究ノート>

明治期函館商業史の一考察

－西澤弥兵衛関係文書の紹介を中心に－

熊谷 與志子 …………… 30

<資料紹介>

館蔵「西澤弥兵衛関係文書」の紹介

保科 智治 …………… 56

カムチャツカの日本人漁業者

—先住民の記憶と日魯漁業史料から見えるもの—

渡 部 裕

1 はじめに

1-1 本稿の目的

「北洋漁業」という言葉が経済的にも日常的にも使われなくなって久しい。この言葉は使われ始めた年代も明確ではなく、またロシア／ソ連領（以後、ソ連邦成立後も含め便宜的に「露領」と表記）内だけではなく、しだいに広く北太平洋海域における漁業活動を意味するようになったが、本稿では1907(明治40)年に締結された日露漁業協約およびその後のソ連との漁業条約に基づいて日本人に開放された露領沿岸の漁業を指している。露領沿岸に租借した漁場(漁区)数では圧倒的にカムチャツカ半島沿岸が多かった。その後、母船式のサケ漁やカニ漁、トロール漁、さらには北千島におけるサケ漁、タラ漁、カニ漁も加わり、「北洋漁業」は拡大した。しかし、太平洋戦争開戦後、北方海域でアメリカ軍が優勢になるにつれて、露領の漁場は縮小を余儀なくされ、さらに1945(昭和20)年8月のソ連対日参戦をもって露領漁業および北千島根拠の漁業権益は失われてしまった。

筆者はカムチャツカの先住民であるイテリメン、コリヤークおよびエベンの伝統的文化や文化変化、現代の社会や経済に関する調査のため、1997年、1998年、2000年、2001年のそれぞれ夏季の短期間、現地を訪ねた。これらの調査の一環として、日本人と先住民との交流あるいは日本人・日本文化をめぐる文化接触の観点から、当時の日本の漁場や加工施

設の操業状況、日本人の労働の状況や日本人に対する印象、交流のあり方、移入・移出の物質文化などについて聞き取り調査を行なった。その結果、40名を超える年配のインフォーマントの方々からカムチャツカ沿岸の広範な地域における日本人漁業に関する情報を得ることができた(Watanabe 2002: 7)。こうしたインフォーマントの情報には、自身の体験として直接、日本の漁場や加工施設、漁業活動を目撃したものも当然含まれるが、むしろ直接体験した世代から次の世代へ、つまり親から子へ、あるいは叔(伯)父や叔(伯)母から甥や姪へ、祖父母から孫へと伝えられてきた情報が多い。集落あるいは拡大家族といった地域の先住民社会全体で共有され伝えられてきた情報といえることができる(註1)。

いうまでもなく、カムチャツカにおける陸上根拠の邦人漁業が消滅してから半世紀以上が経過した今日、カムチャツカの人びとの情報は極めて重要である。しかし、こうした情報の基となる人びとの記憶は時間経過とともに薄れ、そのために誤って伝えられることも考えられる。さらに、当時目撃した事実が誤った情報とともに記憶されたことも想像される。例えば、筆者が経験した事例として、現地で日本の缶詰工場とされてきたものが、実際はソ連企業の工場であったが、こうした誤解の背景には漁業や加工労働者として多くの日本人が雇用されていたことが考えられる(註2)。

そこで、こうした貴重な情報を後世に伝えていくためにも、情報の内容を検証する必要がある。情報が言及している漁場や加工施設の明確な位置、所属、さまざまな出来事の年代といった個別の情報を互いにつき合わせることも有効な検証方法であろう。さらに、さまざまな歴史資料とのつき合わせも有効な検証方法である。本稿では、主として市立函館博物館が所蔵する史料を検証材料として、カムチャツカの情報を検討してみたい。なお、今回使用する史料は日魯漁業株式会社（株式会社ニチロの前身、以後、「日魯漁業」と表記）が漁業経営のために作成した以下の書類や地図などである。本史料はかつて日魯漁業が作成した書類のごく一部にしか過ぎなく、インフォーマントの情報とつき合わせが可能な史料も限られていることをおことわりする。

1-2 史料について

本稿でインフォーマントの情報を検討する上で参考とした史料は日魯漁業が作成した下記の台帳、地図などである。これらは全て市立函館博物館が所蔵しており、同関係ではそのほかに、昭和11年度におけるカムチャツカ東海岸の一部漁場における漁況、漁獲日誌を記載した台帳、漁場免状等がある。

- ①『昭和六年度東西海岸・オコツク方面Ⅰ
一 管轄漁場 二 漁場沿革ノ大要 三 漁場地理ノ大要』（事業本部）
- ②『昭和十五年度西海岸・オコツク方面』
- ③『昭和十六年度職工特殊漁工作業員分布調・従業員賃金調』（事業本部）
- ④『カムサツカ西海岸漁区実測図』
- ⑤『昭和七年度日魯漁業株式会社事業全図』

2 北洋漁業のあり方と変遷

北洋漁業で対象とした魚種の大部分はサケ

科魚類（一般的には「鮭鱒」と書き習わされてきたが、シロザケ、カラフトマス、サクラマスを含めた北太平洋産の *Oncorhynchus* 属については以後「サケ」と表記する）を対象としてきた。サケ以外では一部海域にニシンとタラバガニの漁区が設定されていた。漁区におけるサケ漁は建網（垣網と身網からなる定置網）あるいは引網で行なうことになっており、海面漁区しか割当てがなかった日本人の漁場では建網を使用してきた。陸上区画には宿舎や加工施設が設置され、季節的に漁業労働者（当時は「漁夫」と称された）、加工労働者（同じく「雑夫」）が季節的な労働にしたがった。

1945(昭和20)年8月以前に展開されたカムチャツカにおける日本人の漁業活動のあり方は年代によっても変化し、また地域によっても違いがみられた(渡部 2001: 19-23)。後に触れるようにこうした変化や違いは、日本人と先住民との接触のあり方に大きく影響を与える要因であった。年代による漁業活動の変化は主に市場のグローバル化にともなう北洋漁業の構造変化、ソ連邦成立による社会主義的経済体制の確立とその後のソ連極東地域に対する漁業産業強化策などが大きな要因となっている。地域的な違いについては、漁場がいつの時点で開設されたか、漁場と先住民集落の位置関係、あるいはソ連国家保安部などによる漁場監視体制の違い(監視所の設置・人員の配置に地域的強弱があったと思われる)などが関係しているものと思われる。1928(昭和3)年に調印された日ソ漁業条約は、基本的には日露漁業協約の枠組を包括するものであるが、新たにソ連国営企業、共同企業に特別枠をもうけて漁区を割当てることや、自国の民間企業を積極的に支援したことや、ソ連側の操業漁区は飛躍的に増加した。

日本企業はこの点で長期契約の特別漁区の割当てを受けることなど、有利な措置もあったが、ソ連側の民間企業との入札競合などから借区料と公課費が高騰し、また租借条件の監視強化が実施された。このため、日本の露領出漁者では小規模経営者が脱落し、企業間の合併が進み、最終的に露領沿岸漁業は国策として日魯漁業にほぼ統一された。

さらに、カムチャツカではロシア企業（ソ連邦成立後は国営企業、共同組合、民間企業）に漁獲や加工のために多数の日本人が雇用されてきたが、ソ連は「脱日本」の一環として1933（昭和8）年からカムチャツカの各漁業企業の労働者を自国民でまかなうようになった。ロシア／ソ連企業の動向も含め、カムチャツカにおける漁業活動の変化や地域的違いは次のように整理される。

2-1 漁業の変化

①経営規模の変化：小規模経営から大規模経営へ

初期には小規模な個人経営から会社組織へ、あるいは企業合同を経て大規模な経営へと進み、最終的には日本企業は日魯漁業にほぼ一本化された（註3）。

②缶詰加工の増大と設備投資

北洋漁業初期にサケは塩蔵加工されていたが、ベニザケ、カラフトマスを中心に缶詰に加工される割合が増大した。それにともない缶詰製造機械などの設備に多額の投資が必要となり、また原料確保の面でも隣接する複数の漁区を確保することが必要となった。

③租借漁区数の増加

日本人が租借したカムチャツカの漁区数だけに限っても、1908（明治41）年の81漁区から次第に増加し、1935（昭和10）年には281漁区に達している。もっとも、名義上はロシ

ア企業であっても実質的に日本の企業が経営していた漁区もかなりの部分を占めていたと思われ、ソ連邦成立まではカムチャツカの漁区の大部分（河川漁区も含めて）に日本人および日本資本が関わりをもっていたものと思われる。

④進出地域の拡大

日本人が経営した漁場の範囲は、当初西海岸では中部以南、東海岸ではカムチャツカ川河口付近およびカラギンスキー湾沿岸（カラギンスキー区）までであったが、西海岸においてははしだいに経営する漁場も北上し、1931（昭和6）年頃に北部のパラナ、レスナヤ方面まで漁場が広げられた。東海岸では1930（昭和5）年頃に北部のオリュートル地区まで漁場経営が拡大された。

⑤漁場労働者・加工労働者の増加

缶詰加工の増大や漁場の拡大（租借漁区数の増大）にともなってカムチャツカに季節的に渡った労働者数は初期の数千人からはしだいに増加し2万人を超えるまでになった。

2-2 ソ連邦成立にともなう漁業への影響

ソ連の漁業当局は、旧日露漁業協約の基で日本人に認めた北洋漁業の租借条件は日本側に有利で入札価格も低廉であったこと、ロシア企業も日本の資本・市場の影響下におかれたことを改善すべく、さまざまな意味で「脱日本化」を図ろうとした。

①借区料、公課費等の増加

日本企業間の紛争、ソ連の国内企業育成策もあって漁区が高額で落札され、それにとともなう公課費（抵代税）も増加し、安定した経営のためには、資本力を必要とするようになった。

②ソ連企業の台頭

ソ連は国営企業、共同企業に限らず、私企

業をも財政的に支援し、露領沿岸の日ソの経営漁区数は1930(昭和5)年頃からほぼ互角となった。当初からロシア企業は漁業労働者、漁業資材、その生産物の市場を日本に依存し、ソ連時代になってもカムチャツカを含む極東地域では熟練した漁業・加工労働者の確保が難しく、1932(昭和7)年まで日本人を雇用して漁獲および加工を行なった。

③借区条件の遵守強化

日本人は借受地外へ出ることを禁じられ、また、漁業および加工の条件、漁獲高などについても監督官の検査が実施され、高額な罰金を課すなど遵守が求められた。そのほか、ソ連は自国内の日本企業の漁場労働者が長時間労働にしている状況の是正を求め、また、北洋漁業労働者に対しソ連邦の社会保険制度と同等の制度を適用するよう求めた。長時間労働の実態は改善されなかったが、北洋出漁者の病気や事故による後遺症、死亡に対して一定の保障を規定した「救恤規則」が1929(昭和4)年に制定された(田中丸1943)。

2-3 先住民と日本人との接触とその変化

カムチャツカの先住民は17世紀末の帝政ロシア勢力の到達以来、毛皮交易によって外部世界からさまざまな製品を入手してきたが、日本人漁業者が進出してからは、先住民と日本人との間でサケおよび毛皮の売買が行なわれ、先住民は外来品を手に入れた。初期の日本人出漁者は河川の河口部附近で引網を用いてサケ漁を行なうとともに、先住民の漁獲したサケを買入れた。また時により漁業者が毛皮をも買入れていた。その代金としてさまざまな日本製品があてられた。日本企業だけではなくロシア系企業も先住民が漁獲したサケを買入れ、さらにこれらロシアの漁業者および日本の漁業者も毛皮交易を行なっていた

(渡部2001:30-31;註4)。

先住民の商業的漁業を促進するために、日本人漁業者は漁具の改良、漁法の指導など、漁獲効率の向上に対して援助を行なった(渡部2001:30;Watanabe2002:9;註5)。さらに、カラギンスキー湾北部では日本の漁場労働者の一員として先住民が働いたとする証言もある(註6)。同地方出身のコリヤーク男性は「コリヤークは日本人が来てから海でサケを獲ることをおぼえた」と語り(渡部1998:85)、より積極的な日本人との接触を示唆している。日本人と先住民との接触の機会は多様であったと考えられるが(渡部2001:21-23;Watanabe2002:9-10)、その後、前項にあるようにソ連邦の成立によって漁区の監視体制強化など、北洋漁業の労働者と先住民との自由な接触は事実上強く規制されることになった。

①接触の規制

カムチャツカの先住民は日本人漁業者との交流時代を経て、その後展開されたソ連邦の社会主義的経済の下で、コルホーズ(集団農場)あるいはソホーズ(国営農場)に所属させられ、日本人との接触は規制された。1930年代にはカムチャツカ西海岸のハイリュージュヴァ(Khajryuzova)村やチギル(Tigil')村、東海岸のウスチ・カムチャツカ(Ust'-Kamchatsk)村で先住民やコサック系住民の粛清が行なわれ、無実の人びとに対する罪名として「日本のスパイ」が多用されたことも(渡部2001:40-41)、接触の規制としてはたらいたと思われる。

②規制の地域的違い

国家保安部の監視によって、日本人は許可なく借受地、漁区外への移動が禁じられていたとされている。後に触れている西海岸南部の事例のように国家保安部の監視活動が日常

的に行なわれていた。しかし、東海岸北部のカラガ湾での聞き取り調査では、日本人に対する監視は行なわれていなかったという。規制の地域的な違いがあったとすれば、どのような理由からであろうか。こうした当時の監視体制については、ロシア側の史料も含めて検証する必要がある。日本人に対する監視がどのような目的をもっていたかについてもあきらかにする必要がある。

3 漁場・施設に関する情報と史料

前項でみたように、カムチャツカにおける漁業活動の変化や地域的な違いは、現状の史料や調査だけからみても複雑で、未知の要素も多い。とくに今後はロシア側の史料を援用しながら、より多くの史料とのつき合わせが必要と考えている。今回はこれまで得られた日本の漁場・施設に関する主な情報と関係する史料とをつき合わせ、日本の漁場の位置や活動年代に関する情報をできるかぎり整理し、あるいは情報のもつ意味を検討してみたい。

<インフォーマント情報>

① 1941 (昭和 16) 年にマローシェツナヤ (Moroshechnaya) に日本の工場がまだあった (2000年 8 月、元獣医師の妻、ハイリューゾヴァ村にて)

<対応する史料と検討結果>

残念ながら、この 1941 (昭和 16) 年の時点で存在したとされるマローシェツナヤにあった日本の工場に対応する明確な史料を現時点では入手していない。この情報にある日本の工場の位置は正確には分からないが、1942 (昭和 17) 年水路部発行の「カムチャツカ西海岸」にマローシェツナヤ川河口の南約 60km (地図上の直線距離で) に日魯「モロセチ」工場 (工場番号 11) 漁場 (677 漁区) が記載されている。日魯漁業の漁場の沿革を記載した

元帳である『昭和六年度東西海岸オコツク方面 I 一 管轄漁場 二 漁場の沿革ノ大要 三 漁場地理ノ大要』(事業本部) の同漁区に関する記載をみると、当工場は当初、ソーポチヌイ地方北一号 (位置は「ソーポチヌイ河口北 46 ~ 41.5 露里」)、二号漁場 (位置は「ソーポチヌイ河口北 43 ~ 48.1 露里」)、三号蟹漁場 (位置は「ソーポチヌイ河口北 51 ~ 46 露里」) の工場として「ソーポチ」第三工場とされていた。

サケ漁区 3 ~ 5、蟹漁区 2 ~ 3 の漁獲が当工場で処理されていたと考えられる。三号蟹漁場、同附属蟹漁場の合計捕獲制限は 14,000 函。沿革として「北 1 号漁場は T12 年、青山漁業部、13 年休業、14、15 年月成漁業部、S 2 年長谷川藤三郎経営、3 年より当社 北 2 号は S 5 年より、第三蟹漁場は T14 年、同附属蟹漁場は S 4 年より」とある。新たな日ソ漁業条約により 1929 (昭和 4) 年から工場の借地契約が 10 年となったことから、当工場についても同様の長期契約となっている。日魯「モロセチ」工場 (工場番号 11) が地理的に最もマローシェツナヤ川やマローシェツナヤの集落に近く、情報 1 の指す工場であった可能性は大きい。なお、漁獲については次の記載がある。

(漁獲実績)

鮭	昭和 4 年 1,357.97 石、	昭和 5 年 3,455.46 石、
	昭和 6 年 849.53 石	
蟹	大正 14 年 297,579 尾	昭和 3 年 687,349 尾
	大正 15 年 560,771 尾	昭和 4 年 754,677 尾
	昭和 2 年 700,783 尾	昭和 5 年 580,113 尾
		昭和 6 年 390,995 尾

<インフォーマント情報>

② ソーパチナヤ (Sopachnaya) には大きなカニ缶詰工場、サケ缶詰工場があった。1930

年代にすでにこれらの工場は建てられていたのではないか。ウトホロック (Utkholok) の日本の工場は1928(昭和3)年にあった(建てられたということか)。ソーパチナヤの工場は1963(昭和38)年に閉鎖された。なぜならば、村と工場が湖と海の間にある砂洲の上にあり、毎年嵐による波浪で水浸しになり、とうとうその年に閉鎖されたということだ(2000年8月、1946年ソーパチナヤ生れ、イテリメン男性、カプラン (Kovran) 村にて)。
 <対応する史料と検討結果>

1) ソーパチナヤの工場について

日魯漁業「ソーポチナヤ」地方には第一、第二、第三工場があり、本情報の工場は地理的にみて第一工場(工場番号13)第一漁場(旧696漁区)が相当すると考えられる。日魯漁業事業本部の『昭和十五年度 西海岸・オコツク方面 I 一 管轄漁場 二 漁場地理ノ概況・漁区図』にある手書きの「漁区図」の工場も湖と海の間にある砂洲上に位置しており、このことを裏付けている。

『昭和六年度東西海岸・オコツク方面 I 一 管轄漁場 二 漁場沿岸ノ大要 三 漁場地理ノ大要』(事業本部)に記載の当漁場の沿革として、「当蟹漁区は露人フリプコの経営であったが、大正12年、佐脇哲郎、小規模蟹工場を経営しようとしたが、都合で大正13年度休場、翌大正14年度当社経営 昭和4年よりソビエトと締結した工場契約により、従来の29蟹漁区以外に工場附属漁区として新漁区29kを得て漁獲物は工場に運搬して製造した。」とある。

日魯漁業は1921(大正10)年以降カニ缶詰製造に力を入れ、同年に3工場、翌1922(大正11)年に5工場としだいに操業を拡大し、1925(大正14)年にはカニ缶詰工場13工場となった。これらカニ缶詰工場はサケ缶詰製造

との兼営であるが、1928(昭和3)年における日魯漁業のカニ缶詰工場13工場の内、「ソウポチナヤ」地方の3工場を除いてはサケ缶詰製造が主体となっている。「ソーポチナヤ」地方の3工場はカニ缶詰製造を主体としていた。「ソーポチナヤ」第一工場に所属する第一、二蟹漁場の漁獲標準高は合計13,500函であった。

工場の建設後、増築あるいは改築があったかどうかは別にして、1925(大正14)年にはカニ缶詰を製造する工場は存在していた。また、1929(昭和4)年には長期借地・借区契約を行っており、建物を最終段階まで完成させた可能性もある。

その他、附近の状況について「ソーポチヌイ第一(E155° 44' N56° 32') ソーポチナヤ河上流26kmにソーポチャ村」とあるが、この経度、緯度の数値では漁場・工場位置が記載された『カムチャツカ西海岸』の日魯「ソーポチナヤ」第1工場(13)・第1漁場(旧696漁区)の位置とは大きく異なっており、ほかの史料による確認が必要である。

2) ウトホロックの工場

日魯漁業は1929(昭和4)年から西海岸中部のウトホロック(日魯漁業では「ウトコロカ」の呼称が用いられていた)に進出し(岡本1971:189)、『カムサツカ西海岸漁区実測図』によれば、サケ漁場(漁区番号95、97、98)とカニ漁場を経営し、缶詰工場(工場番号第10)を設置した(註7)。漁区の番号と位置との関係は不明であるが、日本の漁業者がこの地方の漁区を経営した年代は比較的新しく、最も古くても1925(大正14)年で、一部の個人漁業者を除くといずれも日魯漁業が操業してきた(函館市史編さん室1987:572-573)。同社は経営漁区の改廃を経て1932(昭和7)年以降、基本的にはサケ漁区4、カ

二漁区2を経営したと思われる。

＜インフォーマント情報＞

③かつて、パラナ (Palana) (日魯は「パラナ」と称していた) で日本の畳、日本の絵が描かれた茶碗、下駄を見たことがある。ウスチ・パラナにいたとき、1936～38 (昭和11～13)年、8歳頃のことであるが、日本の工場があった。

母親 (イテリメン) は背が高く、工場のゲートの前を歩いて橋を渡るとき、ゲートのところに日本人が何人もいて「パロスキー・ジェンナ」と呼んだ。当時、イテリメン、コリヤーク、ロシアの女性たちはシャイで日本人から顔を隠すようにしていた。パラナとレスナヤ (Lesnays) の間に日本の漁場、工場があった (2000年8月、1930年生れ、イテリメン女性、パラナ村にて)。

④リューリ兄弟商会のサケ漁場・工場はNo.8で、No.9は日本の漁場であった。このNo.8は標識に書かれ、海から見えた。現在、リューリの建物の基礎などが残っている。昨年、その場所に建物を建てた男がおり、当時のコンクリートの基礎を利用した。(2001年8月、1928年ナパナ生れ、イテリメン男性、パラナ村にて、1936年にパラナに移り住む)。

＜対応する史料と検討結果＞

カムチャツカ西海岸北部のパラナ地方におけるサケの商業捕獲の開始は比較的古く、1913 (大正2) 年にはロシア企業エッケルマンが缶詰工場を操業していたとされている (岡本 1971: 39)。パラナ地方における日本人の漁場経営は1917 (大正6) 年から始まったと思われるが、本格的には1931 (昭和6) 年に西野水産 (函館) が3漁区を経営、翌年に別の7漁区を単年度経営し、いずれも翌1933

(昭和8) 年に日魯漁業の経営となっている (日魯漁業の記載する沿革では西野水産は555号、556号、561号の漁場を1931 (昭和6) 年から経営した)。とくにパラナ川はベニザケに恵まれているとされたために、その北部のキンキル、レスナヤ地方を含めて、日魯漁業は西海岸最北部の漁区を経営したが、全体として漁獲は芳しくなかったと思われる。日魯漁業は1932 (昭和7) 年にパラナ川河口北側において缶詰工場を建設した (中山 1934: 11)。

同じ頃、リューリ兄弟商会もパラナ川河口南部に缶詰工場と漁場を経営していたとされ、④の情報にあるようにリューリの工場・漁場の番号がNo.8で、日本の、すなわち日魯の工場・漁場がNo.9とされている。こうしたソ連企業に関する史料はもとより日本企業の史料についても現状では乏しく、明確に裏付けることができない。ただし、日魯漁業のウトホロックの工場番号はNo.10であり、その北に位置するパラナの工場はNo.9であった可能性もあろう。

④のイテリメン男性は1936 (昭和11) 年、7歳か8歳のときにパラナに移住しているもので、当時はすでに日魯漁業の工場が河口の北側に建設されていた。

⑤日本人はアナプカ (Anapka) にも漁業にやって来て、先住民と接触を持った。日本人は湾内に漁業施設をつくった。日本人はSuswaという名の砂洲に漁業施設を持っていた。日本人は定置網を設置してサケを捕っていた。父は日本人の記憶を語っていた。父は『日本人はよく働く』と言った。『日本人はよく笑い、笑顔が印象的』と言った。日本人は海が荒れていようが雨が降ろうがサケを捕ったという。日本人は大きな船 (3～4対のオール)

を使っていた。荒れた海に船を押し出し、皆同じ歌を歌ってオールで漕いで行った。彼らは仕事が無いときは相撲をしていた。コリヤークの人びとはそれをながめていた(2000年8月、1942年オリュートル生れ、コリヤーク男性、パラナ村にて)。

⑥アナプカにあった日本の漁場の地名はチュチュリン(Chuchulin)といった。日本の漁場施設は1930～31(昭和5～6)年までであった。キチガ(Kichiga)も日本の漁場のあったところだ。今でもキチガには当時の日本の漁業施設がある。そのほか、ティムラット(Tymrat)、ミリュトナム(イリプイリ: Ilypyr')にも日本の漁場があった(2001年8月、1918年アナプカ生れ、コリヤーク女性、オッソラ村にて)。

⑦父はリキニキ(Rekiniki)生れで、日本人と親しかったと聞いているが、どのような付き合いだったかはわからない。(祖父はリキニキ出身、祖母、母はレスナヤ(Lesnaya)生れ) Shilka, Chucharin に日本人の漁場があった。アナプカ、イリプイリにも日本人の漁場があった(2001年8月、アナプカ出身、52歳、コリヤーク女性、オッソラ(Ossora)村にて)。

⑧5～6歳の頃のことだが、ティムラットで日本人が船を漕いでゆくのをみた。大きな船で、ティムラットからキチガへ向かう船であるが、片側10人くらいで30人ほどが乗り組んで、ロシア人が乗って監視していた。ロシア人は日本の施設に近づけなかった。ティムラットには日本の缶詰などの工場があって、見たことはあるが近づいたことはなかった。日本人は春に来て秋に去っていった(2001年8

月、1929年ティムラット生れ、コリヤーク女性、カラガ村にて)。

⑨現地確認の日本施設遺構1: 東海岸カラギンスキー湾内に位置するカラガ湾に面して、北部にあった旧カストラマ村の近くの海岸(砂洲の基部にあたる)にブロック状のコンクリート塊と鉄製器具の一部(写真④)が現在も放置されていて、日本の漁場の設備で船を引きあげるウインチの一部とされている。また、日本の漁場の建物があつた址とされる地面の凹みもみられる。

<対応する史料と検討結果>

カムチャツカ東海岸のイリプイリ附近から南にかけてアナプカ、キチガ、ティムラット、オッソラ、旧カストラマにかけての沿岸は当時「タムラット」地方と称されていた。この地方への日本人漁業者の出漁は1909(明治42)年に3名(中山忠次郎;新潟、小川長吉;函館、西村忠一;石川)が5漁区で単年度操業したのが始まりと思われる。その後は、継続して出漁した漁区は3つで、タムラット第3が1913(大正2)年まで(小川の後、大庭山彦平;函館が経営)、タムラット第5は西村の3ヵ年の出漁後、高森忠八(函館)が2ヵ年、笹野富吉(函館)、阿部外也雄(函館)がそれぞれ1ヵ年、長谷川藤三郎が1930、31(昭和5、6)年経営し、その後日魯漁業の経営となっている。その他、タムラット第1は中山の1909(明治42)年出漁後、1921、22(大正10、11)年に笹野が、タムラット第4は1912、13(大正1、2)年に工藤長平(函館)が、タムラット第6は1909(明治42)年の中山の出漁後、1910(明治43)年東洋物産が権利を得るが休業、1921～1926(大正10～昭和1)年まで小沢松太郎(新潟)、日魯漁業、小沢、有田清

次(函館)がそれぞれ単年度経営している。タムラット第7は1913(大正2)年に堤清六(新潟)、1922(大正11)年に関谷儀八郎(新潟)が操業し、タムラット第8は1909(明治42)年の小川の操業後、1927～1931(昭和2～6)年の間、花房並次郎(新潟)が出漁している。タムラット第9は1921(大正10)年と1923(大正12)年に高橋助七(新潟)が経営、タムラット第15は1930(昭和5)年のみ花房並次郎が経営。その他9漁区については日魯漁業が1931～33(昭和6～9)年に操業開始している。

1) アナプカ

日魯漁業の漁場位置図から判断すると、遅くとも1932(昭和7)年には日魯漁業が旧アナプカ村附近で7ヵ統のサケ漁区を経営している。

2) キチガ

アナプカ同様、日魯漁業の漁場位置図からみると、遅くとも1932(昭和7)年には缶詰工場および冷凍庫が配置され、周辺で7ヵ統のサケ漁区を経営していた。

3) ティムラット

同様に、日魯漁業の漁場位置図からみると、遅くとも1932(昭和7)年にはティムラットに元場が設置され冷凍庫が建設され、同社はティムラット以南で3ヵ統のサケ漁区を経営していた。また、さらに南のオッソラ湾口までに元場1ヶ所、5漁区、オッソラ湾内に元場1ヶ所、3漁区(漁場免状からこのなかには第1104号漁区が含まれる)、さらにその南部の旧カストラマ村にかけて元場1ヶ所、4漁区が展開されていた。

漁業者の経営状況からこの地方における継続的な日本人漁業者の進出は1931(昭和6)年以降のことと思われ、現地で言及された日本の建物は日魯漁業時代の各漁場の施設、元

場に設置された建物や缶詰工場、冷凍庫であろう。旧カストラマ村跡に残されたコンクリート塊は日魯漁業の元場の位置に相当すると思われる。

⑩マカリエフスク(Makarjevsk)には日本の大きな工場の址がある。ここはこの辺りでは物が残っている唯一の場所だろう。先住民の集落から約4kmの位置にある(2001年8月、コリヤーク女性、カラガ村にて)。

⑪1936(昭和11)年より前のことであるが、各川の河口近くすべてには日本の漁場があった。カユム(Kayum 岬の意)という名の小さな湾がマカリエフスクへの途中にあって、子供の頃日本人が働きながら歌うのを聞いた。日本人は昼も夜も働き、いつも歌っていた。「よく働く人たちだ」というのが日本人に対する皆の印象だ。ある朝起きてみると静かなので不思議に思っていたが、それは日本人が去ったからだった。1941(昭和16)年に日本人は去った(2001年8月、1923年旧カラガ村生れ、コリヤーク女性、カラガ村ペルバ・コーシカにて)。

⑫現地確認の日本施設遺構2：マカリエフスクにある遺構、鉄製の工場機器類が多数みられる。カラガ村から船外機ボートで1時間程度の距離にある。基本的には砂洲に位置し、前面は比較的急峻で幅の狭い砂浜からすぐ最高地点の草地に達し、内側は緩やかな傾斜の草地で湖に続いている。湖から水を引いた鉄パイプが現在もみられる。海を隔ててカラギンスキー島を臨む地点にある。

<対応する史料と検討結果>

カラギンスキー湾沿岸は現在でもサケ資源

にめぐまれ、サケの定置網漁が行なわれている（渡部 2002: 69-70）。日本人漁業者が同地域へ進出した歴史は古く、日露漁業協約以前からも日本漁船が出没し、同協約以後は多くの日本人漁区が経営されていた。カコム、マカリエフスク（カラギンスキー地区カラガ村の南部、カコム川、マカロフカ川河口付近の沿岸地域にあたる）を含む地域は、日本人が操業していた時代はカラギンスキー区パンカラ地方に含まれ、漁区の名称をみる限り、「マカロフスキー」と称されていたと思われる（函館市史編さん室 1987: 590-591）。『昭和十六年度職工特殊漁作業員分布調・従業員賃金調（事業本部）』には漁場名称として「カコム第一」「カコム第二」があり、それぞれ漁区番号はNo. 1088、1096と記載されている。

日本人の進出が古くから行なわれてきたカラギンスキー湾沿岸のなかで、「マカロフスキー」やその北部に隣接するカラガ湾およびオツラ湾沿岸における日本人の操業は比較的新しく、大部分は昭和初期になって操業が開始されている。こうした初期の個人企業の漁場は1932（昭和7）年の「北洋大合同」によって日魯漁業へ合併された。合同後の日魯漁業は「マカロフスキー」地方に缶詰工場を建設しなかったが、水路部による1929（昭和4）年あるいは1931（昭和6）年の「改補済スタンプ」が押されたカムチャツカ地図に書き込まれた日魯漁業の「漁場図」には、カコム川とカラガ湾口との間に日魯漁業の鮭鱒漁区元場と冷蔵庫の印が付されている。この位置は、現在、マカリエフスクにある建物遺構、鉄製の機械類が点在する場所と一致する。この「漁場図」はギジギンスキー区を除いて日魯漁業以外に日本人漁区が存在しないことから、1932（昭和7）年の「大合同」以後の状

況を示している。

マカリエフスクにある建物遺構、鉄製の機械類をみると、居住用と思われる建物の遺構や鉄製パイプ、バルブ、ドラムなどの機械設備を含んでおり、「漁場図」からみても日魯漁業の冷蔵庫の所在地であった可能性が高い。また、1923（大正12）年生れのコリヤークの女性が働きながら歌う日本人をみたカコムの漁場についても1932（昭和7）年以降は日魯漁業の漁場であった。

太平洋戦争の戦況が日本に不利になるにしたがって、北洋は危険な海域となり、1942（昭和17）年には東カムチャツカ沿岸の漁場の内、カラギンスキー区およびオリュートル区の合計127漁区は休営し（田口 1966: 215）、翌1943（昭和18）年には東カムチャツカ全域と西カムチャツカのチギリスキー区以北が休営となった（岡本 1971: 419-421）。カラギンスキー湾沿岸の日本の漁場は1941（昭和16）年の操業を最後に、その後二度と漁場を営営することはなかったのであるから、「日本人は1941年に去った」ということになる。

⑬西海岸南部のネムチック(Nemtik/Pymta)川河口近くの集落生れの男性の情報として、コーリー(Koli)に日本の工場があった。ロシアの工場もあり、4km離れて日本の工場No. 3があった。また、先住民は監視人が居たので、日本の工場に近づくことはできなかった。しかし、先住民は牛乳など美味しいものを監視人に与えて、その代わりに双眼鏡を使わせてもらった。日本人はいつも素早く、走るように働いていた。日本の工場には魚の山は残らなかった。素早く処理したからだ。ロシアの工場ではそうはいかなかった。

双眼鏡で、一人の日本人が竹の棒を持って、働くことを督励するように叫んでいるのが見

えた。日本人は背負い箱でサケを運んでいた。このようにして村の全員が日本人を見ることができた。見たことの無い人たちだったので、興味があったのである。当時の監視人はV.B. という名前であった。監視人の息子と友達だったので、日本のサケ缶詰を食べたことがあった。味はあまり塩っぽくなかった。このようなことは1945(昭和20)年までであった(2001年8月、1931年ネムチク生れ、イテリメン男性、ラズドリニィ (Razdol' nyj) 村にて)。

＜対応する史料と検討結果＞

この情報に関係する資料として『昭和六年度東西海岸・オコツク方面 I 一 管轄漁場 二 漁場沿岸ノ大要 三 漁場地理ノ大要』(事業本部) の記載の関係する部分は以下のとおりである。

2) 「漁場の沿革ノ大要」より

182. 6号漁場

明治四拾二年 浅井惣十郎氏創メテ経営 大正七年度ハ休場 大正九年度 中村多四郎氏ノ経営ニ移リ

大正十一年度 漁場権利及残蓄財産共日魯漁業株式会社ニ譲渡シ大正十二度ヨリ操業経営シ 同十四年度

罐詰工場ヲ新設シ 昭和二年キクチク地方本部所在地トナリ 同参年ニ至リ 183 漁場ト合併シ 翌昭和四年 183 漁場閉鎖ニヨリ

182. a号漁場ト合併経営今日ニ至ル

182. a号漁場

大正十五年迄新潟市花房並次郎経営セシモ 同年漁場権利及蓄財産共日魯漁業株式会社ニ譲渡シ 昭和二年ヨリ当社ノ経営ニ移リ 昭和四 182. 6号漁場ト合併経営今日ニ及ブ

1) 「管轄漁場」の記載から

No. 9 - 337 昭和6年度キクチク地方プライムタ 1、2号漁場 漁場番号783

会社呼称	漁区番号		名 称	位 置	租借期間
	旧	新			
プライムター一号漁場	182. 6	783	プライムチンスキー第五	プライムタ河口北四露里半	自 1928年 至 1938年
プライムタ二号漁場	182. a	782	コーリースキー第五	コーリースキー口南六露里半	自 1928年 至 1938年

(続き)

漁獲標準高	借区料	合併経営ノ元場位置	摘 要
34,000 プード	13,3750.60	プライムタ河口北四露里半	182. 6号漁場ハ大正 13年プライムタ河口北方ニ移動セシ為従前ノ位置ヨリ北方約一露里の地点ニ移動シタリ 182. a 漁場トハ昭和 4年合併財産ハ全部 182. 6 漁場ニ運搬ス 182. 6 漁場ハ工場所在地
30,000 プード	11,802.00		

3. 漁場地理ノ概要

・昭和6年度キクチク地方 プイムタ1、2号漁場（漁区番号783）

一、二号漁場

A. 地勢

182. 6号漁場 プイムタ河口北四露里半、
182. a漁場 コーリ河口南六露里半
水準面ヨリ約十二尺高キ砂質草原地ニシテ南北二連亘ス 東方ハ広闊湿潤ナルツンドラ地帯ニシテ池沼散在星余ニシテ潤葉ノ樹林地アリ 西方ハオコツク海ニ面シ 海浜幅員二十数間ニシテ海面ニ向ッテ緩傾斜ノ砂礫層ナリ
— 岩礁ナク南北殆ド一直線ナリ

B. 隣接漁区トノ距離

182. 6号漁場ノ南方400サージンノ所ニプイムタ河口アリ 更ニ二露里ノ所ニ183ベ漁場アリ 182. a漁場ノ北方182(コーリ河口南四露里半) 漁場トハ二露里

C. 近接河川及湖沼トノ関係

南方プイムタ河本流ハ降雨ノ都度濁水排出 初漁期ニ於テ魚群ノ来遊影響ヲ受ケル事度々ナリ 濁水排出ニヨリツンドラノ大塊又ハ流木等ニ依ッテ漁網設備ノ被害ヲ受ケル事アリ
ツンドラ地帯池沼ノ水深5尺位ニシテ褐色ヲ有シ 漁区近傍ノ池沼ハ用水ノ水源地 飯料水ニ供ス

D. 飲料水ノ便否及善悪

鑿井スルモ良質ノ飲料水ヲ得ル能ハズ 池水ノ水ヲ引キ摂ツテ之レニ充ツ 多少不便ナリ 褐色ヲ有スルモ飲料水トシテ害ナシ

E. 附近部落トノ距離

182. 6号漁場ヨリ南方プイムタ村ヘ約五露里余 戸数約50戸
182. a漁場ヨリコーリ村ヘ拾二露里 戸数約40戸

F. 陸上通信機関

陸路ハ平地ニ通ズル一条ノ小径アルノミ 人馬之レニ依リテ交通ス 南方プイムタ河本流ハ渡舟ノ便アリ 海岸ハ浅瀬暗礁ナク舟付便ナリ

G. 潮波及海底状況

潮流ノ南ヨリ北流スルモノ強ク 河口近キ為メ□□ノ□□強シ 海底ハ漸次深度ヲ加ヘ海底岩礁ナク 底質ハ砂礫、細砂泥砂、砂、礫ノ四層ヨリナル（筆者註：□の文字については判読できなかった。ほかの□部分についても同様。）

H. 気象概況

気温ハ前年着場当時ヨリ暖カシ

また、『昭和十五年度西海岸・オコツク方面』では関連する情報として下記の記載がある。

・プイムタ地方第一漁場

会社呼称	漁区番号		名称	位置	租借期間
	旧	新			
プイムタ地方第一漁場		790	ムイソウオイ	ムイソワヤ河口南	

(続き)

漁獲標準高	借区料	合併経営ノ元場位置	摘 要
5,570 ツェントネル	12,100 ルーブル		北緯 53 度 34 分 東経 156 度 0 分

北方約 14km にネムチック村あり

借受地区 90 m× 340 m

地区外使用 2 m× 70 m、18 m× 25 m

・プイムタ地方第 2 号 (782 号)

会社呼称	漁区番号		名 称	位 置	租借期間
	旧	新			
プイムタ地方第二漁場		783	コーリスキー	コーリ河口南 6.89km	

(続き)

漁獲標準高	借区料	合併経営ノ元場位置	摘 要
4,918 ツェントネル	31,514.46 ルーブル		

プイムタ工場 783 プイムチンスキー 北緯 53 度 45 分、東経 155 度 58 分 工場番号 22

783 号漁区より南方ネムチック村へ約 6km

782 号漁区より北方コーリ村へ約 11km

借受地区 500m×170m=85,000 平方 m

地区外使用面積 3,054 平方 m

ネムチック村ゲ・ペ・ウ所在地 無線電信局あり

プイムタ川河口近くにあるネムチック村からの距離を考慮すると、この情報にある日本の工場は日魯「プイムタ」工場 (工場番号 No. 22) と考えられる。ロシアの工場については、地図「カムチャツカ西海岸」(大日本帝国水路部 1942) から検討すれば、ネムチック村の南方数 km に位置するリュウリー兄弟商会の漁業工場 (No. 43) の可能性が高いと思われる。日魯「プイムタ」工場は同社の工場番号として No. 22 とされ、情報にある「日本の工場が No. 3」であることについては不明である。

同工場の付属漁場としてプイム 1 号・2 号漁場 (漁区番号：783、782) は漁区の契約

年数は 1928 (昭和 3) 年から 1938 (昭和 13) 年までの 11 年間となっている。この長期契約は特別契約漁区として借区したものと考えられる。1928 (昭和 3) 年の新漁業条約で缶詰工場については、競売によらず特別契約によって高額な借区料を支払うことで期間 10 年の借区が認められ、缶詰工場の所在漁区と隣接する 1 漁区を缶詰工場附属漁区とすることが認められるようになった。ただし、同条約の発効が同年 5 月であったため、同年度の出漁には適用されずこれまでの条件で操業された。租借期間 11 年は 1928 (昭和 3) 年とその後の 10 年を合算したものと考えられる。この特別契約漁区の場合、陸上の借受面積は通常 500m (幅) × 200m (奥行き) であるが、当漁区の場合は 500 m × 170m であり、奥行きに十分な適地が見出せなかったためであろうか。昭和 6 年度の史料でソ連官憲の所在には触れていないが、昭和 15 年度の記載ではネムチック村をゲ・ペ・ウ所在地としている。

ネムチック村出身の男性は1931(昭和6)年生れであるので、少なくともソ連官憲がネムチック村に駐屯していた1940(昭和15)年には8歳か9歳であった。おそらく彼の記憶にある時代はこの頃から1945(昭和20)年にかけてであろう。

4 まとめ

以上、西海岸の南部、中部、北部の5ヶ所の漁場・工場、東海岸ではカラギンスキー湾沿岸の漁場に関する情報、いくつかの建物・漁場址について史料とのつき合わせを行ない、情報が言及する日本の漁場・工場等を特定し、あるいは操業年代などについても整合性を検証してみた。漁場・工場の名称や位置、あるいは操業年代について必ずしも明確になったわけではない。もとより、今回利用した関係史料は日魯漁業に限られたものであったし、それらは膨大な量のなかのごく一部にしか過ぎない。この作業を通じて、日魯漁業以外の北洋漁業関係史料についても、またロシア側の史料についてもできる限り入手する必要性を痛感した。

さらに、これまでカムチャツカの人びとへの聞き取り調査を行ってきたが、日本側の個人情報についても精査することが必要であろう。これまで個人の北洋漁業体験は私家版で出版されたごく少数が知られているにすぎない。それにしても、カムチャツカの先住民と日本人との具体的な交流について、日本側ではほとんど語られることがなかったが、ソ連の監視体制が強化された地域では交流がなかったことは当然のことであったのかもしれない。いっぽう、カムチャツカの人びとは、当時の日本人や日本の漁場に関する情報を記憶し、語り伝えてきた。当時のカムチャツカの先住民たちは、渡島、檜山、後志の漁村から

出かけた漁業労働者、東北の農村から出かけた加工労働者たちを「働き者」と認め、日本人の働く様子を漁業の手本のように見ていたのである。こうした双方の違いは両国の歴史の違いを反映したものかもしれないが、カムチャツカの人びとの記憶に近代日本を担った日本人像を感じずにはいられない。最後に、こうしたさまざまな史料・情報は北洋漁業の基地であった函館にこそ集積し、歴史の証言として活用されることを望みたい。

<謝辞>

最初に、これまで現地調査にご協力をいただいたインフォーマントの方々に感謝を申し上げます。また、現地調査ではカムチャツカ教育大学のViktoria Petrosheva教授およびコリヤーク郷土博物館(パラナ村)のVladimir Nutauulgin館長にアドバイス、ご案内をいただきました。交通不便な地でのガイドおよび通訳をつとめていただいたElena Fyolodvnaさん、Tatyana Degaiさん、Olga Tokranovaさん、森田眞旭さん、さらに小樽商科大学の大島稔教授にはカムチャツカでの最初の調査からさまざまなご援助、ご助言をいただきました。これらの皆様に厚く感謝申し上げます。

本稿の現地調査については平成12年度・13年度笹川科学研究助成による。

(北海道立北方民族博物館学芸課長)

註

註1) 筆者はカムチャツカの先住民社会で日本の漁場や当時の日本人に関する記憶が世代を超えて語り継がれてきたことに驚きを感じる。ソ連邦の時代になって日本は事実上仮想敵国であり、1930年代の「スターリン粛清」、さらに第二次世界大戦後の長く日本との交流が閉ざされた時代を経てなお先住民社会のなかで「語り継がれる日本」「語り継がれてきた日本」の意味を今後も考え続けることとなる。

註2) 例えば、1929(昭和4)年に国営企業 AKO はカニ缶詰工場をカムチャツカ西海岸中部のプチチ島に建設するにあたり、日本人技術者、漁業労働者等300人以上がロシア人とともに工場建設と漁業および操業の指導にあたった(藤崎 1999: 276-280)。その後も漁業および工場労働者として日本人が雇用されていたが、1933(昭和8)年から日本人の雇用は行なわれなくなった。こうしたなかで、1932(昭和7)年にプチチ島の日本人労働者は労働争議を実行したとされ、操業シーズン途中で全員帰還している(昭和7年7月23日付「函館新聞」)。

註3) 1932(昭和7)年の「北洋大合同」の際にも一部の漁場の合同に反対した個人企業などは現在のロシア・マガダン州ギジガ湾沿岸のギジギンスキー区で独自に漁区を経営した。

註4) ウスチ・カムチャツカでは、先住民がサケを捕獲し日本人に販売していた(渡部 2001: 29; 内藤 1937: 43-52; 同 659-662)。1907(明治40)年頃の買値はサケ(ベニザケか?) 1尾4銭であった。その後、多少値上がりし1920(大正9)年頃まではベニザケ1尾6銭であったが、1921・22(大正10・11)年にウスチ・カムチャツカの日本企業間の競合で買値はベニザケ1尾10銭から次第に高騰し、最終的には35銭までになったとされる(田中丸 1942: 74-76)。

1914~1916(大正3~5)年頃の日本毛皮貿易会社の交易毛皮としてアカギツネ、ホッキョクギツネ、ブルーホックス、ホッキョクグマ、セイウチ牙、

クロテン、リス、クマがあげられている(神田 1986)。ちなみに、渡部の聞き取りではオツソラ村で「inu-no-kawa, kuma-no-kawa, kitsune-gawa」という日本語を採録している。

①アルコール飲料、日用雑貨、小舟、石油、網(内藤 1937)。②渡部の聞き取りでは食料品(米、小麦粉、砂糖:塊の砂糖、茶、磚茶)、食器(陶器製の皿、茶碗)、日本製銃、トラバサミ、網の材料(綿糸)、嗜好品(タバコ、アルコール飲料)、布地(絹)、その他(釣針、縫い針、指貫、ビーズ)がある。そのほか、交換ではなく日本人が与えたものとして、ご飯、菓子、葉がある。「日本製の銃」には日本からの持ち出しの点で疑問も残る。

③日本毛皮貿易会社の毛皮交易品として麦粉、葉煙草、砂糖、石油、反物、婦人用首飾り、磚茶、アメリカ製ライフル銃(ウィンチェスター)、アメリカ製散弾銃、銃弾、火薬、日本製ボート(5人乗り)、角砂糖、古着(洋服)、長革靴、反物(更紗の花模様)、ガラス玉、ネックレス、古外套、マント類があげられている(神田 1986)。

聞き取りから、少なくともリューリ兄弟商会在西海岸(ネムチック地方)で毛皮交易を行なっている。他にも日本人漁業者が先住民との取引を重視していたことは、日露漁業協約の交渉段階で函館商業会議所による明治38年12月27日付の外務大臣宛建議書にある「漁業ニ附帯シテ地方住民ニ物資ヲ供給スル一種ノ貿易ヲ認許スルコト」からも理解できよう(函館市史編さん室 1997: 157-158)。

さまざまな個人企業もかつては先住民と毛皮交易を行なっていたと思われるが、1917(大正6)年に堤商会(日魯漁業株式会社の前身)はペトロパブロフスクに雑貨店を開店し、先住民と積極的に毛皮交易を行なった。冬季にはイヌ橇で出張交易も行なったという(内藤 1937: 330-331)。

註5) 1920年代のウスチ・カムチャツカの状況として「サケ網は日本人から作り方を聞いて、冬の間自分たちで作った。」(渡部 2001: 29)とあるように、

先住民に対して網の素材の提供や製作技術の指導が日本人によって行なわれたと考えられる。

註6) カラギンスキー湾北部のヤラ湾沿岸に位置するアナプカ村出身者によれば、ロシア革命前後のこととして、あるコリヤーク男性と日本人漁業者との関係を「日本人が彼にサケを捕ることを教えた。どのように網を準備するか、どのように網を設置するか、どのように運搬するか、どのようにサケを処理するのか」と述べている(渡部 2001: 37-38)。このことは、先住民が漁獲とともにサケの処理にも関わったことを示している。

註7) この工場址は現在、コンクリート製の土台部分が残存しているが、筆者は2000年8月にカプラン村で調査を行なった際に現場まで行く予定であったが、車の手配が出来ず目的を果たせなかった。

文献

藤崎 康夫

1999 『北洋フロンティア』毎日新聞社
函館市史編さん室

1987 「監視区別・漁区別借区者異動、漁獲量」
『函館市史 統計史料編』函館市: 505-605.

1997 「露領漁業基地の展開」『函館市史 通説編
第三巻』函館市: 149-188.

神田 勝平

1986 『毛皮と私』社団法人原毛皮協会

内藤 民治(編著)

1937 『堤清六の生涯』暁光会 函館(非売品)

中山 英司

1934 「カムチャツカ西海岸出土の石器時代遺物」『人類学雑誌』49巻10号: 375-388.

岡本 信男(編)

1971 『日魯漁業経営史』第一巻 水産社

田口 喜三郎

1966 『太平洋産サケ・マス資源とその漁業』恒
星社厚生閣

田中丸 祐厚

1942 「北窓閑話(二)」『北洋漁業』3(10) 露
領水産組合: 73-79.

1943 「北窓閑話(九)」『北洋漁業』4(6) 露領
水産組合: 72-80.

渡部 裕

1998 「平成9年度コリヤーク伝承芸能調査ー生
業を中心にー」大島稔編『カムチャツカ半
島庶民族の生業・社会・芸能』小樽商科大
学言語センター: 83-90.

2001 「カムチャツカ先住民の文化接触ー北洋漁
業と先住民の関係ー」、『北海道立北方民族
博物館研究紀要』第10号: 17-46.

2002 The Cultural Relationship between the
Indigenous People of Kamchatka and
the Japanese: for Special Reference on
the Contact during the Japanese
Fishery Days. Proceedings of the 16th
International Abashiri Symposium.



①カムチャツカ西海岸北部のパラナ川、オホーツク海を望む



②パラナ川河口



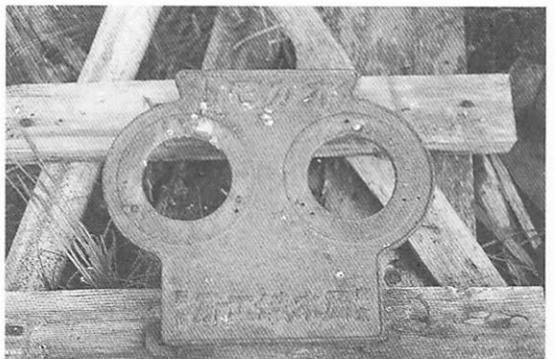
③カムチャツカ東海岸オツソラ村とカラガ村の中間にあるラグーナと呼ばれる地点。かつて日本の漁民がダイナマイトで砂州を爆破して人工的に湖口をつくったのだと伝えられている。



④旧カストラマ村近くにあった日本漁場のウインチの一部とされるコンクリート塊と鉄製品。カラガ湾とベーリング海を隔てる砂州の基部に残されている。



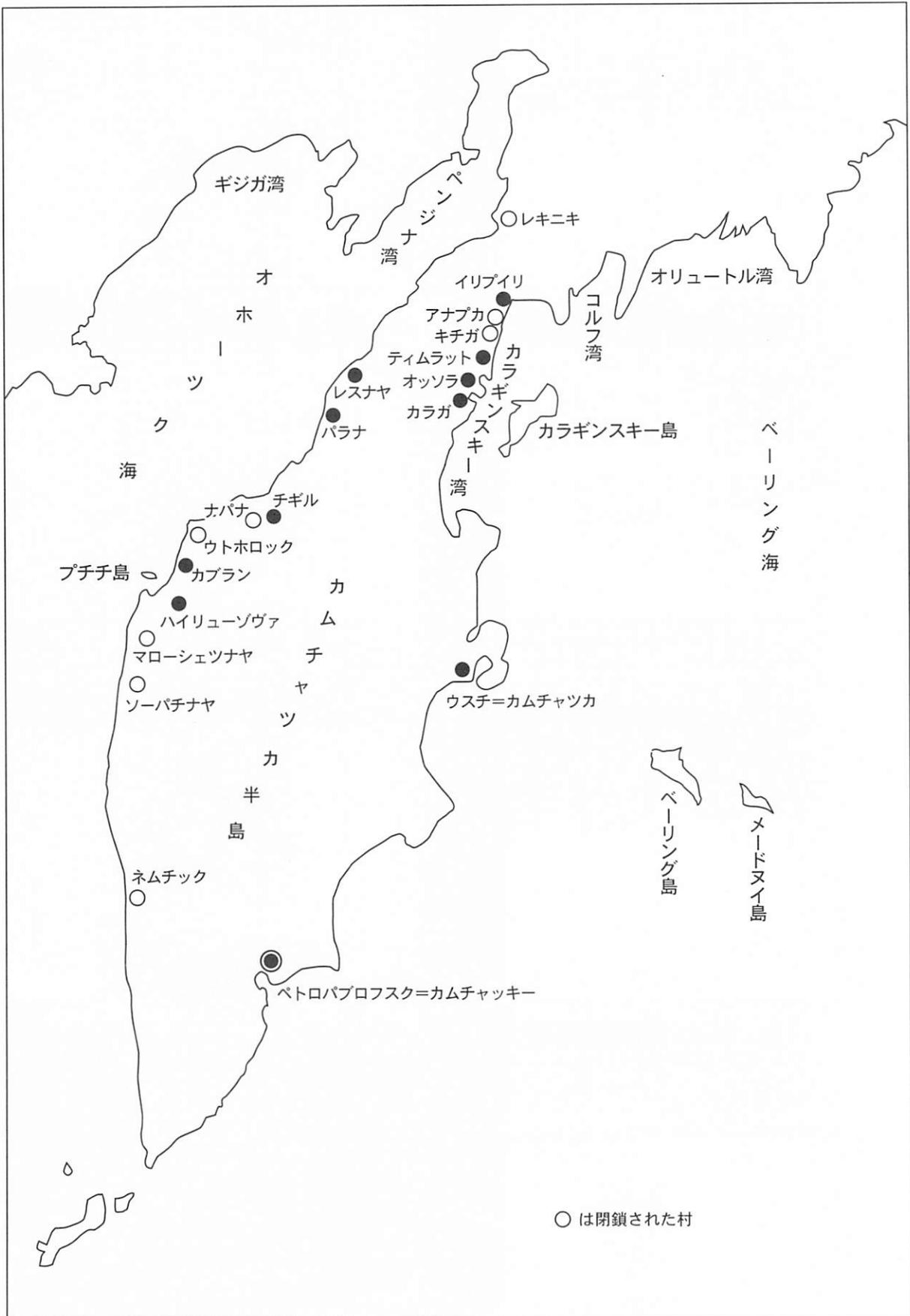
⑤マカリエフスクの砂州に点在する錆びた機械類。



⑥少なくともそれらの一部は日本製品である。



⑦砂州の内側は湖となっている。



ロシア・カムチャツカ半島

質相掛り右場所二付貳百八十六円損害甚々気毒、全而愚生進メニヨリ漁業相営ミ今回貴殿へ渡し金ノ内百五拾七円立替貸シニ相成、私し周旋致しナカラ貴殿へ不実キズ不得止ム立替決算致し更ニ有之候間御推察ノ程願上候

○是レニテ不服ノかど有之哉も難斗候得共、愚生任セラレタル事ニ有之充分取推メ取究メ候間宜敷御承諾被下度候、金員ハ貴地富岡町拾番地蛇子謙次殿より貳百五拾五円拾七錢御請取被下度候、尚同人江御報告可致候間御承引被下度候

○角材賣却代金ハ九月三十日期限トシテ百石八拾五円・八十五石跡八九拾円ニ賣却致し候間拾月中取纏メ御送金可申上候間御承諾被下度候、丸太之儀ハ四尺分九十本・六尺拾壹本愚生ニテ畑ニ使用ニ付譲り受候間何卒元価ニテ願上候、塩之儀も御都合上御見込テも有之候ハ、現品ヲ以テ御返戻可致候間宜敷御考へ被下度候、余ハ後便ヲ以テ御報告申上候、網ノ儀も賣却方被申込候得共直段之点ニ付不明、是レハ其俣ニ致し置キ、塩も買人有之賣却致し候哉、直段十一貫目ニ付七拾五錢ニ附口アリ、精々八十錢位ナラハ御相談ニ相成哉難計候ニ付一應御問合申上候

九月十八日

石田善吉(印)

西沢弥兵衛殿

資料九(資料0659)

猶々さむさきひしく候、弥太郎皆々かげひかんよニ御よしん下され、たれハるくともものほれませぬ、たいちニきおつけ下され候

一筆申上候、寒さもまことニきひしく相成候

弥太郎初め皆々様御揃御機けんよく御出なされ、目てたく存上候べく候、次ニ私事ふしニ相くらし候、さよ御安心下させん、もしハよこよう品々うくり下されまこと有かたく啓上候、はおりハまことニよろしきなりまして、

ありかたく候、当年も十五日なりまして、あなた様もまことニ事おきとそんじ、又御きのとく殿なから、とおそ金子御うくり下され、まことニ申すかねましてよろしき御ねかい申候

おしきも十三日東京からかいられ、しよふ八け下されて大よろこひ下され候、④様ニ御はなしききてきひしく紙手たしましたと申なされ、あなたもはらもたちましたてハありましたてハ御さりましよけれど、どおそハるいとらすニおいて下され、おかたきニすこしゆるみが御きたのでありまじと皆々申上り候、もハやこともさき弥太郎もさきもいるのね、そのよな事ハけしてありませぬと申上り候、あなたも西も東しもハからぬひとてハなき、⑤様があまりきひしく申下されましたよニそんじ候、とおそとおもて下されますから此の母、ニハなニ事もきかせて下さらす、母、ハ其のよな事ハけしてありハせまいとそんじ、又おじきとひざとひざをとよせておはなしならハ、御たかいニとけやいます、ハるハおとりなさるな、あなたかハいとおもて申なされる事であります、万の金おもちて、あのよニしおれハ、三ねんもたんと、はた二人もされたとおはなして御座しました、おじきも大へん心正なされて、きびしき事おかきましたともされておはなして、それハきのゆるみがありましたので御ざりましお、とおぞきおつけてよろしき御ねかい申候、母、いとしとおもて下され候、弥太郎、さきゆニハおよばぬ事ゆへむりおしなして御たのミ申候、こしてはなれハなれるほどよくよおもい候、正月すへニハまちかね、ゆひおりハかりまちかね、おてかたりましよとおもてまちかね候、其のなかであります、とおぞ小使うくり下され候、御ねかい申上、一ならずけまたとぞきませぬか、なかハあいかみてあります、たしてそのまゝて、あかりて下され、あなたもさけうくと申下されて日々まち入候、其のうちニハま入るかとおもてま入、いろいろのはなし山々たく山あり候、先ハかしこ

母より

西沢弥兵衛殿

西沢さき殿

西沢弥太郎殿

二付勸解出願中ノ実費トシテ金參拾円只今木付可笑人上請取候、若シ勸解不調トナリ民事工起訴ノ際ニハ実費トシテ金五拾円依頼人より出金可致定メ、然ル上勸解民事ヲ問ハス請求シテ被告より現ニ取入レタル金額之割割（若物件ニテ取入レタル時ハ其物件ヲ実價ニ直シ）（則百円ニ付廿円ノ割）ヲ成功謝金トシテ木付可笑人工可相渡候、若シ出訴ノ未敗訴ニ至ル時ハ実費トシテ已ニ請ケ渡ヲ遂ケタル金額ノ外西沢弥兵衛ヨリ何等共出金不致定メ、且被告より請取訴訟入費金ハ西沢弥兵衛江請取候定メ、就テハ訴訟印紙、使丁料ハ依頼本人より出金スヘキ定メ、依而為取替証如件

依頼人 西澤弥兵衛（印）

明治廿二年十一月廿五日

委任者 木付可笑人（印）

保証人 永田留次郎（印）

（裏書）

表書之約定ハ本日限り消滅反古タルベシ

明治廿六年十月三十日

木付可笑人（印）

資料八（資料0651）

一拜啓陳ハ其後一向御無信音ニ打過キ候段平ニ御赦免被下度候、実ハ貴殿御出張ニ相成候よし中瀬氏迄御報告有之趣キ故ニ書面差上申不申不惡御承引ヲ乞

就テハシレート貸借ノ件ニ付在函中種々御依頼ニ預くかども有之候ニ付帰島否哉期節後れニ候得共、生知人岡市ト申人ニ周旋致し中瀬氏ト御相談ノ上場所料鱒老期漁・不漁ニ不抱百五十円トシレハ、若シ非常ノ不漁ニ際シレハ甚々困難ニ付、收獲高百石ニ付百五十円・百五十石より百石迄百円・百石以上三百石迄百五十円、若シ三十石（七十石より收獲無之非常損害ヲ蒙ル場合ニハ百円又ハ百廿円ニマケラレ候事）外愚生ニ御任セ被下、漁具ノ儀ハ惣而有之、網類さへ有之候ハ、間ニ合可申トノ事、依テ七月十六日より漁業仕事ニ取掛リ候處、実子網ハ先年之分沢山ニ有之候得共使用致様ナル品更ニ無之、漁船ハ皆ニ有之咄し合ノ處唯老艘より用ニタ、

ズ、期節切迫ニ至リ甚々困却、実子網ハ新品百五十間入使用、船ハ式艘借入、漸々七月廿七日迄ニ仕度相整ヘ投網致シタル次第、此際ニハ駒井益助氏ハ五拾石收獲致し居、全日より八月廿二日迄廿三日間建網ス、惣收獲高四百石老氣收獲愚生先方ヘ約束シルニ中瀬ト約定通り網類さへ有之候ハ、跡ハ実子網及漁船何デモ先年ノ漁品充分ニ有之方々約束致し候、塩之儀ハ世間振合相場ハ鱒修業勘定拾老費目ニ付金九拾銭ニ取究メ居、此倒ニヨリ右直段ヲ以テ取究メ、是レハ生ノ塩他ヨリ委託ノ品沢山有之候得共、中瀬氏よりも折角ノ御咄しニ付勉メテ御貴殿之塩使用致サセ候間御承引ヲ乞、過日來金員持參出錢致し候得共、場所代ノ儀ニ付貴殿ヘ御問合之上御送金致し度旨申居為メ送金方延引致シタル次第、先ニ中瀬氏ト御咄し合致シタル事トハ故リ相違有之哉も難計候得共、是レハ前記ノ通り期節切迫ノ折柄ヲ逸々中瀬君ヘ御問合ノ余暇無之、殊ニ全氏より大抵ノ事ハ御任セ可申トノ御咄しニ付愚生先談ニテ取究メ候ニ付御承知ノ程偏ニ願上候

場所料鱒老期四百廿一疋收穫此石七十石老斗六升六合

此場所賃百貳拾円也

大俵塩百八拾俵

此費目千六百五十貳貫目

十一貫目ニ直シ百五十俵一分八厘

代金百三拾五圓十六錢三厘

代金百三拾五圓十六錢四厘

二口合計金貳百五拾五圓拾七錢

外ニ水産税及組合輕費并ニ戸数割村費（鱒老期分負擔則チ老ケ年惣而費用御互金額存之事

前記ノ内実子網并漁船充分アル心得ヲ以テ貸約定致し候處実子網極古物計リニテ用ニタ、ズ漁船ハ不足、此損害先方より請求ヲ蒙リ、是レハ萬不得止ム半額私弁致し跡ハ取消し漁業中ハ惣而他人計リニ付何一品失ヘテも都合ニ付店ノ勇吉シレートニ監督ニ相附ケ置キ、修業於網又ハ漁具トハ之如キ始末致サセ置キ候間御承引被下度候

○場所借人ニ而も水産税及輕費・戸数

割村費半額仕拂、外実子網・漁船借貸損害加算スレ八百五十一円斗り干場

二御賣捌右元利金御差引被下、尚不足金相生候節八正金ニテ速ニ弁償可仕候、為後日借用証連署、仍て如件

根室國花咲郡昆布盛村貳番地

明治十六年

借主 沢田次良吉 (印)

五月廿八日

函館旅籠町

立會人 鈴木周藏 (印)

西澤彌兵衛殿

(貼紙一)

「印紙調合無之二付追々壹月早壹錢貼用可致候也」

(貼紙二)

「抵当地ハ過般根室國へ相加へ被置候へ共、地券證者未だ書替無之候故厚岸郡ト書載致候へ共、其実根室國花咲郡昆布森二御届候也」

資料五―二(資料0114)

約定証

根室國花咲郡昆布森村出產

一上長切昆布 七百五拾石

是者本年收穫之見込

内 四百石 本年八月卅日限り函館へ運搬之上可相渡約定

三百五拾石本年十月卅日限り同前

右七百五拾石目形正味四千貫目百石トス砂引濱並定メ前書之通り函館へ運搬之上其時價を以テ相渡し可申候又別ニ運賃相引候余金之壹割方貴殿より仕込金之手数料として差上可申候也

同國同郡同村出產

一塩切上鮭 貳百石目 但シ精品之定ヒン屑ハ三割下之事

是ハ本年收穫高ノ見込

右塩切鮭之義も本年十月卅日迄二前昆布約定之通り函館へ運搬之上御渡し可申候約定

前書約定之上者決して無違約履行可仕候、万一右收穫見込より取揚高相増候共前記之通り貴殿へ委替御渡可申候、且又右約定ニ相背き候節ハ其力为生ずる損害ハ拙者負擔貴殿へ聊御迷惑御懸申間敷候、仍て約定證如件

根室國花咲郡昆布森村二番地

明治拾六年

本人 澤田治良吉 (印)

五月廿八日

西澤彌兵衛殿

資料六(資料0084)

金子借用証書

但利子之儀者壹ヶ月

一金式千式百圓也 金拾円ニ付式拾五錢

之定也

右之金子私共要用ニ付借用仕候處確實也、然上者明治拾五年七月廿五日限り屹度元利返済可仕候、万一借用人之内他行可致候者有之候ハ、居宅之者ヨリ返納可仕候、尚不足有之候節者家財及各自處有物不殘差上貴殿江聊御迷惑相掛申間敷候、依テ連借証書如件

蓬萊町

借用人武蔵野清次郎 (印)

明治拾五年

豊川町

壹月一日 同武蔵野ミチ (印)

蓬萊町

同武蔵野ツル (印)

西澤彌兵衛殿

資料七(資料0185)

為取換約定証書

一今般釧路国釧路加茂弥惣右衛門江係ル貸金請求ノ儀、木付可笑人江委任

資料四 (資料0046)

新昆布賣附約定証

釧路國厚岸郡出產

一新上等昆布 壹千石目

全國釧路郡出產品

一 〃 昆布 四百石目

〆合石壹千四百石目也

但シ 四千貫目ヲ以百石トス、外二三駄懸ケ老樺二付、砂引シテ老貫目

増事

直段百石二付金五百圓替へ

代金七千圓也

内 金六千三百圓 右代金之内唯今正二請取 (印)

残り金七百圓也 右金釧路郡二而昆布積入濟之上請取可申約定

右之通賣附約定仕、則證據金トシテ前頭之代金六千三百圓也正二受取申候所確實也、依之該品渡シ方其他約定スル條款左之如シ

第一條

一 該約定品渡シ方之義ハ本年第八月廿五日ヨリ產地之内式ケ所ニテ貫目相改無相違相渡シ可申約定、尤も受渡シ之場所ハ厚岸郡灣月町并釧路郡之内昆布森及跡永賀両邑ノ内貴家御望方老ケ所ニ而可相渡シ申候事

第二條

一 私昆布他賣等勿論貴家手船仁寶丸江積入シマエ不申候内ハ決而外方へ一把タリ共相渡シ不申候約、若万一渡し兼候節ハ減石數ニ当テ時之直段ニ照準シテ直違金償シテ相渡シ可申候、其他積取之ふ足石二者欠石運賃シテ百石二付金八十圓之割ヲ以支弁可致事

但シ 非常之天災ニ還リ減石スル時ハ受取之御代人ト協議之上元金ニ制限之利子相加へ則日御返却可致候事

前頭之通約定仕候処相違無御座候、若万々一ふ都合有之候節ハ兩人ニ而賣附致候得共連名之内一人ニ而も聊御迷惑等ハ勿論御損毛相懸ケ申間敷候、依而賣附約定證書如件

釧路郡米町

明治十三年 賣主 林 大助 (印)

第八月六日 厚岸郡灣月町

全 林 政六 (印)

函館内澗町

西澤彌兵衛殿

船長代理近岡祐介殿

追約條

一本約定書第貳條之内欠石スル等之事變在テ賣主ヨリ買主エ欠石運賃拂フ時八百石二付運賃金八拾圓割合渡スヘキトアルヲ茲ニ改正スル左ノ如シ
一 萬々一減石渡兼候節ハ外方倭船運賃之格ニ比較シ運賃ヲ拂フヘシ、亦船中用拾義同様タルヘシ

釧路國厚岸郡灣月町

明治十三年第八月廿三日 林 政六 (印)

資料五十一 (資料0113)

借用金證書

(貼紙一)

一金七百圓也 正金貸

一金八百拾六圓也 品代金

〆金壹千五百拾六圓也 利子之義ハ老ケ月金拾圓二付

(貼紙二)

右抵当トシテ厚岸郡昆布森村貳番地三番地之海産干場地券証相添并二道海船拾五艘別紙預り証相添差入置候也

右之金子要用ニ付正二借用仕候處確實也、然る上者本年第九月十五日限り吃度返済可仕候、右期日ニ到リ元利共延滞致候節ハ前記抵当品貴殿御勝手

△資料▽

資料一（資料0001）

廻船賣渡一札

一式拾式反帆廻船 壹艘

但し諸道具帳面通り

代金千七百六拾五兩也

差引 内金百八拾兩作事料として引

金千五百八拾五兩也

右之廻船我等所持候處、此度其許殿へ賣渡代金不残儘ニ受取申候處実正也、然ル上者此廻船二付脇外より如何様之義申出候共、我等何方迄も罷出急度埒明申、其許殿へ者少しも御難義相掛申間敷候、為後日之廻船賣渡一札依而如件

慶應二年

寅正月三日

飴屋

徳兵衛（印）

沖船頭

久藏（印）

棟梁

土佐屋

政右衛門（印）

西沢重兵衛殿

資料二（資料0004）

往來手形之事

一拾八反帆廻船壹艘

沖船頭弥兵衛

水主共八人乘

右廻船為商賣諸国江差下シ申候条宗旨万端相改メ候所儘成者ニ紛無御座候、依之津々浦々無相違御通シ可被下候、為其往來手形仍而如件

明治貳年

巳四月

大坂松本町

大和屋嘉藏（印）

津々浦々

御役人衆中

資料三（資料0006）

貸地證文之事

於内澗町

一 表口五間

裏行式拾間

拾ケ年

地面壹ケ所

此地金三百四拾壹兩三分ト永銀拾六匁壹分八厘

内訳金百七拾兩ト永銀九拾五匁五分九厘年限中詰々収割合請取定メ

残金百七拾兩ト永銀九拾五匁五分九厘年限中詰々収割合請取定メ、但し町内諸掛り并坪割錢共一切貴殿持定、年限明者地面其俣請取定メ、

右之地面當巳年九月より向卯九月迄丸拾ケ年貴殿方江貸渡し申候所實正ニ御座候、然ル上者年限中脇方より故障等一切無御座候、萬一違乱申もの有之候ハ、加印私罷出急度埒明貴殿江少しも御迷惑相懸間敷候、後日為念地面貸渡證文仍而如件

明治二巳年

九月

地主

西屋 庄藏（印）

親類

落合屋 宗兵衛（印）

立会人

大坂屋 半右衛門（印）

西澤屋伝右衛門殿

かなり難しかったこと。二、主な商活動の内容では、明治時代における商人の仕込形態による資金融通の方法と貸金業の実情、そして債権回収と漁場の経営。三、西澤商店の行方では、私信から二代目弥兵衛の人物像。以上について述べた。使用した文書が全体を捕捉するのを目的として選択されたため、関連性が薄く平面的な説明で終始したのは否めない。だが各々の場面において、この期の一般的商人の実情を知る具体例になったと考える。

西澤弥兵衛関係文書には、商人の仕込形態による資金融通に関し、貸借関係や方法などが一様ではない議定貸に係わる資料が多くあり、その実情を知ることができる。機会があれば詳しく解説し、多種多様の現象を呈する北海道漁業の実態を知る手懸りとしてほしい。

註

- (1) 『第百十三国立銀行・銀行創立要付録』(『函館市史史料編第一巻』函館市 一九七四)
- (2) 『警視総監へ進達書類・農商務省請求取調事務扣』(北海道立文書館蔵)
- (3) 石井謙二『和船』I (法政大学出版局 一九九五)
- (4) 註(3) 同、宮下正司「西廻り海運と江差商人の北前船経営について」(日本水上交通史論集第一巻 柚木学編 『日本海上交通史』文献出版 一九八六)
- (5) 註(3) 同
- (6) 註(4) 宮下正司「西廻り海運と江差商人の北前船経営について」
- (7) 『函館市史通説編第二巻』(函館市 一九九〇)
- (8) 明治五年における町別(坪あたり)地価一覧(『函館市史通説編

第二巻

- (9) 西澤弥兵衛関係文書(資料0036「念証書」)
- (10) 『北海道漁業志稿』(北海道水産協会 一九三五)
- (11) 『新釧路市史第二巻』(釧路市 一九七三)、『新北海道史第三巻通説二』(北海道 一九七一)
- (12) 註(7) 同
- (13) 註(10) 同
- (14) 註(7) 同
- (15) 『釧路町史』(釧路町 一九九〇)
- (16) 西澤弥兵衛関係文書(資料0041「副証書之事」)
- (17) 西澤弥兵衛関係文書(資料0187「委任状」) 〽0190「勸納及訴訟実費調書」)
- (18) 二野瓶徳夫著『漁業構造の史的展開』(お茶の水書房 一九六二)
- (19) 表七—十「小型船舶長試験合格者」(『函館市史通説編第二巻』)

のことで漁場の借り主から損害を請求されたこと、(三)送金が延引した理由とそれに関する中瀬氏の報告内容が異なることとの釈明、(四)建場の使用料と塩の代金の支払いについて、(五)諸税などの分担分の立替、(六)今期の留別における鱒漁全体の状況報告、である。

(三)の中瀬氏の名は長五郎で、西澤商店の支配人格である。択捉の中心地、紗那で業務に携わり留別の監督もしている。明治十一年新造の西洋形帆船善宝丸(百三十八トン)の船長中瀬庄太郎は長五郎の父親と考えられる。

以上から分ることは、留別には西澤商店の営業所があり、又、漁場、漁具、漁船の生産手段を持ち、これを賃貸している。これらの責任者が石田善吉である。だが税金などの諸経費の分担割合が決められていることから、西澤商店の雇人ではない。従ってここでの西澤商店の活動は、荒物の販売と漁場賃貸料取得による漁場経営である。生産手段を持ちながらも漁業を行わない理由としては、長年の経験からリスクの少ない賃貸を選択したものと考える。

三、西澤商店の行方

弥兵衛は明治十九年、秋田県で硫黄鉱山の採取に着手する。新しい分野の参入を図ることは商活動の転換ともいえるが、多額の損失をこうむりわずか三年で手を引いている。富国強兵の色彩濃くなる情勢下、硫黄に着眼したのは機を見るに優れたものだが、畑違いの分野で事情に疎かったのだらう。これ以降は、特に新しい動きはなく従来の商活動範囲にとどまっている。西澤商店は弥兵衛の没後、京都生まれで京都育ちの夷子仲次郎が二代目弥兵衛として継承した。

西澤弥兵衛関係文書には、京都上京区に住む初代弥兵衛の

妻多津の書翰が十二通ある。全てが夫の没後に息子仲次郎に宛て書き送ったものである。この中から二代目弥兵衛の有り様の一端をうかがうことができる。

資料九は明治三十年十二月十六日付の書翰である。初代が亡くなって半年後に書き送ったものである。西沢さきは二代目弥兵衛の妻、弥太郎は長男(同二十五年生れ)である。主な内容は、(一)一月末に弥兵衛一家が京都に来るのを楽しみにしていること、(二)送ってくれた品物のお礼、(三)小遣の無心、(四)初代の死亡に際し叔父に財産分与があり喜んでること、(五)叔父が弥兵衛の行状を叱責した手紙を出したことについて、などである。㊦様は、地蔵町で和様小間物類を取り扱う木下商店の木下清次郎という人物で、二代目弥兵衛が間借りするなど深いつながりがある。

(五)の叔父が弥兵衛を叱責する手紙を送るにいたったのは㊦様の情報によるものである。このことを心配する母親としての気持が綴られている。だが弥兵衛に対する世間の評価は「万の金を持ちて、あのようにしおれば三年もたん」であったようだ。どのような行状かは具体的に分らない。

西澤商店は初代弥兵衛の時代には函館の経済界に相応の足跡を残している。だが、函館の黄金時代といわれる明治三十年〜大正時代には姿を消してしまった。この原因を一概に書翰の記述に結び付けることはできないが、二代目の力量不足は否めそうにない。

おわりに

以上、西澤弥兵衛関係文書の十点を紹介した。一、独立に至る迄の経緯では、維新を契機に函館では身分を問わずチャンスをつかむ自由があつたが、単独で何事かを成し得るのは

誌であることから、物産商をアピールしたものである。水産物の生産分野では荒物商として、又、販売分野では物産商として活動をし、その一環に漁業生産者に対する仕込形態の金融があつた。だが弥兵衛はそれ以外にも金銭の融通を行っている。

資料六の明治十五年正月一日付「金子借用証書」は、蓬萊町武蔵野清次郎が弥兵衛から金二千二百円を借用した証書である。武蔵野清次郎は「武蔵野楼」の主人で、函館遊里界では名の知れた人物である。弥兵衛から借金をするのはこれで二度目である。この他にも函館在住で職業の分らない者の金銭借用証が残っており、いずれも担保などは取っていない。

この現象は弥兵衛の独立から三県期に見られる。この期の庶民の金融は無尽講や質屋であつた。しかし無尽は講仲間が順次に融通を受ける互助的なもので、緊急を要する場合に借りることはできなかった。又、質屋は担保が必要である。これらの不足を補うものとして弥兵衛は貸金業を行っていたと考える。

(三) 貸金回収

資料四、五―一、五―二、六と金銭貸借に関する契約証を紹介したが、全ての貸金が契約内容通りに返済された訳ではなかった。特に水産物の収穫高は予想外の結果となる場合が少くない。その時は、すぐさま抵当物件での回収を行わず、返済が滞った旨を記載した新たな借用証に書き替えている。そして双方が返済方法について話し合い解決策がとられた。だが漁場が遠隔地のため、債務者の状況を掌握するのが難しいこともあり、回収業務が遅々として進まない場合は法廷に持ち込んだ。

資料七の明治廿二年十一月廿五日付「為取換約定証」は、

釧路の加茂弥惣右衛門の貸金請求についての訴訟に係わる業務を木付可笑人に依頼した際の委任契約証である。諸手続費用の前払いや報酬についての取り決めが記載されている。木付可笑人は士族で、代言人ではないが法律に明るかつたのだろう。

この一件は同十四年、加茂弥惣右衛門の鮭漁業に対し弥兵衛が資金融通をしたことに端を発している。幾度も再契約や請求が成されたが返済は滞つたまま、遂に法律による解決策を選択したのである。勸解は現在の調停だが結果は出ず裁判に持ち込まれている。だが問題は長期化し受任者も木付可笑人から宮坂清造なる人物に替わり、結局、弥兵衛が勝訴し債権回収が成るのは同二十八年九月である。

貸金回収がこれ程長期化したのは特異な例だが、いずれの場合にも弥兵衛から法律行為を委任された者がかかる諸事務を処理している。そして抵当物件の土地や海産干場、漁浜とそれに伴う建物の拝借権、船、漁道具などにより債権を回収し、且つ不足額は金銭で補わされている。因みに宮坂清造はこうした業務に長けていたらしく、こじれた問題は全て解決させている。従つて現在迄の文書解読の限りでは未回収の債権は見当たらない。

(四) 漁場の経営

漁場の経営には、生産目的の漁業経営（歩方経営を含め）と、漁場貸貸料取得による経営⁸⁶があつた。事業報告書翰から後者について紹介する。

資料八の明治三十一年九月十八日付書翰は、千島国紗那郡留別村の石田善吉が二代目西澤弥兵衛に宛てたものである。内容を要約すると、(一)シレートの建場の使用料と塩の販売価格決定についての伺い、(二)実子網・漁船の老朽化と、そ

(二) 証拠金として六千三百円がこの契約時に支払われたこと、(三) 品物の受け渡し日は同月二十五日で、受け渡し場所は双方合意の生産地二ヶ所とする。又、減石した場合など想定される事柄について種々取決めが成されている。このように見込収穫物に対し買取価格を決定し、証拠金の名目で代金を前払いするのが青田売買である。

証拠金として予定される総額の九割が既に支払われ、これに対する抵当物件は未収穫物であるという実に不確かな契約である。この方法は相互の深い信頼関係の上で成立し得るものである。弥兵衛と林大助との金銭貸借関係はこれ以前にもあり、以降も暫く続いている。林大助は同十七年、厚岸方面の昆布生産者の総代人として、民営化した貿易会社広業商會と官貸資金消流昆布の委託販売契約を結んでいることからも、昆布生産者として信用に値する人物であったと考えられる。

新昆布は八月末迄に函館入港を果たしたものは「一番昆布」と称し相場が高く、平均価格の二割高で取引された。弥兵衛はこれを想定し思い切った手段で昆布の確保を図ったと考える。生産者側が青田売買に応じた理由については分らないが、いずれにせよ双方の思惑が合致した契約であろう。

因みに十三年の長昆布の平均価格は、生産地厚岸で百石に付凡そ四百十三円、函館では六百八十一円であった。この契約は生産者も有益な結果となったが、それにも増して弥兵衛が莫大な利益を得るのは必至のことである。商人が青田売買による取引で成功を収めるには、相場を読む熟練した能力と豊富な資金力が必要で、かなり投機的なものといえる。

漁期間仕込の文書

資料五―一の明治十六年五月二十八日付「借入金證書」は、

花咲郡昆布森の漁業家沢田次郎吉が西澤弥兵衛から金銭七百円と八百拾六円分の品物を借りた際の契約証である。抵当物件は昆布森の海産干場二ヶ所と昆布採取船・道海船(胴海船)十五艘で、支払期限は九月十五日である。貼紙は同十四年八月郡区町村編成により抵当物件の海産干場の管轄が、釧路から根室国花咲郡に編入されたことを受け、住所変更が届出中である旨を記したものである。

資料五―二の明治十六年五月二十八日付「約定証」は、資料五―一と同時に作成されたものである。上長切昆布七百五拾石と塩切上鮭貳百石の委託販売契約証である。主な内容は、(一) 上長切昆布七百五拾石のうち四百石は八月二十日迄、残りの昆布三百五拾石と塩切鮭は十月二十日迄に各々函館で引渡す、(二) 仕込手数料は昆布・鮭共に函館迄の運賃を差引いた一割となっており、生産物は全て弥兵衛に委ねる旨が記載されている。

資料五―一の「借入金證書」と五―二の「約定証」が一組となり仕込契約が成立したことになる。仕込主は委ねられた全ての生産物を販売し、その代金から販売手数料を差引いた上で、貸与していた金銭と物品代を合算し利息を加えた額を差引する。故に仕込主が損害を被ることは無い。又、納品した商品の価格は函館相場より高値に設定されており、更に荷造り料や運賃を付加して算出した金額である。従って弥兵衛の利益は、貸金利息、物品の販売利息(荒物商なので仕込値は函館相場より安い)とその貸付利息、自前の船で物品を運ぶので運送料、そして仕込手数料となる。

(二) その他の借用証

弥兵衛は明治十八年出版の「商工函館の魁」に「船持并北海道物産商」の広告を掲載している。これは函館案内の広告

質入れ、質流れを公認しており、その際用いられた一般的な方法である。土地の売買でその旨を明記するようになるのは、明治五年、地券発行についての太政官布告以降である。これに関連して町別地価の達しも出されているが、内濶町は一坪当りの価格が七両で、この契約時の凡そ二倍になっている。

加えて区画整理の測量により、百坪とされた土地が百三十坪あったことなどで、売主の西谷とトラブルが発生している。弥兵衛が追加金を支払い決着したのは明治十四年である。

借主の名義が弥兵衛ではなく西澤屋傳右衛門となっている。この人物については分からないが、弥兵衛と同姓であることから一族と考えられる。明治二年の段階では弥兵衛の身分は大坂を本拠地とする船宿の沖船頭である。それにより函館において重要な契約履行の資格者として認知されていたことが窺われる。

以上が弥兵衛の独立にいたるまでの主な資料である。維新を契機に函館には誰でもが商機をつかむ自由があった。とはいえ、雇い人の社会的認知は低く、いざ何事か成すとき、ひいては立身出世を果たすには、身元確かなる者の大なり小なりの後ろ楯が無ければ、かなり難しかったのではないだろうか。

二、主な商活動の内容

(一) 商環境と具体的活動内容

西澤弥兵衛の独立を明治五年とする根拠は、前出の「北門名家誌」に「五年、百十余石容積の倭船を新造」の記述があること、商取引の文書に「函館内濶町平西澤弥兵衛」と明確に記載するようになったのが、明治五年からであることなどから判断した。

この年、商品流通の活発化を図るための措置として暫定的に海関輸出入税が廃止された。加えて維新後進出して来た仲買人が急激に成長し問屋以外の取引が広がるなど、特権的問屋の派生する諸々の制約が形骸化する傾向にあった。弥兵衛の独立はこの時機を捕えたものといえる。

西澤商店は荒物商と海産商を兼ね備えたもので、この期の海産商は各漁場で需要の高い商品分野の荒物を看板に掲げる者が少くなかった。漁場は遠隔地にあり流通機構が未整備のため、函館との地域間の価格差を利用して荒物の販売をし水産物の取扱いをする、いわば北前船交易の手法に因るもので、船頭あがりならではといえる。そして水産物の集荷方法は、漁業生産者に対し漁場資金や荒物を前貸し、海産物の提供を約させる北海道漁業における典型的スタイルである。

明治時代において、商人の前貸による漁業資金融通の方法には、仕込（周年、漁期間）、青田売買、議定貸などがあり、周年仕込が専らであった松前藩政下より多様化している。この原因としては、生活を繋ぐための漁業生産というよりも収益を目的として従事する者が増えたことに因るものと考えられる。又、明治九年に漁場持制度が廃止され漁場所有の近代化がすすむにつれ、多くの函館商人が進出した道東地域の根室・釧路などは、漁業のみならず各種移住者も増え、次第に商店街が充実し始めたのも、漁期間仕込が多くなった理由の一つではないだろうか。

青田売買の文書

資料四は明治十三年八月六日付（追約定は同月廿三日）の「新昆布売附約定証」である。釧路の昆布生産者林大助らが、新上等昆布売千四百石を西澤弥兵衛に売却することを約す契約証である。主な内容は、(一) 販売価格は百石に付五百円、

野喜兵衛・二十万円以上、田中正右衛門・十万円以上、渡辺熊四郎・八万円前後、今井市右衛門・五万円前後、平塚時藏・三万円以上など、重立つ商人を含め五十余名が列挙されている。西澤弥兵衛も名を連ねており、概略的にとらえられている中位の商人の具体例になるのではと考える。

一、独立に至る迄の経緯

資料一の慶応元年正月三日付「廻船売渡一札」は、式拾式反帆廻船が代金千七百六拾五両で西澤弥兵衛に売渡された際の契約証である。売主に飴屋徳兵衛の他、沖船頭と作事（修理）をした棟梁が名を連ねていることから、この廻船が中古船だと分かる。諸道具とは、帆柱・帆桁・舵・伝馬船のことである。船を新しく造った場合は船本体を素船とし、これらを区別して勘定した。

弁財船の素船・諸道具代を含めた新造費用は、江戸時代には十石当り十両だったものが、貨幣価格の変動・物価の上昇で慶応二（一八六六）年頃には十石当り三十二両と高騰している。二十五反帆を千石積とすると、この廻船は約八百石積で、新造した場合の価格は二千五百六十両となり、中古船との価格差は大きい。

又、弁財船の標準的耐用年数は二十年程である。しかし新造から十二、三年目には中作事（又は大作事）と呼ばれる大修理をしなくてはならず、多額の費用がかかった。良好な船質維持が求められる菱垣廻船などはこれをせず売却し、代船新造の費用にあてた。こうして売り出された中古船は北前船として利用される場合が多かった。江差商人が船持ちになる最初は古船の購入によるケースが多いとされることから、箱館においても同様の事例は少なくなかったと考える。

買主、西澤重兵衛は弥兵衛の養父である。弥兵衛は文久三（二八六三）年に分家しているが、この廻船の船頭は弥兵衛だろう。しかし、その立場が重兵衛の代理を務める準直乗か、又は、この中古船の代金全てを弥兵衛が賄った直乗船頭なのかは分らない。

資料二は明治二年四月付「往来手形」である。十八反帆は四〜五百石積の廻船である。船主の大坂松本町大和屋嘉蔵は船宿を営んでいる。船宿は廻船の船頭らの宿泊施設であるが、荷物や船具用品の斡旋をしたり、廻船をめぐる訴訟などでは船主や船頭の保証人としてその利益を代弁した。又、回漕問屋が船宿を兼ねている例が多いことから、買積船の船頭たちの商取引の場でもあった。のちには付属的に積荷の売買を行うようになり問屋類似の営業や金融業を営むなど、実に多様な機能を持っていた。従って、弥兵衛の行動範囲が、大阪―北海道間であったのか、又は、大阪―東京間など本州諸港が主体だったのか、この限りでは知ることができない。

いずれにせよ、資料一から一転して純然たる雇われの身になった経過については、先の廻船を海難もしくは他の理由で失ったものなのか、旧幕府脱走軍の箱館占領、そして新政府軍攻撃開始による居留民の避難勧告と、めまぐるしく変化する情勢に対処したものなのか、確たるところは分らない。この沖船頭時代は、弥兵衛をとりまく環境が大きく後退した時期といえる。

資料三の明治二年九月付「貸地證文之事」は、函館内濶町の百坪の土地を金三百四拾老両三分余で貸借する契約証である。約半額を内金として支払い、残金を十ヶ年で清算すると所有権が借主に移転することから、実際は永代譲渡である。これは幕府が土地の売買を禁じる一方、一定の手続を踏んだ

△研究ノート▽

明治期函館商業史の一考察

— 西澤弥兵衛関係文書の紹介を中心に —

熊谷 與志子

はじめに

明治二（一八六九）年九月、蝦夷地の社会経済システムの根幹ともいえる場所請負制度が廃止され、北海道は新しい体制に漸次組み込まれていく。とりわけ水産物の流通における旧制度の改廃は世代交代を促し、特権商人に替わって新興の商人がその中心を成すようになる。この中には有力な後立てを持たない商家の番頭・行人・船乗りなどから身を起した者もいた。ここに紹介する西澤弥兵衛もこうした新興商人の一人である。

西澤弥兵衛については、明治二十七年刊行の「北門名家誌」などで凡そ知ることができる。近江国愛知郡斧磨村（現秦荘町）出身で、弘化元（一八四四）年、江差に渡り、木綿などの行商を経て幕末頃、拠点を箱館に移し船方修業をする。明治五（一八七二）年、函館内濶町（現末広町）で荒物商として独立開業をした。以降、持船を増やし根室・釧路・択捉方面に商圏を広げていく。同十三年、第百十三国立銀行の設立株主になるなど、函館が水産物の集散港として活況を呈する時、その基盤を固め、函館商業の発展時期、経済界の中心に座していた。同三十年五月没、西澤商店は実子仲次郎（京都

生れ）が二代目弥兵衛を継承する。

西澤弥兵衛関係文書を大まかに分類すると次のようになる。

- 一、明治五年の独立に至る迄の資料
- 二、商活動関係資料
 - (一) 金銭等の借用証
 - (二) 水産物等の売買契約証及び送り状の類
 - (三) 債権回収に関する資料
 - (四) 事業報告の書翰
- 三、書翰（私信）
- 四、その他（寄附関係など）

本稿はこの分類をもとに、うち十点の文書を用い、

- 一、独立に至る迄の経緯
- 二、主な商活動の内容
- 三、西澤商店の行方について

説明し、西澤弥兵衛の函館における有り様を紹介するものである。

明治十六年の農商務省調査の「函館市中資産高一万円以上の富有者」²⁾は、資産高五十万円以上の杉浦嘉七を筆頭に、藤

保科 智治：館蔵「西澤弥兵衛関係文書」の紹介

0964	約束手形(金壹百参拾五円){石田光之助→西沢弥太郎}	大正 15 年 6 月 11 日	状	T45500
0965	受取証(コークス代金){新通運送株式会社板橋支店→弥栄商店}	大正 15 年 7 月 11 日	状	T46304
0966	約束手形(金壹百四拾参円){埼玉県北足立郡川口町三百番地 石田光之助→石田音八}	大正 15 年 8 月 8 日	状	T45600
0967	約束手形(金壹百参拾五円){埼玉県北足立郡川口町金山町1の100 石田光之助→石田音八}	大正 15 年 8 月 18 日	状	T45700
0968	[競売延期書上]{十條町九一九番地松隅善一石田光之助}	大正 15 年 10 月 4 日	状	31700
0969	領収書(九分売掛代){東京市京橋区南傳馬町三ノ五 第一相互館二階 吾妻商会→市内尾久町上尾久 223 番地弥栄商店 西沢弥太郎}	大正 15 年 10 月 14 日	状	T45802
0970	[書翰]{石炭取引に関する呼び出し}{東京市京橋区南傳馬町三ノ五 第一相互館二階 吾妻商会→市内尾久町上尾久 223 番地 弥栄商店 西沢弥太郎}	大正 15 年 10 月 16 日	状	T45801
0971	仮証(領収書){林徳造→西沢弥兵衛}	大正 15 年 11 月 11 日	状	31800
0972	領収証(弁済金拾円領収証){東京市小石川区音羽町3丁目21番地 弁護士林徳造→西沢さき殿代理 西沢弥太郎}	大正 15 年 11 月 11 日	状	T45900
0973	受領証(手形費用){成瀬→西沢}	大正 15 年 11 月 20 日	状	T46305
0974	[手紙]{石炭代金見積もり}{東京市芝区桜田久保町四番地 東京商事株式会社→市内尾久町上尾久式七参弥栄商店 西沢弥太郎}	大正 15 年 11 月 29 日	状	T46302
0975	請求書(石炭コークス代金){高田岩松→西沢商店}	大正 15 年 11 月	状	T45403
0976	[受取証]{石炭コークス代金}{高田岩松→西沢商店}	大正 15 年 12 月 13 日	状	T45405
0977	[簡閲点呼通知]{京都市上京区役所→西沢弥太郎}	大正 15 年 12 月 13 日	状	T45404
0978	[書翰]{養子縁組み相談}{津留子→お姉様}	大正 5 月 1 日	状	T45401
0979	[書翰]{父への印鑑証書送付依頼状}{京都市聖護院町大学病院前 西沢弥太郎→函館区地蔵町兼松太郎様方 西沢弥兵衛様}	大正 8 月 24 日	状	T46800
0980	配達願{木下順乗→函館地蔵町10 津国屋兼松方へ}	大正 9 月 9 日	状	T46000
0981	[断簡]{■■衛殿 親展 ■■小川通}	大正	状	T47000
0982	[封筒]{東京市小石川町三丁目廿一番地 弁護士林徳造事務所→尾久町上尾久二千七百六十四番地 西沢弥太郎}	大正		T47900
0983	[名刺]{相生町七十四番地 葛田経國}	大正	状	T48400
0984	[手紙]{染物代金及び反物の残金の件}{京都(さわ屋) 畠守宅→石狩国旭川二条通七丁目木下直次郎様方 西沢弥兵衛様}	昭和 1 年 8 月 29 日	状	T46100
0985	電報送達紙(トナリノケンコメゼヒツクル){2の7キノシタナオジロ カタ ニシサワヤヘイ}	昭和 1 年 8 月 29 日	状	T46600
0986	[書翰]{西沢弥太郎方に納入された品の代金未納について等}{西沢弥太郎→青木要吉}	昭和 2 年 1 月 2 日	状	T46303
0987	特殊(通常小包)郵便物受領証	昭和 2 年 1 月 11 日	状	T46301
0988	訴状(約束手形金未払いにつき){原告東京市京極区南伝馬町三丁目五番地青木要吉→被告被告東京府下尾久町大字上尾久二七三三番地西沢弥太郎他1名}	昭和 2 年 1 月 26 日	冊	T46201
0989	期日呼出状{東京区裁判所→西沢弥太郎}	昭和 2 年 3 月 10 日	状	T46202
0990	欠席判決{東京区裁判所→京都市上京区河原町通り広小路上ル御尚出町四百二十三 西沢弥兵衛方 西沢弥太郎}	昭和 2 年 4 月 14 日	冊	T46203
0991	大阪朝日新聞(夕刊){「採否を決しかねて府立高女の口問筆答けふ一斉に行はる」}	昭和 3 年 3 月 28 日	状	T46400
0992	[口頭弁論期日変更決定通知]{京都府裁判所書記 入江武文→西院村大字西院三十三番地 天川理三郎殿}	昭和 3 年 7 月 16 日	状	T46502
0993	[書翰]{口頭弁論期日延期の報告}{京都市外西院 天川理三郎→京都市烏丸鞍馬口東入一丁 西沢弥太郎殿}	昭和 3 年 8 月 11 日	状	T46501
0994	実測函館詳図(改正区画地番入附湯ノ川温泉及近郊図){西堀近江堂→}	昭和 16 年 4 月 5 日	状	31900
0995	[便箋]{白紙}	昭和	状	T47100
0996	函館広告新報(断簡)	昭和	状	T48100
0997	函館広告新報(断簡)	昭和	状	T48200
0998	[断簡]			T47600
0999	[断簡]{印紙・こより等}			32000

0910	印紙 (一銭)	明治	状	T04101
0911	〔宛名書〕(西澤弥兵衛様)	明治	状	T04102
0912	〔包紙〕(「証文入 明栄丸勘右衛門」とあり)	明治	状	T04200
0913	証 (品物受取書)	明治	状	T04300
0914	〔包紙〕(「公正証書及貸金証書」とあり)	明治	状	T04400
0915	〔封筒〕(「蛭子栄吉工賃金証書在中」とあり)	明治		T04500
0916	石仮戸礦山事務所準則	明治	冊	T04600
0917	廃業届 (未記入用紙) {斎藤栄二郎→}	明治	綴	T04701
0918	廃業届 (未記入用紙) {斎藤栄二郎→}	明治	綴	T04702
0919	廃業届 (未記入用紙) {斎藤栄二郎→}	明治	綴	T04703
0920	鮭漁業願二対スル副願書 (未記入用紙) {斎藤栄二郎→}	明治	綴	T04704
0921	鮭漁業願二対スル副願書 (未記入用紙) {斎藤栄二郎→}	明治	綴	T04705
0922	鮭漁業願二対スル副願書 (未記入用紙) {斎藤栄二郎→}	明治	綴	T04706
0923	〔鮭漁業願訂正に関する書類〕(大津村戸長役場→)	明治	状	T04800
0924	鮭漁場方位更正の儀二付御願 (常呂郡常呂村四十七番地杉本重作→三澤秀二)	明治	冊	T04900
0925	〔包紙〕(「雇夫証証入」とあり)	明治	状	T05000
0926	〔計算書〕(小碓、わらじ等)	明治	状	T05100
0927	出入 (諸入用費書上)	明治	横	T05200
0928	仕切書之写 (塩切鮭・筋子等の金額)	明治	状	T05300
0929	下調書 (貸付金をまとめたもの)	明治	冊	T05400
0930	〔鱈売付証〕	明治	状	T05500
0931	念証 (択捉漁場における越年契約書) {青森県北津軽郡鶴田村鶴泊廿六番地三浦又三郎妻その→西澤弥兵衛}	明治	状	T05600
0932	〔断簡〕(エトロフ三上宛)	明治	状	T05700
0932	〔断簡〕(エトロフ三上宛)	明治	状	T05700
0933	収入印紙 (1 銭)	明治	状	T05801
0934	収入印紙 (2 銭)	明治	状	T05802
0935	秋田縣羽後國仙北郡玉川村田沢村七ヶ山硫黄坑地形図面	明治	状	T05900
0936	〔金銭書上〕	明治	状	T06000
0937	〔書翰〕(証書類返却の件につき) {→越俊道}	明治	状	T24503
0938	六月廿日浦嶋丸ニテ太市持参 (証書類の書上)	明治	状	T24504
0939	差引ノ記 (強制執行による差押など)	明治	状	T24505
0940	委任状目録 {→長安道→}	明治	状	T28205
0941	契約用台紙 (証券印紙貼付)	明治	状	T40204
0942	請取証	明治	状	T40208
0943	〔断簡〕	明治	状	T40209
0944	〔小作料調書覚〕	明治	状	T40210
0945	〔封筒〕(「寿都郡菊池三郎殿仁寶丸勇介宛預金証書入」とあり)	明治		T46306
0946	北見国網走 熊澤留吉殿仕払記	明治	状	T47200
0947	〔断簡〕	明治		T47300
0948	〔包紙〕(「預り書老通 深伯五郎兵衛」とあり)	明治		T47400
0949	〔断簡〕(「亀田清顕 [] 丸会計殿」とあり)	明治	状	T47500
0950	〔包紙〕(「預書入」とあり)	明治	状	T47700
0951	〔封筒〕(「各府縣北海道庁寄付金賞書入」とあり)	明治		T47800
0952	〔封筒〕(「渡島茅部郡掛濶村貸下地所出願二付 葛田経國関係書類」)	明治		T48000
0953	品物出入 (小豆、糯米、白米、縄、筵等の書上)	明治	横	T48300
0954	〔覚書〕(断簡)	明治	状	T48500
0955	戸籍謄本 (父西沢弥次兵衛 母タツ 戸主西沢弥兵衛 妻サキ 長男弥太郎 長女絹子) {京都市上京区戸籍吏 尾形惟昭}	大正 1 年 8 月 23 日	状	T44900
0956	〔封筒〕{函館区地蔵町一〇 高松太兵衛→旭川二条通六丁目六十号 木下商店様方 西沢弥兵衛様宛}	大正 1 年 8 月 27 日		T45000
0957	〔書翰〕(近況報告) {京ト聖護院町大学病院前 西沢弥太郎→北海道旭日川二条通六丁目木下様方 西沢弥兵衛}	大正 1 年 9 月 8 日	状	T45100
0958	八雲局行付箋	大正 1 年 9 月 8 日	状	T45201
0959	印鑑証明 (大正元年届出 元三■ (左方) 組 聖護院町字中川原 二五地ノ式戸主 氏名西沢弥兵衛 明治二年十月拾七日生)	大正 1 年	状	T44800
0960	〔付箋〕(函館局廻シ)	大正 9 年 9 月 1 日	状	T46700
0961	〔手紙〕(入金延引願) {石田光之助→西沢弥太郎}	大正 15 年 2 月 9 日	状	31600
0962	約束手形 {埼玉県北足立郡川口町 300 番地 石田光之助→西沢弥兵衛}	大正 15 年 3 月 31 日	状	T45300
0963	滞納金額収証書 {東京市赤坂区役所 関根定松→北豊島郡尾久町上尾久 27 番地}	大正 15 年 5 月 26 日	状	T45402

0854	〔手紙〕(金子受け渡しにつき)〔釧路郡米町七拾七番地柳川新吉→函館区末広町平西澤弥兵衛〕	明治	12月21日	状	T02500
0855	借用証〔大町二丁目米沢糸蔵→平西沢〕	明治	12月30日	状	28000
0856	記(金子書上)	明治		綴	20801
0857	覚(地代の請求)〔西屋広蔵→西沢屋伝右衛門〕	明治		状	28100
0858	借入金証〔釧路国厚岸郡湾月町能城善助→近岡祐助〕	明治		状	28200
0859	借用証(下書力)	明治		状	28300
0860	証(貸金および利子書上)〔西沢→■■■■〕	明治		状	28400
0861	証(受取証)〔豊川町四十一番地島田安治→阿部濟〕	明治		状	28500
0862	〔電報〕〔スズキコウキチ→スエヒロニシザワヤヘイ〕	明治		状	28600
0863	預り書之事〔清水仁右衛門→西沢弥兵衛〕	明治		状	28700
0864	〔書簡〕(借入金の件について)〔加茂万吉→平御印〕	明治		状	28800
0865	委任状(下書)〔上松藤治郎→〕	明治		状	28900
0866	委任状(下書)〔西沢弥兵衛→〕	明治		状	29000
0867	訴訟代理委任状〔函館区豊川町五拾番地西沢弥兵衛→〕	明治		状	29100
0868	取調書(宅地・海産干場取調書)〔西沢弥兵衛→〕	明治		冊	29200
0869	〔不動産書上〕	明治		状	29300
0870	建家代価調書〔佐々木文治→〕	明治		状	29400
0871	貸地約定証書之事(下書)	明治		状	29500
0872	〔積入品書上〕	明治		冊	29600
0873	〔諸経費書上〕	明治		状	29700
0874	記(各種料金書上)〔宮坂→〕	明治		状	29800
0875	〔地代書上〕	明治		状	29900
0876	北海道室蘭図面	明治		状	30000
0877	〔地図〕(渡島国亀田郡上湯川村字釜場沢五拾四番)	明治		状	30100
0878	〔海面地図〕	明治		状	30200
0879	〔海面地図〕	明治		状	30300
0880	〔包紙〕(「借入金証書・蓮菜町・■■■■」とあり)	明治		状	30400
0881	〔包紙〕	明治		状	30500
0882	〔包紙〕(「壺通 武蔵野清次郎」とあり)	明治		状	30600
0883	〔包紙〕(「阿部濟判決書及関係書」とあり)	明治		状	30700
0884	〔包紙〕(「証書入油屋甚十郎」とあり)	明治		状	30800
0885	〔包紙〕(「上松藤次郎 漁場証書入」とあり)	明治		状	30900
0886	〔包紙〕(「宮坂関係書類在中 西沢弥兵衛様」とあり)	明治		状	31000
0887	〔封筒〕(「西沢書類」とあり)	明治			31100
0888	〔封筒〕(「常呂郡常呂村四拾七番地杉本重作二関スル書類在中」とあり)	明治			31200
0889	〔封筒〕(「明治廿六年度阿部濟二関スル要用書入」とあり)	明治			31300
0890	〔封筒〕(「北見国網走郡北見町熊沢留吉書類入」とあり)	明治			31400
0891	〔封筒〕(「秋田県石仮戸礦山要証書九通在中 西沢弥兵衛」とあり)	明治			31500
0892	〔金銭出納覚〕(金銭出納帳の一部)	明治		状	T00600
0893	田中漁場分(経費書上)	明治		綴	T00801
0894	精算書(渡金書上)	明治		綴	T00802
0895	〔包紙〕(「委任状西村与平」とあり)	明治		状	T02600
0896	解任届(未記入)〔斎藤栄次郎→〕	明治		状	T02700
0897	〔電報〕(ミコミアルスグイク)〔クシロ イシヲカ ウノキチ方 キツキ カシヨウト→スヘヒロ町ニシサワ ヤヘイ方 ナカタ トミシロ〕	明治		状	T02800
0898	〔包紙〕(「身欠預り書壺通売切二相成先方江辰候事 天屋」とあり)	明治		状	T02900
0899	記小舌網調(網縄の数量と代金)	明治		状	T03000
0900	〔封筒〕(北海道函館東濱町第百十三国立銀行→西澤弥兵衛)	明治			T03100
0901	〔包紙〕(「蛭子栄吉」とあり)	明治		状	T03200
0902	土屋ヨリ出ベキ金也(金銭書上)	明治		状	T03300
0903	〔封筒〕(「西尾久助殿工貸金証書在中」とあり)	明治			T03400
0904	〔借金返済延期願〕	明治		状	T03500
0905	〔封筒〕(「名越友太郎関係書入」とあり)	明治			T03600
0906	〔包紙〕(「但為換証入 馬場政次郎殿証書入」とあり)	明治		状	T03700
0907	〔書翰〕(金拾円に対する割引料とお釣りに関して)〔(㊤)江差銀行函館支店→西澤弥兵衛〕	明治		状	T03800
0908	〔実測図〕(渡島国亀田郡上湯ノ川村字釜場沢五拾四番五拾五番)	明治		状	T03900
0909	〔実測図〕(渡島国亀田郡上湯ノ川村字釜場沢五拾四番五拾五番)	明治		状	T04000

0801	証(割引料金式拾円領収につき) (相馬哲平→木下清次郎殿支配人木下松太郎)	明治 34 年 5 月 20 日	状	T43600
0802	証(割引料金式十四円領収につき) (相馬哲平→木下)	明治 34 年 5 月 21 日	状	T43700
0803	証(五日分利子金式拾七円領収につき) (相馬哲平→西澤弥兵衛)	明治 34 年 5 月 31 日	状	T43800
0804	山口栄太郎殿積算書(漁具類など) (函館区元町 山口栄太郎→京都小川通一条下ル宇野キク様方 西沢弥兵衛)	明治 34 年 5 月	状	T44202
0805	鯨搾粕売買契約証書正本 (函館区豊川町五十番地 西沢弥兵衛→函館区天神町百十番地 久保周三)	明治 34 年 6 月 19 日	冊	T43900
0806	証(金式十四円割引料領収につき) (相馬哲平→木下)	明治 34 年 7 月 5 日	状	T42200
0807	[書翰](東海岸・西海岸漁失敗につき報告) (函館区元町十二番地 山口栄太郎→京都市小川通一条下ル宇野キク様方 西沢弥兵衛)	明治 34 年 9 月 2 日	状	T44000
0808	網船譲渡証(名越友太郎・斉藤小野吉→西沢弥兵衛)	明治 34 年 9 月 17 日	綴	T44101
0809	売渡証(塩四百五拾俵) (名越友太郎・斉藤小野吉→西沢弥兵衛)	明治 34 年 9 月 17 日	綴	T44102
0810	[書翰](土地売買の件) (函館区元町 山口栄太郎→京都小川通一条下ル宇野キク様方 西沢弥兵衛)	明治 34 年 9 月 28 日	状	T44201
0811	[担保物件の覚書](虻田郡壮警村字トコタンの畑地等)	明治 34 年	状	T44400
0812	[書翰](礼状) (竹下忠兵衛→京都市新間之町二条上ル 宇野亀松)	明治 36 年 2 月 8 日	状	T44500
0813	納入告知兼領収証書(西沢弥太郎 明治 36 年度 高等学校授業料 納入告知兼領収証書) (京都市参事会 京都市長内貫甚三郎→西沢弥太郎保護者)	明治 36 年	状	T44600
0814	配達回送票 (胆振国八雲 木下順乗方)	明治 40 年	状	T44700
0815	[書翰](小田志郎へ渡金の依頼) (石田善吉→西澤弥兵衛)	明治 1 月 18 日	状	T00400
0816	証(印紙代預り証) (中津喜右衛門→西澤弥兵衛)	明治 2 月 8 日	状	T00500
0817	[書簡](訴訟の件について) (大■■■■■→西沢■■■)	明治 3 月 15 日	状	26800
0818	証文一札之事(借用証) (田中久吉→西沢弥兵衛)	明治 3 月	状	26900
0819	証(借用書) (㊦→平)	明治 4 月 11 日	状	27000
0820	記(借用書) (㊦店寅吉→平)	明治 4 月 27 日	状	27100
0821	[書翰](土地登記に関する依頼状) (釧路栄町番外地木付可笑人→函館末広町百三番地西澤弥兵衛)	明治 5 月 12 日	状	T00700
0822	[書翰](漁況及び扱捉の状況報告) (福井太市→西澤弥兵衛)	明治 6 月 11 日	状	T00900
0823	[書翰](磯舟製造等の件につき) (扱捉留別 福井太市→函館区末広町 西沢弥兵衛)	明治 6 月 25 日	状	T45202
0824	[書翰](漁場状況報告) (留別石田善吉→紗那中瀬長五郎)	明治 6 月 30 日	状	T01000
0825	[書翰](積荷回送・預りの件につき) (中セ→福井太市)	明治 6 月 30 日	状	T45203
0826	[書翰](品物預け方の件につき) (中セ→福井太市)	明治 6 月 30 日	状	T45204
0827	[書翰](商用) (貴太郎→西澤主人)	明治 7 月 3 日	状	T01100
0828	[書翰](漁場使用網に関して) (ルベツシレート西澤漁舎→西澤主人)	明治 7 月 9 日	状	T01201
0829	[書翰](漁場状況報告) (ルベツシレート西澤漁舎→西澤主人)	明治 7 月 9 日	状	T01202
0830	[書翰](漁場賃料等相談の件につき) (千島国紗那郡留別村石田善吉→中瀬長五郎)	明治 7 月 14 日	状	T01300
0831	[書翰](商用報告) (東京神田錦町三丁目十七重持高方越俊道→函館豊川町西沢弥兵衛)	明治 7 月 15 日	状	T01400
0832	記(送金費用書上) (藤原二男治→宮坂清造)	明治 9 月 9 日	綴	20802
0833	[書翰](電報記載例等について) (鈴木幸吉→西澤)	明治 9 月 16 日	状	T01701
0834	証(食塩・白米受取証) (斎藤辰蔵→石狩丸)	明治 9 月 23 日	状	T01500
0835	[電報] (ハナサキスズキコウキチ→スエヒロニシザワヤヘイ)	明治 9 月 25 日	状	27200
0836	念書之事(貸地年季年限延引の件について) (地主西屋庄蔵→西沢屋伝右衛門)	明治 9 月	状	27300
0837	[書翰](保険金解約について) (兼松太三郎→西澤御主人)	明治 10 月 3 日	状	T01600
0838	[書翰](中間縄送付依頼等) (鈴木幸吉→西澤御主人)	明治 10 月 12 日	状	T01703
0839	[書翰](積送数量等報告) (鈴木幸吉→西澤御主人)	明治 10 月 12 日	状	T01702
0840	証(領収書) (平出商店→西沢)	明治 10 月 17 日	状	27400
0841	領収証(八木橋事務所→西沢弥兵衛)	明治 10 月 19 日	状	27500
0842	[封筒](表に「要用」、裏に「二十年度」「三十五年度」とあり) (石田善吉→会所町平西澤弥兵衛)	明治 10 月 23 日		T01800
0843	[書翰](筋子等積荷送付及び漁場模様報告) (鈴木幸吉→西澤御主人)	明治 10 月 25 日	状	T01900
0844	[貸付金覚] (西沢弥兵衛→■坂)	明治 10 月 26 日	状	27600
0845	記(貸金書上) (西澤弥兵衛→宮坂)	明治 10 月 26 日	状	T02000
0846	[書簡](鮭の差し押さえに関して) (■原佐太郎→西沢)	明治 10 月 28 日	状	27700
0847	[封筒] (「永田富次郎証書壺通」とあり)	明治 10 月 30 日		T46900
0848	預り証(米糠八斗入 四俵) (留別村式番地野呂寿松→西澤弥兵衛)	明治 11 月 16 日	状	T02100
0849	証(代金書上) (大笹守節→宮坂)	明治 11 月 19 日	状	27800
0850	[売渡証] (塩切鮭売渡し) (中村漁舎北条→笹原佐太郎)	明治 11 月 22 日	状	T02200
0851	記(電信料等代金書上) (宮坂清造→平商店)	明治 11 月 30 日	状	27900
0852	領収証(面額式百拾四)	明治 12 月 7 日	状	T02300
0853	[書翰](差押金百円送付依頼) (木村可笑人→西澤弥兵衛)	明治 12 月 9 日	状	T02400

保科 智治：館蔵「西澤弥兵衛関係文書」の紹介

0751	金借用証 (函館区船見町六十四番地荒川忠蔵→西沢弥兵衛)	明治33年6月30日	状	25000
0752	証 (手形割引料金百五円領収書) (相馬哲平→木下清次郎)	明治33年6月30日	状	T40700
0753	[土地測量図]	明治33年6月	状	T40800
0754	領証 (建築費寄附につき) (函館別院法務所→西澤弥兵衛)	明治33年8月9日	状	T40900
0755	菜種売渡約定書 (売主太刀川善吉他1名→馬場政次郎)	明治33年9月6日	状	T41000
0756	領収証 (増築・修繕費寄附につき) (私立一貫尋常小学校主五島千穎→西澤弥兵衛)	明治33年9月20日	状	T41100
0757	領収書 (賛助金)	明治33年9月29日	状	T40203
0758	[日本赤十字社正社員縮盟書] (日本赤十字社長佐野常民)	明治33年10月4日	状	T41200
0759	保険料領収証 (日本海陸保険株式会社函館代理店小川幸兵衛)	明治33年10月15日	状	T41300
0760	証 (領収書) (八木橋栄吉→西沢弥兵衛)	明治33年10月19日	状	25100
0761	債権ノ差押命令印本 (函館区裁判所書記万山孝次郎→函館区豊川町五十番地西沢弥兵衛)	明治33年10月22日	状	25200
0762	送達状 (債権差押命令) (万山孝次郎→八木橋栄吉)	明治33年10月22日	状	25300
0763	通知書 (債務金返済変更通知) (函館区弁天町五十四番地品田鹿造→豊川町五十番地西沢弥兵衛)	明治33年10月25日	状	25400
0764	通知書 (債権不所持に関する通知) (函館区幸町二番地浜野作太郎→豊川町五十番地西沢弥兵衛)	明治33年10月26日	状	25500
0765	領収証 (函館区裁判所執達吏渡辺銀治→西沢弥兵衛代理八木橋栄吉)	明治33年10月31日	状	25600
0766	訴状 (強制執行異議の件について) (函館区幸町十番地板村助右衛門→函館区裁判所監督判事池田房明)	明治33年11月1日	冊	25700
0767	訴状送達状 (函館区裁判所執達吏隅田又吉→豊川町五〇西沢弥兵衛)	明治33年11月1日	状	26100
0768	強制執行停止命令正本 (板村助右衛門→函館区裁判所監督判事池田房明)	明治33年11月2日	冊	25800
0769	有体動産差押調書謄本 (函館区裁判所坂牛祐→)	明治33年11月2日	冊	25900
0770	送達状 (石山慶次郎→豊川町西沢弥兵衛)	明治33年11月2日	状	10800
0771	証 (鮭粕及雑粕売代金計算書異議無きにつき) (元町拾二番地山口栄太郎→西沢弥兵衛)	明治33年11月6日	状	T41400
0772	証 (領収書) (八木橋栄吉→西沢弥兵衛)	明治33年11月8日	状	26000
0773	売渡証書 (土地売り渡しに関して) (函館区豊川町五拾番地西沢弥兵衛→木下清次郎)	明治33年11月15日	冊	24400
0774	登記済証 (木下清次郎に所有権移転)	明治33年11月15日	綴	T13303
0775	証 (金七拾貳円手形の分領収につき) (相馬哲平→木下)	明治33年11月29日	状	T41500
0776	証 (金八十四円割引料領収につき) (相馬哲平→木下)	明治33年11月30日	状	T41600
0777	印鑑証明 (函館区長林悦郎→豊川町五拾番地西沢弥兵衛)	明治33年11月	状	T41700
0778	印鑑証明 (函館区長林悦郎→豊川町五拾番地西沢弥兵衛)	明治33年11月	状	T41800
0779	売仕切 (昆布取引計算書上) (川口半二郎支店→西沢弥兵衛)	明治33年12月10日	状	26200
0780	証 (江差馬場政次郎より領収につき) (函館取引所仲買菅原忠三郎→西沢弥兵衛)	明治33年12月15日	状	T41900
0781	計算書 (入金書上) (川口半二郎支店→西沢弥兵衛)	明治33年12月18日	状	26300
0782	証 (金六拾円領収書) (函館区大町三十三番地菅原仲買店→西沢弥兵衛)	明治34年1月6日	状	T42000
0783	証 (壹日分利子金式十七円五十銭領収につき) (相馬哲平→西沢弥兵衛)	明治34年2月5日	状	T42100
0784	鍊絞粕売買契約証書正本 (函館区豊川町五十番地住居平民物産商西沢弥兵衛→東京府武蔵国東京市深川区小沼町七番地住居平民肥料商染谷浜七)	明治34年2月6日	冊	T42300
0785	受取証 (戻金七円領収につき) (函館弁天町廿四番地商業新報社→西沢弥兵衛)	明治34年2月10日	状	T42400
0786	鍊絞粕売買契約証書正本 (山口栄太郎→西沢弥兵衛)	明治34年2月21日	冊	26400
0787	鍊絞粕売買契約証書正本 (函館区元町五十七番地金田由巳→函館区豊川町五十番地西沢弥兵衛)	明治34年2月25日	冊	T42500
0788	動産物売買契約証書正本 (三半船・網等) (函館区元町五十七番地住居漁業金田由巳→函館区豊川町五十番地住居平民物産商西沢弥兵衛)	明治34年2月25日	冊	T42600
0789	売渡証書 (畑売渡書・抵当権設定登記書有) (函館区地蔵町五十六番地木下松太郎→西沢弥兵衛)	明治34年2月26日	冊	26500
0790	証 (手形振込金領収書) (相馬哲平→木下松太郎)	明治34年2月27日	状	T42700
0791	売渡証書 (宅地・畑地の売渡に関する証書) (函館区地蔵町五拾番地木下清次郎→函館区豊川町五拾番地西沢弥兵衛)	明治34年2月20日	冊	26600
0792	証 (貳日分利子金式十七円五〇銭領収につき) (相馬哲平→西沢)	明治34年3月2日	状	T42800
0793	証 (馬場政次郎より為替金六拾円領収につき) (函館区大町三十三番地菅原仲買店→西沢弥兵衛)	明治34年3月2日	状	T42900
0794	売買代金并賠償金支払契約証書正本 (函館区豊川町五十番地住居平民物産商西沢弥兵衛→函館区大町十四番地拾強物産商間瀬翁太郎)	明治34年3月5日	冊	T43000
0795	証 (参日分利子金式拾七円五十銭領収につき) (相馬哲平→西沢弥兵衛)	明治34年4月2日	状	T43100
0796	証 (割引料金拾六円領収につき) (相馬哲平→木下)	明治34年4月21日	状	T43200
0797	計算書 (公証料等) (荻野公証役場→宇野亀松他四名)	明治34年4月29日	状	T43300
0798	市税領収証 (京都市上京区長増田■■→京都市上京区聖護院丁宇野亀松)	明治34年5月13日	状	T43401
0799	[注意書] (市税滞納の件)	明治34年5月13日	状	T43402
0800	証 (四日分利子金式拾七円五十銭領収につき) (相馬哲平→西沢弥兵衛)	明治34年5月19日	状	T43500

0706	〔書翰〕(時候の挨拶 送り物のお礼) (母→西沢さき)	明治31年11月24日	状	T36900
0707	〔書翰〕(近況報告) (母→西沢弥兵衛・西沢弥太郎)	明治31年11月24日	状	T37000
0708	〔感謝状〕(罹災者救恤金寄附につき) {岩手県知事末弘直方 宮城県知事千頭清臣 青森県知事河野主一郎→函館区会所町 西沢弥兵衛}	明治31年12月1日	状	T37100
0709	〔書翰〕(京都市上京区小川通一条下ル 西沢たつ→渡島国函館市豊川町五十番地 西沢弥兵衛)	明治31年12月29日	状	T37300
0710	証(金参十五円領収) {相馬哲平→西沢}	明治31年12月30日	状	T37400
0711	〔送付状〕(越年食用鮭送付) {エトロフ島留別 石田善吉→函館豊川町 西沢弥兵衛}	明治31年12月	状	T37501
0712	〔書翰〕(漁場不漁報告) {石田善吉→西沢弥兵衛}	明治31年12月	状	T37502
0713	証(金五拾四円受取書) {相馬哲平→安藤 〇〇}	明治32年1月10日	状	T37700
0714	〔書翰〕(精算書の書上等) {千島国紗那郡留別村 石田善吉→函館豊川町 西沢弥兵衛}	明治32年1月19日	状	T39400
0715	領収証(金拾円五拾銭 紗那郡留別村シレート海産干場貸出料) {紗那支庁長 濱本 〇〇→田中要之進代理 西沢弥兵衛}	明治32年1月21日	状	T37800
0716	郵便為替金受領証書 {函館恵比須町郵便受取所 取扱人常野與兵衛→振出局名 今出川}	明治32年1月23日	状	T37900
0717	〔書翰〕(秋田市西根小 〇〇町 越俊道→函館豊川町 西沢弥兵衛)	明治32年2月3日	状	T38902
0718	〔感謝状〕(函館区火災救恤金寄附につき) {北海道庁長官園田安賢→北海道渡島国函館区会所町 西沢弥兵衛}	明治32年2月16日	状	T38000
0719	証(金拾八円割引料) {相馬哲平→安藤}	明治32年2月20日	状	T38100
0720	証(利息金受取書 領収のこと) {相馬哲平→西沢弥兵衛}	明治32年2月27日	状	T38200
0721	〔感謝状〕(水災の際罹災者救恤金寄附につき) {北海道庁長官 園田安賢→函館区豊川町 西沢弥兵衛}	明治32年3月15日	状	T38300
0722	〔書翰〕(漁場報告 平出・駒井漁場も含む) {千島国紗那郡留別村 石田善吉→函館豊川町 西沢弥兵衛}	明治32年5月10日	状	T38400
0723	書翰(漁場報告) {千島留別 石田善吉→函館豊川町 西沢弥兵衛}	明治32年5月27日	状	T38500
0724	保育証(西沢弥太郎の保育完了証書) {私立函館幼稚園長 武藤八千→西沢弥兵衛}	明治32年6月15日	状	T38600
0725	記	明治32年9月13日	状	T40206
0726	請取証(豊川町出火罹災者救助義捐金寄附につき) {函館富岡町五番地 函館毎日新聞社→西沢弥兵衛}	明治32年9月19日	状	T38700
0727	証(品物代金受取証) {函館区東浜町鈴木沢造→西沢弥兵衛}	明治32年10月11日	状	24500
0728	株式会社函館米穀塩海産物株式取引所受渡米代用格付表	明治32年10月	状	T40202
0729	郵便為替金受領証書 {函館郵便電信局長 天野正義→}	明治32年11月7日	状	T38800
0730	〔感謝状〕(県下水害の際罹災窮民救助金寄附につき) {滋賀県知事 河島醇→函館区豊川町 西沢弥兵衛}	明治32年11月30日	状	T39000
0731	仮 〇〇	明治32年12月1日	状	T40207
0732	郵便為替金受領証書 {函館郵便受取所 恵比須町}	明治32年12月7日	状	T39100
0733	郵便為替金受領証書 {函館郵便受取所 恵比須町}	明治32年12月7日	状	T39200
0734	郵便為替金受領証書 {函館郵便電信局長 天野正義→振出局名 今出川}	明治32年12月9日	状	T39300
0735	特別〔 〕之証(台秤の保証書) {常野度量衡店}	明治33年1月30日	状	T39500
0736	領収書 {函館沖浜町廿五番地 常野度量衡販売所 〇〇修復所→西沢弥兵衛}	明治33年1月31日	状	T39600
0737	受領証書(郵便為替金) {函館郵便電信局長 天野正義→払渡局所名 秋田}	明治33年1月31日	状	T39700
0738	鯨鮫粕売買契約証書正本 {函館区豊川町五十番地住居平民物産商 西沢弥兵衛→新潟県越後国中頸郡屏瀨村字土底濱六十六番地平民 当時函館区豊川町五十三番地住居海産商 内山寅吉}	明治33年3月30日	冊	T39800
0739	手形割引料受取証 {相馬哲平→木下}	明治33年4月4日	状	T39900
0740	鯨鮫粕売買契約証書正本 {函館区豊川町五十番地住居平民物産商西沢弥兵衛→愛知県尾張国知多郡亀崎町百五十番地平民当時函館区大町十四番地住居仲買間瀬翁太郎}	明治33年4月4日	冊	T40000
0741	鯨鮫粕売買契約証書正本 {函館区豊川町五十番地住居平民物産商西沢弥兵衛→福井県越前国坂井郡吉崎村十九番地平民当時函館区幸町三番地住居物産商岩崎岩次郎}	明治33年4月10日	冊	T40100
0742	領収証書(明治33年度使用料及手数料)	明治33年4月14日	状	T40205
0743	豊川町衛生組合決算書	明治33年4月17日	状	T40201
0744	未開地貸付不許可証(茅部郡掛瀨村未開地貳拾五万六千五百坪無償貸付願いに対して) {北海道庁長官園田安賢→函館区豊川町五十番地西沢弥兵衛}	明治33年4月17日	状	T40300
0745	〔書翰〕(商業関係) {馬場甚右衛門→函館豊川町西沢弥兵衛}	明治33年4月21日	状	T40400
0746	領収証 {上湯川村字巻場九番地江藤安五郎→西沢弥兵衛}	明治33年5月7日	状	24700
0747	電話交換加入登記料領収証 {函館電話交換局主任通信書記木村秀三→西沢弥兵衛}	明治33年5月17日	状	T40500
0748	鯨鮫粕売買契約証書正本(函館区豊川町五十番地住居平民物産商西沢弥兵衛→函館区西浜町二十二番地住居平民物産商今井辰太郎)	明治33年6月12日	冊	T40600
0749	念証(鱈鮭売却の件) {函館区船見町六十四番地荒川忠蔵→西沢弥兵衛}	明治33年6月30日	状	24800
0750	契約証(択捉島の塩切鱈等に関する契約) {函館区船見町六十四番地荒川忠蔵他1名→西沢弥兵衛}	明治33年6月30日	冊	24900

保科 智治：館蔵「西澤弥兵衛関係文書」の紹介

0660	郵便為替受領証(為替金高拾五円){函館恵比須町郵便受取所 取扱人常野與兵衛→振宛局名 今出川}	明治30年12月15日	状	T34100
0661	〔書翰〕{京都市上京区小川通一条下ル 西沢多津→渡島区函館市豊川町五拾番地 西沢弥兵衛}	明治30年12月16日	状	T37200
0662	特約証(借入金返済延引の特約証){越俊道→西沢弥兵衛}	明治30年12月24日	状	T34200
0663	領収書(紗那郡留別外四ヶ村戸長→西沢弥兵衛)	明治30年	綴	T34301
0664	領収書(留別外四ヶ村戸長→西沢弥兵衛)	明治30年	綴	T34302
0665	請取書(留別人馬継立処 石田善吉→平)	明治30年	綴	T34303
0666	キ(留別人馬継立処→平)	明治30年	綴	T34304
0667	記(石田善吉→西沢弥兵衛)	明治30年	綴	T34305
0668	記(石田店→西沢弥兵衛)	明治30年	綴	T34306
0669	記(一〇〇漁舎→西沢弥兵衛)	明治30年	綴	T34307
0670	キ(一〇〇→石田)	明治30年	綴	T34308
0671	領収証(留別外四郡書記→西沢弥兵衛)	明治30年	綴	T34309
0672	記(一〇〇漁舎→西沢弥兵衛)	明治30年	綴	T34310
0673	為換証(石田善吉→西沢弥兵衛・石田善吉)	明治30年	綴	T34311
0674	記(石田善吉→一〇〇)	明治30年	綴	T34312
0675	記(石田善吉→西沢弥兵衛)	明治30年	綴	T34313
0676	記(石田善吉→平)	明治30年	綴	T34314
0677	〔書翰〕(年賀の挨拶及び御礼等){西京上京区小川通一条下ル左側 西沢たつ→渡島国函館区豊川町五十番地 西沢弥兵衛}	明治31年1月5日	状	T34400
0678	証(金參拾五円)領収){相馬哲平→西沢}	明治31年1月27日	状	T34500
0679	証(金四十八円七十五銭領収){相馬哲平→西沢ミヨ}	明治31年2月24日	状	T34600
0680	〔感謝状〕(豊太閣墳墓修理及び三百年祭事業への寄附につき){豊国会会長侯爵 黒田長城→西沢弥兵衛}	明治31年3月14日	状	T37600
0681	証(金參拾五円(3月分利子)領収){相馬哲平→西沢}	明治31年3月29日	状	T34700
0682	〔書翰〕{上京小川通一条下ル 西沢多津→渡島国函館市豊川町五拾番地 西沢弥兵衛}	明治31年4月5日	状	T34800
0683	〔書翰〕{京都市上京区小川通一条下ル 西沢たつ→渡島国函館市豊川町五拾番地 西沢弥兵衛}	明治31年4月6日	状	T36202
0684	〔書翰〕{京都市上京区小川通一条下ル 西沢たつ→函館市会所町四番地 西沢弥兵衛}	明治31年5月7日	状	T34900
0685	〔書翰〕(孫太郎への気使い等){京都上京小川通一条下ル 西沢多津→渡島国函館市豊川町五拾番地 西沢弥兵衛}	明治31年5月22日	状	T35000
0686	郵便為替受領証書{函館恵美須町郵便受取所 常野與兵衛→振宛今出川}	明治31年5月24日	状	T35100
0687	郵便為替受領証書{函館恵比須町郵便局取所 常野與兵衛→振宛局名 今出川}	明治31年5月24日	状	T35200
0688	契約証(西沢所有シレート漁場(漁網及び諸道具付)売買につき){函館区豊川町五拾番地 西沢弥兵衛→千島国択捉島留別村 石田善吉}	明治31年5月25日	冊	T35300
0689	〔書翰〕(送ってもらった鯨のお礼等){京都上京区小川通一条下ル 西沢たつ→渡島国函館市豊川町 西沢弥兵衛}	明治31年6月13日	状	T35400
0690	〔書翰〕(送り物のお礼等){京都市上京区小川通一条下ル 西沢多津→渡島国函館市豊川町 西沢弥兵衛}	明治31年7月9日	状	T35500
0691	郵便為替受領証書{函館恵比須町郵便局受取所 常野與兵衛→振宛局名 今出川}	明治31年7月13日	状	T35600
0692	〔書翰〕(漁場貸借書・諸願書送付依頼){千島国紗那郡留別村 石田善吉→函館豊川町 西沢弥兵衛}	明治31年7月15日	状	T35700
0693	〔書翰〕{羽後山本郡能代町関根方 越俊道→西沢弥兵衛}	明治31年8月16日	状	T35800
0694	〔書簡〕(択捉における漁業不振状況報告){石田善吉→函館豊川町西沢弥兵衛}	明治31年8月26日	状	24200
0695	郵便為替受領証書{函館恵比須町郵便受取所 取扱人常野與兵衛→振宛局名 今出川}	明治31年8月26日	状	T35900
0696	証(金二拾二円領収){相馬哲平→西沢ミヨ}	明治31年8月29日	状	T36000
0697	登記済証下附願(家督相続登記){函館区豊川町五拾番地西沢弥兵衛→亀田登記所}	明治31年8月30日	冊	24300
0698	〔書翰〕(送金のお礼等){京都上京区小川通一条下ル 西沢多津→渡島国函館市豊川町 西沢弥兵衛}	明治31年8月31日	状	T36100
0699	〔書翰〕(場所貸返済猶予願い){千島留別村 石田善吉→函館豊川町 西沢弥兵衛}	明治31年9月3日	状	T36400
0700	書翰(弥太郎のこゝ等){京都市上京区小川通一条下ル 西沢多津→渡島国函館市豊川町 西沢弥兵衛}	明治31年9月10日	状	T36500
0701	〔書翰〕{京都市上京区小川通一条下ル 西沢たつ→渡島国函館市豊川町五拾番地 西沢弥兵衛}	明治31年9月21日	状	T36201
0702	〔書翰〕(豊作の件等){京都市上京区小川通一条下ル 西沢多津→渡島国函館市豊川町五拾番地 西沢弥兵衛}	明治31年9月25日	状	T36600
0703	〔書翰〕(場所貸返済猶予願い){エトロブ留別 石田善吉→函館豊川町 西沢弥兵衛}	明治31年10月6日	状	T36300
0704	〔書翰〕(積荷送付の件){エトロブ留別 石田善吉→函館豊川町 西沢弥兵衛}	明治31年11月9日	状	T36700
0705	〔書翰〕(商業の通信(時化等)){陸中国■■郡 越俊道→北海道函館豊川町 西沢弥兵衛}	明治31年11月14日	状	T36800

0610	委任状 (諸物品買い取りの件について) (函館区地蔵町五十六番地木下清次郎→)	明治29年6月	状	22500
0611	[はがき] (漁場の近況報告) (太櫛郡太櫛村西沢善治郎→函館区会所町四番地西沢弥兵衛)	明治29年7月23日	状	22600
0612	郵便為替金 受領証書 (留別郵便局長 今井素一→振宛局名 今出川局)	明治29年7月28日	状	T32000
0613	[抵当物件書き上げ] (木下清次郎代人斎藤於佐武→江差区裁判所判事山本正路)	明治29年7月	状	22700
0614	証 (金式十式円の受取書) (相馬哲平→西沢弥兵衛)	明治29年8月	状	T30800
0615	受領証書 (為替金拾円領取のこと) (留別郵便局長 今井素一→京都今出川支局)	明治29年10月8日	状	T27300
0616	約定証 (角材及び丸太引渡につき) (留別村 山田熊蔵→西沢弥兵衛)	明治29年11月10日	状	T32100
0617	記 (庫敷料受領書) (一[函]漁舎→西沢弥兵衛)	明治29年11月18日	状	T31204
0618	記 (倉敷料受領書) (一[函]漁舎→西沢弥兵衛)	明治29年11月20日	状	T31205
0619	[書翰] (鮭の積み出しの件) (エトロフ留別 石田善吉→函館 西沢弥兵衛)	明治29年11月24日	状	T31100
0620	記 (運賃内訳書) (西堀回漕店→西沢弥兵衛代 石田)	明治29年11月29日	綴	T31202
0621	記 (保管料領収書) (西堀回漕店→)	明治29年11月29日	綴	T31203
0622	キ (サケ運送代金受取書 (人馬継立処→不))	明治29年11月30日	綴	T31201
0623	記 (請品代金請求書) (石田善吉→西沢弥兵衛)	明治29年12月9日	状	T31206
0624	受領証書 (為替金拾円) (函館郵便電信局長 関根汀二→今出川支局)	明治29年12月19日	状	T32200
0625	受領証書 (郵便為替領収書) (函館郵便電信局長 関根汀二→京都三条)	明治29年12月19日	状	T32300
0626	通知書 (債務支払い命令に関して) (藤村英義→会所町四番地西沢弥兵衛)	明治29年12月22日	状	22800
0627	有体動産仮差押申請却下二対スル抗告 (函館地方裁判所所属弁護士香西真一郎 西沢弥兵衛代理→函館地方裁判所長判事斎藤金平)	明治29年12月22日	冊	22900
0628	供託状 (金子預け証) (西沢弥兵衛代理若林道矩→函館本金庫)	明治29年12月24日	状	20900
0629	供託状 (金子預け証) (西沢弥兵衛代理若林道矩→函館本金庫)	明治29年12月24日	状	21000
0630	期日呼出状 (藤村英義→会所町四番地西沢弥兵衛)	明治29年12月29日	状	23000
0631	証 (貸金証書及び念証) (若林道矩→西沢)	明治29年12月31日	状	23100
0632	[地所建物登記簿一覽願雛形] (渡島国亀田郡七飯村字中須田)	明治29年	状	23200
0633	委任状 (仮差押え異議の件について) (函館区会所町四番地西沢弥兵衛→)	明治30年1月10日	状	23400
0634	期日呼出状 (藤村英義→原告代人弁護士香西真一郎)	明治30年1月14日	状	23300
0635	証 (借用証) (石田善吉→西沢弥兵衛)	明治30年1月18日	状	23500
0636	[書翰] (漁場現状報告) (石田善吉→西沢弥兵衛)	明治30年1月18日	状	T32401
0637	[書翰] (漁場経費計算書) (石田善吉→西沢弥兵衛)	明治30年1月18日	状	T32402
0638	送達状 (判決正本1通) (藤村英義→香西真一郎)	明治30年1月27日	状	23600
0639	判決正本 (仮差押異議事件の判決) (函館区裁判所書記久慈勇太郎→)	明治30年1月27日	冊	23700
0640	借用証書 (金拾円) (函館区東浜町六番地 若林エイ 若林道矩→西沢弥兵衛)	明治30年2月4日	状	T32500
0641	[電報] (オサカハクロマチモリオカニテキノシタナヲジ→ニシサワタツカタニシザワナカシロウ)	明治30年4月28日	状	23800
0642	[電報] (死亡電報) (ヲヨサカハクロマチツモリオカニテキノシタキヨシロ→タチハナマチシヨカムラクヘイジニシサワナカシロ)	明治30年5月1日	状	23900
0643	[電報] (死亡電報) (ハコダテニシザワ→ハクロテウカリマメヤニシザワナカシロウ)	明治30年5月2日	状	24000
0644	[電報] (死亡電報) (キヨト■■■■本ガンジクロ■■■■ハツトリ→バクロテウカリマメヤニシサワナカシロ)	明治30年5月2日	状	24100
0645	収標 (祠堂として金拾円) (大谷派本願寺函館別院→会所町 西沢弥兵衛)	明治30年6月1日	状	T32600
0646	[感謝状] (軍資金寄附につき) (京都府知事山田信道→京都府京都市上京区小川通一条上ル 西沢弥兵衛)	明治30年6月1日	状	T32700
0647	[感謝状] (軍資金寄附につき) (北海道庁長官原保太郎→北海道渡島国函館区末広町 西沢弥兵衛)	明治30年6月1日	状	T32800
0648	[感謝状] (軍資金寄附につき) (北海道庁長官原保太郎→北海道渡島国函館区末広町 西沢弥兵衛)	明治30年6月1日	状	T32900
0649	領収書 (祠堂金五円) (函館港成田山 真言宗→西沢弥兵衛)	明治30年6月20日	状	T33000
0650	証 (祠堂として金五円) (称名寺 同寺拾八世 大僧都吉水定穩→西沢弥兵衛)	明治30年7月1日	状	T33100
0651	戸籍移籍許可証 (父西沢弥兵衛死亡のため妻ミヨの戸籍を西沢弥兵衛の戸籍へ編籍) (西沢弥兵衛→北海道庁長官 原保太郎)	明治30年7月29日	状	T33200
0652	電報 (コサヤクレルスコマルヘシ) (サキ→ニショウトウリ七テウメ キノシタナヲシロカタ ニシザワ)	明治30年8月1日	状	T33300
0653	[書翰] (漁場報告) (千島国紗那郡留別村 石田善吉→函館豊川町五拾番地 西沢弥兵衛)	明治30年9月18日	状	T33400
0654	手形割引料受取証 (金六拾円) (相馬哲平→西沢弥兵衛)	明治30年9月28日	状	T33500
0655	[書翰] (漁場報告) (千島国紗那郡留別村 石田善吉→函館豊川町 西沢弥兵衛)	明治30年11月9日	状	T33600
0656	受領証書 (為替金拾五円) (函館郵便電信局長 岡村幸一→今出川)	明治30年11月19日	状	T33700
0657	受領証書 (為替金拾円) (函館郵便電信局長 岡村幸一→今出川)	明治30年11月19日	状	T33800
0658	[書翰] (漁場報告) (エトロフ留別 石田善吉→西沢弥兵衛)	明治30年11月22日	状	T33900
0659	郵便為替金受領証 (為替金高拾円) (函館恵比須町郵便受取所 常野與兵衛→振宛局名 五条)	明治30年12月15日	状	T34000

保科 智治：館蔵「西澤弥兵衛関係文書」の紹介

0569	〔書翰〕(釣り船及び手金の件)(千島国留別村字シレート漁舎 佐藤與之助→函館末広町 西沢弥兵衛)	明治28年6月17日	状	T29802
0570	〔書翰〕(富士忠志の件 網諸道具積送りの件)(十勝国広尾郡茂寄村伊藤方 柴田博兵衛→函館区末広町 西沢弥兵衛)	明治28年6月18日	状	T29900
0571	〔書翰〕(漁場運営費用、越年者貸付調)(択捉留別 西沢漁舎 福井太郎→函館区末広町 西沢弥兵衛)	明治28年6月22日	状	T30001
0572	〔書翰〕(磯舟製作見積りの件)(択捉留別 西沢漁舎 福井太郎→函館区末広町 西沢弥兵衛)	明治28年6月22日	状	T30002
0573	〔書翰〕(佐藤与之助との船の件)(択捉留別 西沢漁舎 福井太郎→函館区末広町 西沢弥兵衛)	明治28年6月22日	状	T30003
0574	〔封筒〕(択捉漁舎書類北見国熊沢金助殿預り書入とあり)	明治28年6月	状	20600
0575	〔書翰〕(水産物売買の件)(敦賀 山下五右衛門方 善福丸栄治郎→函館末広町 西沢弥兵衛)	明治28年7月5日	状	T30100
0576	領収書(動産物抵当金貸借契約の正本へ執行文を付領収した旨)(西沢弥兵衛→公証人横山吉四郎 本人多賀谷正二郎)	明治28年7月10日	状	T30200
0577	動産物抵当金貸借証書正本(函館区末広町百三番地 住居平民物産商 西沢弥兵衛→山口県周防国佐波郡佐何村大字宮市六百五七番地平民 当時函館区青柳町五拾壹番地 住居雑業多賀谷正二郎)	明治28年7月10日	冊	T30300
0578	念証(借入金貳拾円に対する利子の件)(函館区青柳町五十一番地 多賀谷正二郎→西沢弥兵衛)	明治28年7月10日	状	T30400
0579	執行文請求書(動産物抵当金貸借契約に関して)(函館区会所町四番地 西沢弥兵衛→多賀谷正二郎)	明治28年7月10日	状	T30500
0580	〔鮭釣漁業并に製造願に関する許可証〕(紗那外三郡長 築瀬勇七→函館区末広町百参番地 西沢弥兵衛)	明治28年7月13日	状	T30600
0581	〔鮭漁業願書提出に関する通知〕(茂寄個長役場→函館区末広町百三番地 西沢弥兵衛)	明治28年7月18日	状	T30700
0582	書留郵便物受取証(西沢弥兵衛→)	明治28年7月23日	状	20700
0583	記(塩代金書上)(十勝国大津村上野利三郎→不御店)	明治28年9月10日	綴	20803
0584	漁船売渡証書(西沢弥兵衛代印 西沢みよ→栗山三慶)	明治28年9月22日	状	T30900
0585	記(金子受取証)(西沢弥兵衛→宮坂清造)	明治28年9月24日	綴	20804
0586	預り証(胴海船参艘預り証)(十勝国大津村番外地 上野利三郎→西沢代理 柴田博兵衛)	明治28年11月3日	状	T31000
0587	記(塩代金受取証)(函館末広町西沢→上野利三郎)	明治28年11月15日	綴	20805
0588	鮭漁業許可証(紗那外三郡長代理 紗那外三郡書記 鈴木瑞枝→函館区末広町百参番地 西沢弥兵衛)	明治28年12月27日	状	T31300
0589	〔封筒〕(西沢→宮坂清造殿)	明治28年		T31400
0590	〔海産干場貸下の届出許可の更新〕(千島国振別郡振別村字東浦ウエンベツ使用の干場)(北海道紗那外三郡長 鈴木瑞枝→千島国紗那郡留別村西沢弥兵衛代理人 笹原佐太郎 現住所渡島国函館区末広町)	明治29年1月14日	状	T31500
0591	〔宅地使用許可証〕(未開地百貳拾坪を宅地目的として貸下許可)(紗那郡外三郡長 代理郡書記鈴木瑞枝→函館区末広町 西沢弥兵衛)	明治29年1月20日	状	T31600
0592	領収書(動産物質貸借契約)(函館区会所町四番地 西沢弥兵衛代理 福浦豊七郎→公証人横山吉四郎)	明治29年1月	状	T31700
0593	執行文請求書(動産物質借契約違約金十八円請求)(債権者西沢弥兵衛 代理人福浦豊七郎 公証人横山吉四郎→土方栄次郎)	明治29年1月	状	T31800
0594	金子借用証書(土方栄次郎→西沢弥兵衛)	明治29年2月3日	状	21200
0595	御請ヶ書(金子受取証)(末広町九番地土方栄次郎→西沢弥兵衛)	明治29年2月3日	状	21300
0596	金子借用証(函館区末広町九番地土方栄次郎→西沢弥兵衛)	明治29年2月4日	状	21400
0597	大阪肥料新報第百六号(鯨絞粕及び飼鯨の相場)	明治29年2月15日	状	T31900
0598	契約証書(鯨粕売買契約について)(熊谷要助→木下清次郎)	明治29年2月20日	状	21100
0599	身欠鯨売渡証書(太櫓郡熊谷要助→木下清次郎)	明治29年3月4日	状	21500
0600	受取証(金四十五円)(留別村字 駒井三之助→石田善吉)	明治29年5月9日	状	T29400
0601	委任状(鯨上等身欠・鯨粕の件について)(函館区地蔵町五拾六番地木下清次郎→)	明治29年5月21日	状	21600
0602	念証(船の売買に関する証書)(後志国太櫓郡太櫓村字長浜熊谷要助→木下清次郎)	明治29年5月26日	状	21700
0603	売渡証(新造三伴船等売渡代金書上)(後志国太櫓郡太櫓村字長浜熊谷要助→木下清次郎)	明治29年5月26日	冊	21800
0604	売渡証(三伴船等売渡代金書上)(後志国太櫓郡太櫓村字長浜熊谷要助→木下清次郎)	明治29年5月26日	状	21900
0605	売渡証(三伴船等売渡代金書上)(後志国太櫓郡太櫓村字長浜売渡人→木下清次郎)	明治29年5月26日	状	22000
0606	火薬買入許可証(留別分署→西沢弥兵衛)	明治29年6月3日	状	22100
0607	〔書簡〕(借用証委任状等の件に関する報告(追伸に三半船運送に関する事有)(太櫓郡太櫓村西沢善治郎→函館会所町四番地西沢弥兵衛)	明治29年6月4日	状	22200
0608	〔はがき〕(船鑑札等の件について)(太櫓郡太櫓村西沢善二郎→函館会所町四番地西沢弥兵衛)	明治29年6月13日	状	22300
0609	仮住所届(斎藤於佐武→江差区裁判所)	明治29年6月29日	状	22400

0520	念証(留別村字シレート漁場引渡し){田中要之進代 久保■■■→西沢弥兵衛代 笹原佐太郎}	明治27年11月10日	状	T27900
0521	領収証(運搬賃等){田中要之進代 久保■■■→笹原佐太郎}	明治27年11月10日	状	T28000
0522	証(越後道→西沢弥兵衛)	明治27年11月12日	状	T38901
0523	送達通知書{下田盛保→真砂町宮坂清造}	明治27年11月14日	状	13006
0524	[小切手]{第百十三国立銀行→西沢弥兵衛}	明治27年11月16日	状	19300
0525	書留郵便物受取証{十勝郡大津村 大笹守節→広尾郡広尾村 戸長役場}	明治27年11月16日	状	T28100
0526	[小切手]{第百十三国立銀行→西沢弥兵衛}	明治27年11月19日	状	19400
0527	送達状{下田盛保→宮坂清造}	明治27年11月20日	状	13003
0528	[異議申立通知書]{下田盛保→宮坂清造}	明治27年11月20日	条	13005
0529	[小切手]{第百十三国立銀行→西沢弥兵衛}	明治27年11月21日	状	19500
0530	書留預り証{長安道一→西沢弥兵衛}	明治27年11月28日	状	T28202
0531	委任状(阿部斎に関する訴訟について){西沢弥兵衛→長安道一}	明治27年11月29日	状	T28201
0532	領収書(阿部斎差押執達吏手数料){多賀谷正二郎→西沢弥兵衛}	明治27年11月29日	状	T28203
0533	領収書(阿部斎に関わる訴訟費用){長安道一→西沢弥兵衛}	明治27年11月29日	状	T28204
0534	記(費用内訳書){多賀谷正二郎→6 西沢弥兵衛}	明治27年11月29日	状	T28206
0535	委任状(宮坂清造を部理代理と定める権限の委任){函館区末広町 西沢弥兵衛}	明治27年11月	状	T28300
0536	郵便為替金 受領証書	明治27年12月5日	状	T28400
0537	[電報]{トカチカワフジサイジロ→ハコダテスエヒロニシザワヤヘイ}	明治27年12月9日	状	19600
0538	証(各種料金書上){宮坂清造→西沢}	明治27年12月30日	状	19700
0539	借入金証書(金拾円){函館区春日町廿一番地 多賀谷正二郎→西沢弥兵衛}	明治27年12月31日	状	T28500
0540	鮭漁業製造兼業願(鮭漁業製造兼業方法書あり){函館区末広町百三番地西沢弥兵衛他1名→網走外三郡長三沢秀二}	明治27年	冊	19800
0541	鮭漁業製造兼業願(鮭漁業製造兼業方法書あり){函館区末広町百三番地西沢弥兵衛他1名→網走外三郡長三沢秀二}	明治27年	冊	19900
0542	鮭漁業塩鮭製造営業願{函館区末広町百三番地 平民西沢弥兵衛代理 十勝国十勝郡大津村 大笹守節→釧路外十二郡長二瓶正性}	明治27年	綴	T24701
0543	営業方法書{函館区末広町百三番地 平民西沢弥兵衛代理 十勝国十勝郡大津村 大笹守節→釧路外十二郡長二瓶正性}	明治27年	綴	T24702
0544	[地図](営業方法書(T24702)の漁場を示すもの){函館区末広町百三番地 平民西沢弥兵衛代理 十勝国十勝郡大津村 大笹守節→釧路外十二郡長二瓶正性}	明治27年	綴	T24703
0545	鮭漁業製造営業願{願人西沢弥兵衛 代人石川県能美郡安宅町 沖本長太郎→網走外三郡長 三沢秀二}	明治27年	綴	T28601
0546	鮭漁業製造営業方法書	明治27年	綴	T28602
0547	[漁場図]	明治27年	綴	T28603
0548	鮭漁業製造兼業願{西沢弥兵衛代人 沖本長太郎→網走外三郡長 三沢秀二}	明治27年	綴	T28701
0549	鮭漁業製造兼業方法書	明治27年	綴	T28702
0550	[漁場図]	明治27年	綴	T28703
0551	残品之部(漁網用具一式){笹原→西沢}	明治28年2月	横	T29000
0552	承認状(軍資金献納に関して){陸軍恤兵監陸軍騎兵大佐正大位大蔵平三→西沢弥兵衛}	明治28年3月11日	状	T29201
0553	証(軍人家族生活困難者救助感謝状){函館軍人家族保護会会頭 平田文右衛門→西沢弥兵衛}	明治28年3月27日	状	T29100
0554	領収証書(納入告知書){中央金庫→京都市上京区小川通一条あがる草堂町十三番地 西沢弥兵衛}	明治28年4月9日	状	T29202
0555	書留郵便物受取証{大津村大笹守節→■■■■}	明治28年4月16日	状	20000
0556	[海産干場貸し下げ出願証訂正提出依頼書]{茂寄戸長役場→大津 大笹守節}	明治28年4月18日	状	T29300
0557	仮領収証{長安道一→渡辺銀次}	明治28年5月3日	状	20100
0558	領収証{函館区寿町二十一番地多賀谷正二郎→渡辺銀次}	明治28年5月4日	状	20200
0559	領収証(訴訟費用調あり){多賀谷正二郎→西沢弥兵衛}	明治28年5月4日	冊	20300
0560	[書翰](漁場報告){択捉島留別 福井太市→函館末広町百三番地 西沢弥兵衛}	明治28年5月29日	状	T29500
0561	為換証(借入金支払いにつき){択捉留別村西澤漁舎ニテ福井太市→函館区末広町西沢弥兵衛}	明治28年6月2日	状	T29601
0562	[書翰](鮭・筋子等積み出しの件){福井太市→西澤御主人}	明治28年6月2日	状	T29602
0563	[書翰](鮭・筋子等積み出し及び借入金)の件){福井太市→西澤御主人}	明治28年6月3日	状	T29603
0564	証(預かり書類書上){北見国網走郡北見町中通四丁目七番地熊沢金助→西沢弥兵衛}	明治28年6月5日	冊	20400
0565	[書翰](貸付金返済の件){仲浜町後藤平之助→末広町西澤弥兵衛}	明治28年6月7日	状	T29604
0566	[書翰](富士忠造貸し金請求の件){十勝国広尾郡茂寄村 柴田傳兵衛→函館区末広町 西沢弥兵衛}	明治28年6月8日	状	T29700
0567	借用証{佐藤與之助→西沢弥兵衛}	明治28年6月10日	状	20500
0568	[書翰](漁場報告){千島国留別村字シレート漁舎 佐藤與之助→函館末広町 西沢弥兵衛}	明治28年6月17日	状	T29801

0470	[漁場図]	明治 27 年 7 月 10 日	綴	T25704
0471	鮭漁業塩鮭製造兼業願 (十勝国十勝郡大津村 大笹守節→釧路外十二郡長 二瓶正惟)	明治 27 年 7 月 10 日	綴	T25402
0472	営業方法書 [大笹守節]	明治 27 年 7 月 10 日	綴	T25403
0473	営業方法書図面	明治 27 年 7 月 10 日	綴	T25404
0474	委任状 (建網営業に係わる一切の権利) (函館区末広町百三番地 西沢弥兵衛・大笹守節)	明治 27 年 7 月 10 日	綴	T25405
0475	委任状 (建網営業に係わる一切の権利) (上松藤次郎・大笹守節)	明治 27 年 7 月 10 日	綴	T25406
0476	[書翰] (漁場譲渡依頼状) (函館 齊藤卯之吉→十勝国広尾郡茂寄村 厚谷藤五郎)	明治 27 年 7 月 19 日	状	T25800
0477	証 (前借金による労働返済のための労働契約証) (三浦又三郎他 1 名→西沢弥兵衛)	明治 27 年 7 月 22 日	状	17500
0478	[包紙] (「十勝郡大津村西沢弥兵衛大笹守節代諸証人」とあり)	明治 27 年 7 月 30 日	状	T25900
0479	[許可書] (雑草刈り取りの件) (紗那外三郡長 築瀬勇七→紗那郡留別村 笹原佐太郎)	明治 27 年 8 月 1 日	状	T26000
0480	御証明願 (十勝郡大津村 大笹守節→十勝外一郡各村戸長 大谷發)	明治 27 年 8 月 1 日	状	T26100
0481	[書翰] (十勝漁業組合事務所)	明治 27 年 8 月 2 日	状	T26200
0482	[小切手] (第百十三国立銀行→西沢弥兵衛)	明治 27 年 8 月 10 日	状	17600
0483	[小切手] (西沢弥兵衛→橋谷甚右衛門)	明治 27 年 8 月 12 日	状	17700
0484	委任状 (当緑村字ホリカヤニ齊藤卯之吉鮭建網願棄却に係わる件) (西沢弥兵衛→)	明治 27 年 8 月 15 日	状	T26300
0485	[小切手] (第百十三国立銀行→西沢弥兵衛)	明治 27 年 8 月 20 日	状	17800
0486	依頼書 (鮭建網漁場譲り渡しの件) (十勝国十勝郡大津村 齊藤卯之吉→上松藤次郎)	明治 27 年 8 月 20 日	状	T26400
0487	[小切手] (第百十三国立銀行→西沢弥兵衛)	明治 27 年 8 月 21 日	状	17900
0488	[書翰] (譲り受の漁場の件について) (広尾郡字タンネソ 上松藤治郎→十勝郡大津村 大笹守節)	明治 27 年 8 月 21 日	状	T26701
0489	[書翰] (譲り受の漁場の件について) (広尾郡字タンネソ 上松藤治郎→十勝郡大津村 大笹守節)	明治 27 年 8 月 21 日	状	T26702
0490	[感謝状] (道路及び下水縁破損の箇所自費修繕につき) (北海道庁長官北垣国道→北海道渡島国函館区末広町 西沢弥兵衛)	明治 27 年 8 月 25 日	状	T26500
0491	[感謝状] (江差澤茂尻町出火への寄付につき) (北海道庁長官北垣国道→函館区末広町 西沢弥兵衛)	明治 27 年 8 月 25 日	状	T26600
0492	[小切手] (第百十三国立銀行→西沢弥兵衛)	明治 27 年 8 月 31 日	状	18000
0493	預り証 (漁具預り証) (十勝国当緑郡当緑村字湧泪 佐藤嘉兵衛→西沢弥兵衛)	明治 27 年 8 月 31 日	冊	T26800
0494	承認状 (軍資金五拾円) (陸軍恤兵監陸軍騎兵中佐 大蔵平三→西沢弥兵衛)	明治 27 年 9 月 8 日	状	T26900
0495	[小切手] (第百十三国立銀行→西沢弥兵衛)	明治 27 年 9 月 12 日	状	18100
0496	念証写 (鮭の建網を抵当として 250 円借用) (函館末広町 西沢弥兵衛代理 寺内傳兵衛→福土忠蔵)	明治 27 年 9 月 13 日	状	T27000
0497	念書 (不足金抵当の件) (福土忠造→柴田伝兵衛)	明治 27 年 9 月 13 日	状	T27404
0498	抵当借用証 (抵当の塩切鮭・船の取戻について) (福土忠造→西沢弥兵衛代理 柴田伝兵衛)	明治 27 年 9 月 13 日	状	T27401
0499	鮭建網売渡ノ証 (西沢弥兵衛代理 柴田伝兵衛→福土忠造)	明治 27 年 9 月 13 日	冊	T27402
0500	[小切手] (第百十三国立銀行→西沢弥兵衛)	明治 27 年 9 月 29 日	状	18200
0501	[小切手] (西沢弥兵衛→品田兼造)	明治 27 年 9 月 30 日	状	18300
0502	[小切手] (西沢弥兵衛→福田由松)	明治 27 年 9 月 30 日	状	18400
0503	[小切手] (西沢弥兵衛→亀井勝蔵)	明治 27 年 9 月 30 日	状	18500
0504	鮭漁業製造営業願 (西沢弥兵衛代人 石川県能美郡安宅町 平民沖本長太郎→網走外三郡長 三沢秀二)	明治 27 年 9 月	冊	T27100
0505	鮭漁業製造貸下願申請願 (西沢弥兵衛、沖出長太郎→網走外三郡長 三沢秀二)	明治 27 年 9 月	冊	T27200
0506	[小切手] (第百十三国立銀行→西沢弥兵衛)	明治 27 年 10 月 12 日	状	18600
0507	売渡証 (船五艘百円につき) (福土忠造→柴田伝兵衛)	明治 27 年 10 月 13 日	状	T27403
0508	預証 (預かり書類書上) (函館区鍛冶町拾八番地宮坂清造→西沢弥兵衛)	明治 27 年 10 月 22 日	冊	18700
0509	委任状 (買い受け漁船及び預け塩引き渡し請求事件の件について) (函館区末広町百三番地西沢弥兵衛)	明治 27 年 10 月 26 日	状	18800
0510	支払金令申請書 (宮坂清造→釧路区裁判所)	明治 27 年 10 月 29 日	冊	13002
0511	証 (領収書) (下田盛保→宮坂清造)	明治 27 年 10 月 29 日	状	13007
0512	[小切手] (第百十三国立銀行→西沢弥兵衛)	明治 27 年 10 月 29 日	状	18900
0513	借用証 (函館区曙町四番地永田留次郎→西沢弥兵衛)	明治 27 年 10 月 30 日	状	19000
0514	[小切手] (第百十三国立銀行→西沢弥兵衛)	明治 27 年 10 月 31 日	状	19100
0515	証 (借用金返済方法につき) (若林道矩 妻エイ→西沢弥兵衛)	明治 27 年 10 月	状	T27500
0516	証 (金四拾円の領収証) (相馬哲平→西沢弥兵衛)	明治 27 年 11 月 1 日	状	T27600
0517	願書 (解雇及び給料要求及び借金返済) (田中由太郎→西沢漁舎)	明治 27 年 11 月 2 日	状	T27700
0518	売渡証 (領収書) (千島国紗那郡当別村番外地田中要之進代久保■■■→西沢弥兵衛代笹原佐太郎)	明治 27 年 11 月 10 日	状	19200
0519	委任状 (写) (択捉島留別村シレート薪材等渡し方の委任) (田中要之進→久保■■■)	明治 27 年 11 月 10 日	状	T27800

0430	[感謝状] (鶴岡学校貧民教育へ寄附につき) (函館鶴岡学校結社総代 平田文右衛門→西沢弥兵衛)	明治27年3月20日	状	T23800
0431	領収証書 (金五円参拾六銭八厘 北海道水産税) (紗那水産物営業人組合納税委員 山本和→留別村 田中要之進)	明治27年3月28日	状	T23900
0432	配当要求申立 (金円貸借証書正本あり) (柳田九助→花輪区赤■町書記根本原之助)	明治27年3月30日	冊	16900
0433	[鮎山関係書類] (秋田鮎山監督署 福原作太郎→越 俊道他3名)	明治27年4月7日	状	T24000
0434	記 (諸品数量代金書上) (常呂村杉本重作→西沢弥兵衛)	明治27年4月27日	横	17000
0435	借用書 (金老千零五拾円) (北見国常呂郡同村四拾七番地 杉本重作→函館末広町百三番地 西沢弥兵衛代理 沖本長太郎)	明治27年6月3日	状	T24100
0436	契約証 (負債返済のためシレート留別病院付属鱒鮭建網漁場売却の件) (千島国紗那郡留別村番外地 田中要之進→函館区末広町百三番地 西沢弥兵衛)	明治27年6月6日	冊	T24200
0437	受取証 (扱提漁場仕込金五百円受取証) (阿部済→西沢弥兵衛)	明治27年6月7日	状	T24300
0438	被雇契約証書 (扱提漁場漁夫雇用につき) (被雇人木村石太郎他19名 保証人函館区恵比須町三十七番地雇入受宿 野崎弥五郎→西沢弥兵衛)	明治27年6月12日	冊	T24400
0439	証 (漁場関係支払金受取書) (笹原佐太郎→西沢弥兵衛)	明治27年6月13日	状	T24508
0440	委任状 (齊藤卯之吉鮭建網願に対し棄却願書提出の件に関する権利の委任) (函館区末広町百三番地 西沢弥兵衛→大笹守節)	明治27年6月18日	状	T24600
0441	委任状 (建網営業等に関して) (函館区末広町百三番地西沢弥兵衛→大笹守節)	明治27年6月18日	綴	T24704
0442	委任状 (願書に関する一切の権利) (西沢弥兵衛→釧路外十二郡長 二瓶正惟)	明治27年6月18日	綴	T24802
0443	齊藤卯之吉鮭建網証棄却ノ義ニ付願 (函館区末広町百三番地西沢弥兵衛代理大笹守節→釧路外十二郡長二瓶正惟)	明治27年6月19日	綴	17101
0444	委任状 (鮭建網願棄却願書提出の件について) (函館区末広町百三番地西沢弥兵衛→十勝郡大津村番外地大笹守節)	明治27年6月19日	綴	17102
0445	齊藤卯之吉鮭建網証棄却ノ義ニ付願 (齊藤卯之吉の願書を速に棄却してほしいという願書) (函館区末広町百三番地 西沢弥兵衛代理 大笹守節→釧路外十二郡長 二瓶正惟)	明治27年6月19日	綴	T24801
0446	代人届 (上松藤治郎から大笹守節にかわったという代人届) (十勝国十勝郡大津村番外地 大笹守節→釧路外十二郡長 二瓶正惟)	明治27年6月19日	綴	T24804
0447	委任状 (上松藤治郎から大笹守節にかわった4つの権利) (大笹守節→釧路外十二郡長 二瓶正惟)	明治27年6月19日	綴	T24805
0448	齊藤卯之吉建網願書棄却願 (鮭建網願書の調印を隣接人にさせた事に関する) (大笹守節→釧路外十二郡長 二瓶正惟)	明治27年6月19日	状	T24900
0449	[書翰] (漁獲状況報告及び借入金額) (常呂郡常呂村 杉本重作→函館末広町 西沢弥兵衛)	明治27年6月21日	状	T25000
0450	[書翰] (解任の件及び漁況報告) (広尾郡 上松藤治郎→十勝郡大津村 大笹守節)	明治27年6月21日	状	T25100
0451	証 (大佛再建に付き金参円喜捨) (京都大佛方広寺住職 權僧正村田泰良→西沢弥兵衛)	明治27年6月26日	状	T25200
0452	仕分帳 (ノ粕等の代金書上) (北見国常呂郡常呂村杉本重作→函館末広町百三番地西沢弥兵衛代理沖本長吉郎)	明治27年6月吉日	横	17200
0453	鮭漁場方位更正之儀並御願 (常呂村字ボンコロコニシナイの鮭建網位置の変更願) (常呂郡常呂村四十七番地杉本重作→網走外三郡長三沢秀二)	明治27年6月	冊	17300
0454	理由書 (出願許可願) (大笹守節→釧路外十二郡長 二瓶正惟)	明治27年7月6日	綴	T25401
0455	理由書 (許可申請理由書) (西沢弥兵衛代理 十勝国十勝郡大津村 大笹守節→釧路外十二郡長 二瓶正惟)	明治27年7月6日	綴	T25501
0456	理由書 (漁営許可願の理由書) (西沢弥兵衛代理 大笹守節→釧路外十二郡長)	明治27年7月6日	綴	T25601
0457	鮭漁業塩鮭製造兼業願 (函館区[]番地 平民西沢弥兵衛代理 十勝国十勝郡大津村 大笹守節→釧路外十二郡長 二瓶)	明治27年7月6日	綴	T25602
0458	営業方法書 (大笹守節)	明治27年7月6日	綴	T25603
0459	[地図] (建網図 T25603の附属書類)	明治27年7月6日	綴	T25604
0460	委任状 (塩鮭製造兼業等の処置、十勝漁業組合及び広尾水産物営業組合加入参与の件) (上松藤次郎→大笹守節)	明治27年7月6日	綴	T25605
0461	委任状 (塩鮭製造兼業等の処置、十勝漁業組合及び広尾水産物営業組合加入参与の件) (上松藤次郎→大笹守節)	明治27年7月6日	綴	T25606
0462	理由書 (営業理由書) (西沢弥兵衛代理 大笹守節→釧路他十二郡長 二瓶正惟)	明治27年7月6日	綴	T25701
0463	[はがき] (山崎金助→大津村 大笹守節)	明治27年7月8日	状	T25300
0464	[封筒] (廿七年七月十日西沢証文入七通根室貸とあり)	明治27年7月10日		17400
0465	鮭漁業塩鮭製造兼業願 (西沢弥兵衛代理 十勝国十勝郡大津村 大笹守節→釧路外十二郡長 二瓶正惟)	明治27年7月10日	綴	T25502
0466	営業方法書 (西沢弥兵衛代理 十勝国十勝郡大津村 大笹守節→釧路外十二郡長 二瓶正惟)	明治27年7月10日	綴	T25503
0467	委任状 (権利代理委任について) (西沢弥兵衛・上松藤次郎→釧路外十二郡長 二瓶正惟)	明治27年7月10日	綴	T25504
0468	鮭漁業塩鮭製造兼業願 (十勝国十勝郡大津村 大笹守節 上松藤次郎代理 大笹守節→釧路他十二郡長 二瓶正惟)	明治27年7月10日	綴	T25702
0469	営業方法書 (西沢弥兵衛代理 大笹守節→釧路他十二郡長 二瓶正惟)	明治27年7月10日	綴	T25703

保科 智治：館蔵「西澤弥兵衛関係文書」の紹介

0384	念証ノ写（川崎船繋留の件について）（西沢弥兵衛代土屋留吉郎→田中要之進）	明治26年11月6日	綴	16404
0385	委任状控へ（川崎船買取金支払いの件などについて）（西沢弥兵衛→）	明治26年11月6日	綴	16405
0386	売渡証（漁具等の売渡し）（千島国紗那郡留別村番外地 田中要之進→西澤彌兵衛）	明治26年11月6日	綴	T20601
0387	売渡証（漁具の値段等）（千島国紗那郡留別村番外地 田中要之進→西澤彌兵衛）	明治26年11月6日	綴	T20602
0388	売渡証（川寄船を代金四拾五円で売渡すことの証）（千島国紗那郡留別村番外地 田中要之進→西澤弥兵衛）	明治26年11月6日	状	T20700
0389	証（金子借用書）（田中要之進→西澤弥兵衛代 土屋留吉郎）	明治26年11月11日	状	T20800
0390	証（白米、酒等受取証）（田中要之進→西澤弥兵衛代 土屋留吉郎）	明治26年11月11日	状	T20900
0391	証（鮭漁場入用品代受取書）（田中要之進→西澤弥兵衛代 土屋留吉郎）	明治26年11月11日	状	T21000
0392	荷為換証（浦島丸人夫賃金借用書）（西澤弥兵衛代 土屋留吉郎 田中要之進→平出商店）	明治26年11月11日	状	T21100
0393	証（荷為換証の下書）（西澤弥兵衛代 土屋留吉郎 保証人田中要之進→平出商店）	明治26年11月11日	状	T21200
0394	念証（紗那郡留別村字シレート紗那病院付属漁場一建網を負債の担保とするため）（田中要之進→西澤弥兵衛殿代 笹原佐太郎）	明治26年11月11日	状	T21300
0395	為替証（漁夫引揚金借用につき）（土屋品吉郎 田中要之進→笹原佐太郎）	明治26年11月11日	綴	T21401
0396	證（差押えの件につき）（西沢弥兵衛代土屋留吉郎 保証人田中要之進→平出商店）	明治26年11月11日	状	T48600
0397	証（漁場請負賃と学校寄付金受取証）（■■■■長役場→西沢弥兵衛）	明治26年11月13日	状	02808
0398	約定証（留別村字シレート海産干場）（紗那郡留別村番外地 田中要之進→西沢彌兵衛）	明治26年11月14日	状	T21500
0399	記（受取証）（西堀安藏→笹原佐太郎）	明治26年11月22日	綴	T21402
0400	キ（受取証田中要之進→笹原佐太郎）	明治26年11月22日	綴	T21403
0401	受領証（漁夫給料支払金受領書）（千島国紗那郡留別村 田中兵之進代理 小倉重次→函館末広町 西澤弥兵衛）	明治26年11月27日	状	T21600
0402	〔感謝状〕（函館説教場移転建築寄附につき）（真宗本山佛光寺 執事補佐々木良祐→西澤弥兵衛）	明治26年11月	状	T21700
0403	預り証（大俵食塩式百俵）（田中要之進→西澤弥兵衛）	明治26年12月2日	状	T21800
0404	領取証書（北海道水産税領収証書）（紗那水産物営業人組合納税委員 山本和→）	明治26年12月11日	状	T21900
0405	〔感謝状〕（震災被害者救恤金寄附につき）（愛知県知事時任為基→函館区末広町 西澤彌兵衛）	明治26年12月20日	状	T22000
0406	電報	明治26年12月29日	状	T22100
0407	証（金貳拾五円の借用証）（田中要之進→西澤弥兵衛）	明治26年12月	状	T22200
0408	〔委任状下書〕（西沢弥兵衛→）	明治26年	状	02806
0409	売附約定証（骨抜き干鰯の売附代金受取書）（阿部濟→西沢弥兵衛）	明治26年	状	16500
0410	証明書（物品貸付の件）（若松町四十五番地齊藤多吉→齊藤卯之吉）	明治27年1月8日	状	16600
0411	書留郵便物受取証	明治27年1月9日	状	16700
0412	譲渡証（海産干場百五拾六坪と同所海岸鮭建網漁業権共代金壹千貳百円にて譲渡）（上松藤次郎代理 齊藤米次郎 齊藤卯之吉→西澤弥兵衛）	明治27年1月9日	状	T22300
0413	念証（十勝国当縁郡同村の海産干場に関して）（齊藤卯之吉→西澤弥兵衛）	明治27年1月9日	状	T22400
0414	有体動産売渡証（建網、漁船）（十勝国十勝郡大津村 齊藤卯之吉→西澤弥兵衛）	明治27年1月9日	冊	T22500
0415	委任状（十勝の漁場に関する権限（鮭））（上松藤治郎→大笹森節）	明治27年1月9日	状	T22600
0416	証（塩三百五拾俵預り引き渡し証明書）（十勝国大津村 齊藤卯之吉→西澤弥兵衛）	明治27年1月9日	状	T22700
0417	証（塩三百五拾俵預り証）（十勝国大津村 齊藤卯之吉→西澤弥兵衛）	明治27年1月9日	状	T22800
0418	念証（海産干場百五拾六坪を譲渡することの念証）（十勝国大津村 代理弁済人齊藤卯之吉→西澤弥兵衛）	明治27年1月9日	状	T22900
0419	譲渡証（下書き）（海産干場百五拾六坪を譲渡代金壹千貳百円で譲渡する）（上松藤治郎代理 齊藤米次郎 齊藤卯之吉→西澤弥兵衛）	明治27年1月9日	状	T23000
0420	〔有体動産売渡証〕（十勝国大津郡 齊藤卯之吉→西澤弥兵衛）	明治27年1月9日	状	T23100
0421	解任届（上松藤次郎の解任の届）（十勝国十勝郡大津村 齊藤米太郎→釧路外十二郡長 二瓶正惟）	明治27年1月9日	綴	T24803
0422	金貸借証書正本（債権者北海道渡島国函館区末広町百参番地住居平民物産商西澤弥兵衛代理人北海道渡島国函館区鍛冶町拾四番地住居平民雑業宮坂清造→債務者北海道十勝国十勝郡大津村番外地拾強平民漁業齊藤卯之吉）	明治27年1月10日	冊	T23200
0423	金貸借証書正本（北海道渡島国函館区末広町百三番地西沢弥兵衛→北海道千島国紗那郡留別村番外地田中要之進）	明治27年1月18日	冊	16800
0424	借入金証書（金五拾円）（若林道矩他1名→西澤弥兵衛）	明治27年1月31日	状	T23300
0425	証（貸金請求関係書類預かり書）（会所町七番地 笹原佐太郎→西澤弥兵衛）	明治27年2月21日	状	T23400
0426	証明願（硫黄山一ヶ年の公課証明書）（西沢弥兵衛代理 笹原佐太郎→田沢村村長 伊藤竹松）	明治27年3月3日	綴	T23501
0427	証明証（昨年度分県税村税未払いにつき）（田沢村村長 伊藤竹松→西沢弥兵衛代理 笹原佐太郎）	明治27年3月3日	綴	T23502
0428	登記簿謄本（仙北郡田沢村玉川における建物売買）（登記所 大曲区裁判所角館出張所 大曲区裁判所判事代理書記 清武国）	明治27年3月5日	冊	T23600
0429	証明証（亀井半七は石仮戸硫黄山とは一切関係無いことを証明）（亀井半七→西沢弥兵衛）	明治27年3月9日	状	T23700

0335	塩売買証書謄本 (石川県加賀国金沢市玄蕃町貳番丁貳番地阿部清→函館区末広町百三番地西沢弥兵衛)	明治 25 年	冊	15000
0336	[受理証]	明治 25 年	綴	T16402
0337	証明書 (借入金返済に関する約定) (香川惣太郎→)	明治 26 年 1 月 7 日	綴	12504
0338	証 (金五拾円) (阿部清→西澤弥兵衛)	明治 26 年 5 月 7 日	状	T18300
0339	念証 (収穫物によって借入金精算の件につき) (千島国紗那郡留別村番外地漁業田中要之進→西澤弥兵衛)	明治 26 年 6 月 3 日	状	T18400
0340	契約証 (下書) (漁場請負契約証) (田中要之進→西澤弥兵衛)	明治 26 年 6 月 8 日	冊	T18500
0341	借用証 (金三拾円) (千島国紗那郡留別村番外地田中要之進→西澤弥兵衛)	明治 26 年 6 月 10 日	状	T18600
0342	証 (預り証書類書上) (船見町九拾番地 笹原佐太郎→西沢弥兵衛)	明治 26 年 6 月 13 日	状	T24509
0343	証 (一貫小学校新築費寄附につき) (私立一貫小学校主五島千願→西澤弥兵衛)	明治 26 年 6 月 21 日	状	T18700
0344	証 (幼稚園へ寄附につき) (柳池教育界→西澤弥兵衛)	明治 26 年 7 月	状	T18800
0345	塩切鮭痛く販売契約証書謄本 (函館区天神町七十一番地松山重蔵→函館区末広町百三番地西澤弥兵衛)	明治 26 年 8 月 25 日	冊	T18900
0346	上等塩切鮭供給契約証書正本 (函館区天神町七十一番地松山重蔵→函館区末広町百三番地西澤弥兵衛)	明治 26 年 8 月 25 日	冊	T19000
0347	証 (物品契約の件について) (根室花咲町二百七番地松山重蔵→西沢弥兵衛)	明治 26 年 8 月 27 日	状	15100
0348	上等塩切鮭供給契約証書正本 (北海道渡島国函館区末広町百三番地西沢弥兵衛→北海道十勝郡大津村番外地齋藤卯之吉)	明治 26 年 9 月 4 日	冊	15200
0349	約定証 (鮭売買金額変更につき) (十勝国大津村齋藤卯之吉→西澤弥兵衛)	明治 26 年 9 月 4 日	状	T19100
0350	預り証 (海産干場貸下許可書・鮭建網場許可書) (十勝国十勝郡大津村齋藤卯之吉→西澤弥兵衛)	明治 26 年 9 月 4 日	状	T19200
0351	借入金ノ返記念証 (十勝国十勝郡大津村齋藤卯之吉→西澤弥兵衛)	明治 26 年 9 月 5 日	綴	T18102
0352	証 (白米受取書) (十勝国大津村齋藤卯之吉→西澤弥兵衛)	明治 26 年 9 月 5 日	状	T19300
0353	証明書 (鯨水揚高に関する事) (紗那郡有前村ヤウスモイ阿部清→函館末広町西沢弥兵衛)	明治 26 年 9 月 8 日	状	15300
0354	請取証 (網など) (千島国留別村田中漁舎→西澤弥兵衛)	明治 26 年 9 月 12 日	状	T19400
0355	送状 (塩鱈・干鱈) (千島国紗那郡田中要之進→西澤弥兵衛)	明治 26 年 9 月 12 日	状	T19500
0356	注文書 (千島国紗那郡田中要之進→平御店土屋)	明治 26 年 9 月 14 日	状	T19600
0357	受取証 (金貳拾円) (田中要之新→)	明治 26 年 9 月 15 日	状	T19800
0358	証 (漁夫前借り金及び給料・解料受取書) (雇人請宿上野新蔵→西澤弥兵衛)	明治 26 年 9 月 16 日	状	T19700
0359	上等塩切鮭供給契約証書抄録正本 (函館区会所町三十五番地横山吉四郎→)	明治 26 年 9 月 21 日	冊	15400
0360	念証 (塩切鮭供給契約に関する念書) (本町三十四番地土方栄次郎他 1 名→西沢弥兵衛)	明治 26 年 9 月 27 日	状	15500
0361	証 (白米等受取書) (齋藤卯之吉→西澤弥兵衛代理熊谷寛三郎)	明治 26 年 10 月 9 日	状	T19900
0362	証書 (鯨漁業営業の件について) (兼井幸次郎→西沢弥兵衛)	明治 26 年 10 月 22 日	状	15600
0363	証 (借入金受取証) (鈴木幸吉→香川惣太郎)	明治 26 年 10 月 25 日	綴	12505
0364	委任状 (塩切鮭引渡強制執行に関する権限の委任) (西沢弥兵衛→)	明治 26 年 10 月 26 日	状	02803
0365	委任状 (加茂弥惣右衛門に対する貸金請求権限の委任) (西沢弥兵衛→)	明治 26 年 10 月 26 日	状	02804
0366	委任状 (木付可笑人に対する預け証書取り戻しに関する権限の委任) (西沢弥兵衛→)	明治 26 年 10 月 26 日	状	02805
0367	預り証 (宮坂清造→西沢弥兵衛)	明治 26 年 10 月 26 日	状	15700
0368	委任状 (西村与平に対する貸金請求事件訴訟該当諸般の委任状) (函館区末広町西 3 番地 西澤弥兵衛→宮坂清造)	明治 26 年 10 月 26 日	状	T20000
0369	領収証 (釧路浦見町五丁目番外地木付可笑人→宮坂清造)	明治 26 年 10 月 30 日	状	15800
0370	証明証 (貸金請求事件訴訟延期について) (木付可笑人→宮坂清造)	明治 26 年 10 月 30 日	状	15900
0371	借入金証 (釧路浦見町番外地木付可笑人→宮坂清造)	明治 26 年 10 月 30 日	状	16000
0372	証 (網など 3 点の請け取り証) (十勝国大津村 齋藤卯之吉→西澤弥兵衛代理 熊谷寛三郎)	明治 26 年 10 月 30 日	状	T20100
0373	塩切鮭送状 (十勝国十勝郡大津村 齋藤卯之吉→函館末広町一平御印西澤弥兵衛)	明治 26 年 11 月 1 日	状	T20200
0374	敷金預り証 (為換金渡人 西澤弥兵衛) (十勝国十勝郡大津村 齋藤卯之吉→橋儀平)	明治 26 年 11 月 1 日	状	T20300
0375	追加契約書 (郵便物請負期限変更) (留別村病院管理者 留別外四ヶ村戸長 海野亀吉→函館区末広町百三番地 西澤弥兵衛代理人 土屋留吉郎)	明治 26 年 11 月 1 日	状	T20400
0376	証 (約定書) (阿部清→巧捨松)	明治 26 年 11 月 4 日	状	16100
0377	約定証 (択捉港から函館港までの荷物・雇人回漕の件について) (阿部清→巧捨松)	明治 26 年 11 月 4 日	状	16200
0378	約定証 (択捉港から函館港までの荷物回漕の件について) (巧捨松→阿部清)	明治 26 年 11 月 4 日	状	16300
0379	証 (大山空樽八拾個の受け取り証) (十勝国大津村 齋藤卯之吉→西澤弥兵衛代理 熊谷寛三郎)	明治 26 年 11 月 5 日	状	T20500
0380	記 (受取証) (阿部清→西澤弥兵衛代中瀬長五郎)	明治 26 年 11 月 5 日	綴	T21404
0381	解船届 (函館末広町百三番地土屋留吉郎→沙那郡外三郡長菊那勇七)	明治 26 年 11 月 6 日	綴	16401
0382	請取証 (函館区末広町百三番地西沢弥兵衛代土屋留吉郎→田中要之進)	明治 26 年 11 月 6 日	綴	16402
0383	念証 (借入金返済の件について) (函館区末広町百三番地西沢弥兵衛代土屋留吉郎→田中要之進)	明治 26 年 11 月 6 日	綴	16403

保科 智治：館蔵「西澤弥兵衛関係文書」の紹介

0290	為取換契約証(千島紗那における海産干場および漁業執行取決条件について(下書)) (函館区末広町百三番地西沢弥兵衛他2名)	明治25年6月7日	冊	13500
0291	為取換契約証(千島紗那における海産干場および漁業執行取決条件について)(函館 区末広町百三番地西沢弥兵衛他2名)	明治25年6月7日	冊	13600
0292	塩切鱒並練粕売買契約正本(阿部清→西沢弥兵衛)	明治25年6月7日	冊	13700
0293	塩切鱒並練搾粕売買契約証書正本(石川県加賀国金沢市玄蕃町貳番丁拾貳番地阿部 清→函館区末広町百三番地西沢弥兵衛)	明治25年6月7日	冊	14800
0294	塩切鱒売買契約証書正本(石川県加賀国金沢市玄蕃町貳番丁拾貳番地阿部清→函館 区末広町百三番地西沢弥兵衛)	明治25年6月7日	冊	14900
0295	郵便為替金受領証(函館郵便電信局長熊谷重郎→)	明治25年6月17日	状	T16500
0296	預り金証(金貳百四拾円)(西澤弥兵衛代善宝丸船長酒井徳松→阿部斎)	明治25年7月17日	状	T16600
0297	受取証(白米等注文品)(田中要之進→西沢弥兵衛)	明治25年8月30日	状	T16700
0298	念証(借入金返済の件につき){森幣次郎→西沢弥兵衛}	明治25年9月2日	状	13800
0299	記(借入金覚書){平出商店→西沢弥兵衛}	明治25年9月21日	状	13900
0300	証(貸借金・塩切鱒委託販売手数料受取書){平出喜三郎→西沢弥兵衛}	明治25年9月21日	状	14000
0301	委任状(債務不履行による強制執行の権限){西沢弥兵衛→}	明治25年9月24日	状	T24507
0302	口上(証書類の書上){越俊道→西沢}	明治25年9月27日	状	T24502
0303	{鱒売買契約書}{千島国紗那郡留別村[→函館末広町百三番地西沢弥兵衛]}	明治25年10月7日	状	T16800
0304	上申之趣聞届ケ	明治25年10月20日	綴	T15101
0305	{免稅船檢印御願}{西澤弥兵衛代理田中要之進方寄留土屋品吉郎→留別村外三ヶ村 海野亀吉}	明治25年10月20日	状	T16900
0306	念証(千島国紗那郡の干場に関して){平出喜三郎→西沢弥兵衛}	明治25年10月29日	状	14100
0307	証(動産・不動産貸借に関する事){平出喜三郎→西沢弥兵衛}	明治25年10月29日	状	14200
0308	請取証ノ写(金五百円也など){函館西沢弥兵衛代理 笹原佐太郎→越俊道}	明治25年10月30日	状	T24501
0309	延約証(借入金金の延約依頼申立){根室松ヶ枝町二丁三番地香川惣太郎他1名→鈴木 幸吉}	明治25年10月	綴	12502
0310	請取書(阿部繁他1名→西沢弥兵衛)	明治25年11月4日	状	14300
0311	送達状(下田盛保→真砂町宮坂清造)	明治25年11月15日	状	13004
0312	売渡証(船舶){紗那郡留別村田中要之進→函館末広町百三番地土屋品吉郎}	明治25年11月15日	冊	T17000
0313	借用証(金八百六拾四円三拾錢四厘 明治26年度干鱒漁獲にて精算){千島国紗那 郡留別村田中要之進→函館末広町西沢弥兵衛}	明治25年11月15日	綴	T17101
0314	抵当物目録調書(建網・漁船)	明治25年11月15日	綴	T17102
0315	下調書(借入金及び鱒等買付金について)	明治25年11月15日	冊	T17200
0316	請取証(大俵塩五百九拾八俵の代金貳百九拾九円){田中要之進→西沢弥兵衛・土屋 留吉良}	明治25年11月15日	綴	T17301
0317	証(金百三拾円受取書～){田中要之進→西沢弥兵衛・土屋留吉良}	明治25年11月15日	綴	T17302
0318	請取証(網等代金三拾円){田中要之進→西沢弥兵衛・土屋留吉良}	明治25年11月15日	綴	T17303
0319	代業届(千島国紗那郡留別村字シレート留別病院付属鱒鮭建網場代業につき){函館 末広町百三番地西沢弥兵衛代理土屋品吉郎→千島国紗那郡留別村番外地田中要之 進}	明治25年11月17日	状	T17400
0320	{船売渡証}{千島国紗那郡留別村売渡人田中要之進→函館区末広町百三番地買受人 土屋品吉郎}	明治25年11月17日	状	T17500
0321	御証明願(鮭鱒使用の証明書){函館区末広町百三番地西沢弥兵衛代理土屋品吉郎→ 留別外三ヶ村戸長海野亀吉}	明治25年11月17日	状	T17600
0322	委任状(鮭建網漁業兼業の委任に付いて(下書)){十勝国広尾郡茂寄村番外地上松 藤次郎→}	明治25年11月25日	状	14400
0323	証(領収書){十勝国広尾郡上松藤次郎他1名→斎藤米次郎}	明治25年11月25日	状	14500
0324	証(海産干場譲渡につき){十勝国広尾郡上松藤次郎字ホリカヤ二上松藤次郎→斎藤米次 郎}	明治25年11月25日	状	T17700
0325	委任状(海産干場・鮭建網漁業等に関する権利の委任){十勝国広尾郡茂寄村番外地 上松藤次郎→}	明治25年11月25日	状	T17800
0326	証明願(海産干場および鮭建網漁業製造兼業願許可証明書){十勝国広尾郡茂寄村番 外地上松藤次郎→福井忠利}	明治25年11月29日	状	14600
0327	{感謝状}(明治二十四年十月二十八日の震災救恤金寄附につき){岐阜県知事小崎利 準→函館区末広町西沢弥兵衛}	明治25年12月1日	状	T17900
0328	物品預証(成原塩・空樽){十勝国大津村西村与平→西沢弥兵衛}	明治25年12月15日	状	T18000
0329	念証(建家一棟抵当につき){十勝国十勝郡大津村齋藤卯之吉→中瀬長五郎}	明治25年12月15日	綴	T18101
0330	借用証(金参円){是枝兎一→西沢弥兵衛}	明治25年12月19日	状	T18200
0331	委任状(代理委任の件){根室花咲町三丁目拾七番地鈴木幸吉→}	明治25年12月	綴	12402
0332	委任状(代理委任の件等){鈴木幸吉→}	明治25年12月	綴	12503
0333	委任状(貸金請求の委任に関する事(下書力)) 根室花咲町三丁目拾七番地鈴木 幸吉→}	明治25年12月	状	14700
0334	委任状(借金請求および出訴に関する委任){江差村艘川町四十八番地森平治郎→}	明治25年	状	00300

0246	委任状(登記請求の件について)〔函館区末広町西沢弥兵衛〕	明治23年	状	11300
0247	〔小切手〕〔西沢弥兵衛→明通丸〕	明治24年1月5日	状	11400
0248	約束手形〔函館区会所町二十四番地土方栄次郎→西沢弥兵衛〕	明治24年2月28日	状	11500
0249	約束手形〔会所町二十四番地土方栄次郎→西沢弥兵衛〕	明治24年3月30日	状	11600
0250	証(秋田白米売買につき)〔土方栄次郎→西沢弥兵衛〕	明治24年5月14日	状	T14900
0251	小作証(亀田郡上湯川村開墾地)〔上湯川村借人北上初三郎→西沢弥兵衛〕	明治24年5月25日	状	T15000
0252	〔小切手〕〔第百十三国立銀行→西沢弥兵衛〕	明治24年6月1日	状	11700
0253	開墾地期明御届(上湯川村開墾地除租申上)〔西沢弥兵衛代理黒沢正七→亀田外三郡長代理亀田外三郡書記森下弘〕	明治24年6月25日	綴	T15101
0254	委任状(根室国目梨郡植別村の鮭漁業に関して)〔根室花咲町四丁目十番地本人佐藤与三郎他1名→〕	明治24年7月7日	綴	T15202
0255	委任状(写)(根室国目梨郡植別村の鮭漁業に関して)海産干場における)〔根室花咲町二丁目四十番地本人佐藤久右衛門他1名→〕	明治24年7月7日	綴	T15302
0256	証(借用証書等書き上げ)〔三坂実吉→西沢弥兵衛〕	明治24年8月19日	状	11800
0257	委任状(写)(根室国目梨郡植別村の鮭漁業に関して)海産干場における)〔根室花咲町四丁目十番地本人海老名泰昭他1名→〕	明治24年8月26日	綴	T15402
0258	代業届(写)(根室国目梨郡植別村の海産干場における)〔根室花咲町四丁目十番地本人佐藤与三郎他1名→標茶納税事務所標茶外七村漁業組合事務所〕	明治24年8月27日	綴	T15201
0259	代業届(写)(根室国目梨郡植別村の海産干場における)〔根室花咲町二丁目四十番地本人佐藤久右衛門他1名→標茶納税事務所標茶外七村漁業組合事務所〕	明治24年8月27日	綴	T15301
0260	代業届(写)(根室国目梨郡植別村の海産干場における)〔根室花咲町四丁目三番地本人海老名泰昭他1名→標茶納税事務所標茶外七村漁業組合事務所〕	明治24年8月27日	綴	T15401
0261	念証(塩切鮭売り付けに関して)〔十勝国十勝郡十勝村西村与平→西沢弥兵衛〕	明治24年9月15日	状	T15500
0262	〔書翰〕(入用品の依頼)〔花咲町三丁目鈴木幸吉→函館区末広町西沢弥兵衛〕	明治24年9月16日	状	T15600
0263	委任状(部理代人と鮭の自由販売の権限について)〔十勝国同郡大津村名越友太郎→西沢弥兵衛〕	明治24年9月17日	状	T15700
0264	借入金証〔十勝之國大津村齊藤卯之吉→片木幸三郎〕	明治24年9月20日	状	11900
0265	約束手形〔函館区東浜町十九番地土方栄次郎→西沢弥兵衛〕	明治24年9月23日	状	12000
0266	〔書翰〕(漁場報告及び鮭値段報告など)〔花咲町三丁目鈴木幸吉→函館区末広町西沢弥兵衛〕	明治24年9月24日	状	T15902
0267	〔封筒〕(明治廿四年九月鈴木幸吉殿ヨリ電信・書状来袋)	明治24年9月		12100
0268	〔書翰〕(書類・品物到着報告)〔花咲町三丁目鈴木幸吉→函館区末広町西沢弥兵衛〕	明治24年10月1日	状	T44300
0269	証(越中白米三百俵受け取りにつき)〔土方栄次郎→西沢弥兵衛〕	明治24年10月5日	状	T15800
0270	約束手形〔函館区東浜町十九番地土方栄次郎→西沢弥兵衛〕	明治24年10月20日	状	12200
0271	約束手形〔函館区会所町土方栄次郎→西沢弥兵衛〕	明治24年10月29日	状	12300
0272	〔書翰〕(漁場報告及び筋子値段書送付依頼)〔花咲町三丁目鈴木幸吉→函館区末広町西沢弥兵衛〕	明治24年10月29日	状	T15901
0273	証(堀川小学校新築校具新調費金五円寄附につき)〔私立堀川小学校主堀川道蔵→西沢弥兵衛〕	明治24年11月3日	状	T16000
0274	借入金証〔根室郡幌茂尻村番外拾号難波村四郎他1名→鈴木幸吉〕	明治24年12月26日	綴	12401
0275	借入金証〔根室郡松ヶ枝町二丁目三番地香川惣太郎他1名→鈴木幸吉〕	明治24年12月27日	綴	12501
0276	借用証〔佐藤貴之助→鈴木幸吉〕	明治24年12月30日	状	12600
0277	明治廿四年第十二月大津支払差引帳〔中瀬長五郎〕	明治24年12月	横	T16100
0278	〔電報〕〔ハナサキテウススキコウキチ→スヘヒロテウニシサワヤヘ〕	明治24年	状	12700
0279	〔電報〕〔ネムロハナサキテウススキコウキチ→スヘヒロテウニシサワヤヘ〕	明治24年	状	12800
0280	借入金証〔根室郡松ヶ枝町一丁目川上青吉→西沢弥兵衛〕	明治25年1月3日	状	12900
0281	借用証〔西村與平→西沢弥兵衛〕	明治25年1月9日	冊	13001
0282	塩売買証書謄本〔函館区曙町五番地住居漁業阿部済→北海道渡島国函館区末広町百三番地西沢弥兵衛〕	明治25年1月18日	冊	13100
0283	金円貸借証書謄本(秋田県仙北郡石仮戸硫黄山採掘資本金借用関係)〔函館区末広町百三番地住居平民物産商債権者西沢弥兵衛→秋田県陸中国鹿角郡尾去沢村百三十九番地住居平民坑山業債権者越俊道〕	明治25年2月21日	冊	T16200
0284	金円貸借証書正式謄本(秋田県仙北郡石仮戸硫黄山採掘資本金借用関係)〔函館区末広町百三番地住居平民物産商西沢弥兵衛→秋田県陸中国鹿角郡尾去沢村百三十九番地住居平民鉱業越俊道〕	明治25年2月21日	冊	T16300
0285	借入金之証〔江差村九艘川町四十八番地森平次郎→西沢弥兵衛〕	明治25年2月22日	状	13200
0286	〔封筒〕(公正証書謄本写し・動産物買受証・日貸与借用書謄本 売借人東浜町土方栄次郎とあり)	明治25年4月23日	状	13300
0287	開墾除租年期明地明治廿二年法律第十八号免租成上申(亀田郡上湯川村字釜場沢・団助渡畑の免租願)〔地主西沢弥兵衛代理人黒沢正七→北海道庁長官渡辺千秋〕	明治25年4月30日	綴	T16401
0288	差入置候借入金に対する抵当物借用証書(貸付証書の写しあり)〔青柳町四十号森平次郎→西沢弥兵衛〕	明治25年5月6日	冊	13400
0289	塩切鮭売買契約証書正本写〔阿部済→西沢弥兵衛〕	明治25年6月4日	冊	02802

保科 智治：館蔵「西澤弥兵衛関係文書」の紹介

0195	土地拝借願（海産干場拝借願、後ろに許可証あり）（上松藤次郎他1名→釧路外十郡長宮本千万樹）	明治22年12月7日	冊	09400
0196	登記簿謄本（宮本千万樹→）	明治22年12月7日	冊	09700
0197	証（御連枝様進上金七円につき）（六雄連枝随行教学科注記野崎流天→西澤弥兵衛・小野藤平）	明治22年12月8日	状	T13700
0198	念証（借入金返済念書）（土方栄次郎→西沢弥兵衛）	明治22年12月10日	状	09500
0199	借用証書（土方栄次郎→西沢弥兵衛）	明治22年12月10日	状	09600
0200	〔書翰〕（加茂弥惣右衛門所有物件報告）（釧路米町番外地石岡卯之吉方木付可笑人→函館末広町西澤弥兵衛）	明治22年12月11日	状	T13800
0201	譲り渡し証（金子譲り渡し証）（末広町三拾一番地木下清蔵他1名→西沢弥兵衛）	明治22年12月21日	状	24600
0202	代人御願書（代人認可の願）（西沢弥兵衛→根室始審裁判所判事）	明治22年12月	状	09800
0203	代人御願書（代人認可の願）（西沢弥兵衛→根室始審裁判所判事）	明治22年12月	状	09900
0204	委任状（貸金請求代理について）（北海道渡島国函館末広町百三番地西沢弥兵衛→）	明治22年12月	状	10000
0205	領収証（若林道矩→西沢弥兵衛）	明治23年1月	状	10100
0206	〔封筒〕（神江又吉要書入）	明治23年1月		T13900
0207	証明願（海産干場証明願）（西沢弥兵衛代理釧路国釧路米町番外地木付可笑人→昆布森外二ヶ村戸長外山繁三郎）	明治23年4月8日	冊	10200
0208	〔拝願〕（登記簿閲覧願力）（木付可笑人→梅沢）	明治23年4月11日	状	10300
0209	仮差押へ命令書御下附願（物件差押えについて）（釧路国釧路郡米町番外地木付可笑人→梅沢退輔）	明治23年4月11日	状	10400
0210	仮約定証（厚岸で石炭山試掘出願の件につき）（函館元町廿三番地佐々木与兵衛他3名→西沢弥兵衛）	明治23年4月20日	綴	T14801
0211	借用証（金式拾円炭山試掘費用として）（函館元町廿三番地佐々木与兵衛他3名→西沢弥兵衛）	明治23年4月20日	綴	T14802
0212	借入金証（檜山郡汐吹村福永徳太郎他2名→小川又右衛門他1名）	明治23年5月1日	綴	10501
0213	証（檜山郡汐吹村福永徳太郎→小川又右衛門他1名）	明治23年5月1日	綴	10502
0214	借入金証（檜山郡汐吹村玉谷西松他1名→小川又右衛門他1名）	明治23年5月1日	綴	10503
0215	証（檜山郡汐吹村本荘万吉→小川又右衛門他1名）	明治23年5月1日	綴	10504
0216	借入金証（檜山郡汐吹村徳光三治郎他1名→小川又右衛門他1名）	明治23年5月1日	綴	10505
0217	借入金証（檜山郡汐吹村太田栄作他1名→小川又右衛門他1名）	明治23年5月1日	綴	10506
0218	借入金証（檜山郡汐吹村太田徳太郎他2名→小川又右衛門他1名）	明治23年5月1日	綴	10507
0219	証（檜山郡汐吹村武藤専太郎→小川又右衛門他1名）	明治23年5月1日	綴	10508
0220	借入金証（檜山郡汐吹村武藤専太郎他1名→小川又右衛門他1名）	明治23年5月1日	綴	10509
0221	借入金証（檜山郡汐吹村本荘万吉他1名→小川又右衛門他1名）	明治23年5月1日	綴	10510
0222	借入金証（檜山郡汐吹村太田孝作他1名→小川又右衛門他1名）	明治23年5月1日	綴	10511
0223	借入金証（檜山郡汐吹村玉谷乙吉他1名→小川又右衛門他1名）	明治23年5月1日	綴	10512
0224	借入金証（檜山郡汐吹村前田作右衛門他1名→小川又右衛門他1名）	明治23年5月1日	綴	10513
0225	借入金証（檜山郡汐吹村前田直吉他1名→小川又右衛門他1名）	明治23年5月1日	綴	10514
0226	借入金証（檜山郡汐吹村奥寺寅二郎他1名→小川又右衛門他1名）	明治23年5月1日	綴	10515
0227	借入金証（木ノ子村笠嶋専之丞他2名→小川又右衛門他1名）	明治23年5月1日	綴	10516
0228	借入金証（汐吹村太田要吉他1名→小川又右衛門他1名）	明治23年5月1日	綴	10517
0229	借入金証（石崎村村谷金造他2名→小川又右衛門他1名）	明治23年5月1日	綴	10518
0230	証（石崎村村谷金造他1名→小川又右衛門他1名）	明治23年5月1日	綴	10519
0231	借入金証（羽根■村徳光常作他1名→小川又右衛門他1名）	明治23年5月1日	綴	10520
0232	借入金証（羽根■村品田専之丞他1名→小川又右衛門他1名）	明治23年5月1日	綴	10521
0233	為換証（石盛藤三郎→田端半七）	明治23年5月9日	状	10600
0234	〔土地台帳〕	明治23年5月28日	状	10700
0235	証（煉瓦塀建築費寄付金領収書）（本願寺別院→西澤弥兵衛）	明治23年6月4日	状	T14000
0236	金借用証（金式拾六円）（負債人松本喜兵衛他1名）	明治23年8月8日	状	T14100
0237	念証（抵当場所所持相違なきにつき）（十勝国十勝郡大津村西村与平→西澤弥兵衛）	明治23年9月15日	状	T14200
0238	差入抵当約定証（鮭収穫代金の抵当として網及び船）（十勝国十勝郡大津村斎藤小野吉他2名→西澤弥兵衛）	明治23年10月4日	冊	T14300
0239	借用証（金五拾円）（函館区宝町二口伊三郎他1名→西澤弥兵衛）	明治23年10月5日	状	T14400
0240	念証（借入金抵当の件につき）（十勝国十勝郡大津村西村与平→西澤弥兵衛）	明治23年12月2日	状	T14500
0241	借用証（函館区会所町二十四番地土方栄次郎→西沢弥兵衛）	明治23年12月8日	状	11000
0242	地所売渡証（渡島国亀田郡上湯川村開墾地）（上湯川村字下タケ式番地売主工藤浅吉→西澤弥兵衛）	明治23年12月18日	状	T14600
0243	地所売渡証（渡島国亀田郡上湯川村開墾地）（上湯川村字金場ノ沢売主吉村長兵衛他1名→西澤弥兵衛）	明治23年12月18日	状	T14700
0244	借用証（木村宗治郎→西沢）	明治23年12月30日	状	11100
0245	約定証（貸金受取に関する約定）（小川又右衛門→森幣治郎）	明治23年12月	冊	11200

0145	委任状 (賃金および訴訟の件について) (函館区鍛冶町三拾壹番地中沢喜久三→)	明治 18 年 7 月 30 日	綴	07603
0146	金子借用証書 {天神町九十番地染木吉→西沢弥兵衛}	明治 18 年 10 月 31 日	状	07700
0147	[感謝状] (愛知郡軽野学校増築費寄附につき) {滋賀県令正五位中井弘→滋賀県近江国愛知郡斧磨村西澤弥兵衛}	明治 18 年 11 月 17 日	状	T11900
0148	証 (比叡山延暦寺永世保存費寄附につき感謝状) {崇叡会→西澤弥兵衛}	明治 18 年 12 月 3 日	状	T12000
0149	代人願 (記載なし) {函館区鍛冶町三拾壹番地中沢喜久三→}	明治 18 年	綴	07601
0150	代人願 (記載なし) {函館区鍛冶町三拾壹番地中沢喜久三→}	明治 18 年	綴	07602
0151	地所取戻之答 (被告反対弁論) (函館区末広町百三番地西沢弥兵衛→函館始審裁判所長齋藤金平)	明治 18 年	冊	07800
0152	地所取戻之答 (被告反対弁論) (函館区末広町百三番地西沢弥兵衛→函館始審裁判所長齋藤金平)	明治 18 年	冊	07900
0153	借入金証書 (金三百七拾円) {青森県津軽郡広瀬村田中吉兵衛→西澤弥兵衛}	明治 19 年 4 月 8 日	状	T12100
0154	證 (金拾円の借用証) {函館元町十三番地齋藤信吾→西沢弥兵衛}	明治 19 年 4 月 9 日	状	08000
0155	証 (金五拾円の借用書) {函館区元町十三番地齋藤信吾→西澤弥兵衛}	明治 19 年 6 月 14 日	状	08200
0156	借入金証書 (金四拾円) {借主桜井イサ→西澤弥兵衛}	明治 19 年 8 月 13 日	状	T12200
0157	証 (借用書) {齋藤信吾→西沢弥兵衛}	明治 19 年 8 月 31 日	状	08100
0158	借用証 {齋藤信吾→西沢弥兵衛}	明治 19 年 9 月 24 日	状	08300
0159	証 (金三拾円借用書) {亀井半七→西澤弥兵衛}	明治 19 年 11 月 8 日	状	T13101
0160	証 (地券受取証) {本願寺別院会計係若林道矩→西澤弥兵衛}	明治 19 年 12 月 29 日	状	T12300
0161	金子借用証 (当別村十四番地小田志郎→西沢弥兵衛)	明治 20 年 1 月 20 日	状	08400
0162	[感謝状] (函館区コレラ予防費寄附につき) {北海道庁長官岩村通俊→函館区函館末広町西澤弥兵衛}	明治 20 年 10 月 26 日	状	T12400
0163	[授与書] (御領字一子地表面) {本山執行所→西澤弥兵衛}	明治 21 年 2 月 27 日	状	T12500
0164	念書 (秋田県硫黄山開鑿費につき) {亀井半七他 2 名→西澤弥兵衛}	明治 21 年 3 月 6 日	状	T12600
0165	証 (金拾円借用書) {函館東浜町六番地若林道矩→西澤弥兵衛}	明治 21 年 5 月 31 日	状	T12700
0166	借用証 (浅草区東三筋町五十番地村田広太郎→西沢弥兵衛代理若林道親)	明治 21 年 9 月 7 日	状	08500
0167	借入金証書 {函館東浜町廿三番地岡幸三→西沢弥兵衛}	明治 21 年 11 月 17 日	状	10900
0168	[感謝状] (愛知川警察署付属官舎建築費寄附につき) {滋賀県令正五位中井弘→近江国愛知郡斧磨村西澤弥兵衛}	明治 21 年 11 月 28 日	状	T12800
0169	念証 (硫黄山権利について) {亀井半七他 2 名→西澤弥兵衛}	明治 22 年 3 月 17 日	状	T12900
0170	[感謝状] (尚武義会資金寄附につき) {滋賀県尚武義会総代中井弘→西澤弥兵衛}	明治 22 年 3 月 19 日	状	T13000
0171	借入金証書 (金貳百円) {亀井半七→西澤弥兵衛}	明治 22 年 3 月 21 日	状	T13102
0172	借入金証書 (金貳百四拾円) {亀井半七→西澤弥兵衛}	明治 22 年 3 月 21 日	状	T13103
0173	念書 (借入金貳百円につき) {亀井半七→西澤弥兵衛}	明治 22 年 3 月 21 日	状	T13104
0174	証 (借用書) {土方栄次郎→平御店}	明治 22 年 3 月 25 日	状	08600
0175	証書ノ写 (借入金返済方法につき) {亀井半七他 2 名→西澤弥兵衛代理西沢仲次郎}	明治 22 年 4 月 3 日	綴	T13201
0176	借用証ノ写 (柏谷太郎右衛門代理陶宗之進→西澤弥兵衛)	明治 22 年 4 月 3 日	綴	T13202
0177	地所売渡証 (七飯村字中須田の宅地・畑地) {函館区東川町六番地能登捨治郎→西澤弥兵衛}	明治 22 年 4 月 10 日	綴	T13301
0178	地所登記済証下附願 (七飯村字中須田の宅地・畑地) {西澤弥兵衛→七飯登記所}	明治 22 年 4 月 10 日	綴	T13302
0179	請取証 (五洋丸積荷代金) {東京海上保険株式会社函館代理店→西澤弥兵衛}	明治 22 年 7 月 10 日	状	T13400
0180	証 (世襲財産・道具料の件について) {西沢又次郎→西沢又兵衛}	明治 22 年 9 月 20 日	状	08700
0181	[感謝状] (道路改修費寄附につき) {滋賀県知事井弘→近江国愛知郡泰川村西澤弥兵衛}	明治 22 年 10 月 18 日	状	T13500
0182	[書翰] (加茂弥惣右衛門勸解実費などの件につき) {釧路国釧路石岡卯之吉方木付可笑人→西澤弥兵衛}	明治 22 年 11 月 16 日	状	T13602
0183	証 (木付可笑人買物代金受取証) {永田亀次郎→}	明治 22 年 11 月 20 日	状	02807
0184	[地価税免除書上]	明治 22 年 11 月 22 日	状	08800
0185	受領証 (貸金請求勸解実費金三拾円受け取りにつき) {釧路国釧路石岡卯之吉方木付可笑人→西澤弥兵衛}	明治 22 年 11 月 24 日	状	T13601
0186	為取換約定証書 (訴訟費用の件について) {西沢弥兵衛他 2 名→}	明治 22 年 11 月 25 日	状	08900
0187	委任状 (貸金請求等の件について) {函館末広町百三番地西沢弥兵衛→}	明治 22 年 11 月 25 日	状	09000
0188	委任状 (貸金請求等の件について) {函館区末広町百三番地西沢弥兵衛→}	明治 22 年 11 月 25 日	綴	09102
0189	委任状 (貸金請求等の件について) {函館区末広町百三番地西沢弥兵衛→}	明治 22 年 11 月 25 日	綴	09103
0190	代人御願書 {函館区末広町百三番地西沢弥兵衛→厚岸汐安裁判所判事}	明治 22 年 11 月	綴	09101
0191	勸納及訴訟実費調書 {木付可笑人→永田留治郎}	明治 22 年 11 月	綴	09104
0192	[封筒] (北海道函館百三番地西沢弥兵衛様 釧路洲崎町四丁目拾壹番地平民加茂弥惣右衛門貸金請求事件書類入 木付可笑人之依頼人とあり)	明治 22 年 11 月	状	09200
0193	[勸解金高覚]	明治 22 年 11 月	状	T13603
0194	鮭漁業製造業願 {上松藤次郎他 1 名→釧路外十郡長宮本千万樹}	明治 22 年 12 月 7 日	冊	09300

保科 智治：館蔵「西澤弥兵衛関係文書」の紹介

0095	差入置念書（弁償金返済の件について）（大町四拾貳番地本人佐々木庄左衛門他1名→平御印西沢弥兵衛）	明治15年6月12日	状	04700
0096	借用証書（金貳百円）（函館区豊川町四十番地借用人西川幸右衛門→西澤弥兵衛）	明治15年9月3日	状	T10200
0097	預り証（塩五拾俵）（磯榮二郎→仁宝丸近岡雄助）	明治15年9月26日	状	04800
0098	念書一札事（川網巻網使用に関する件）（加茂弥惣右衛門→西沢弥兵衛）	明治15年10月5日	状	02810
0099	借入金証（函館仲浜町土方栄次郎他1名→西沢弥兵衛）	明治15年11月3日	状	04900
0100	借用申証書之事（金百五拾円）（函館仲浜町十三番地借用人蛇子栄吉他1名→西澤弥兵衛）	明治15年11月15日	状	T10300
0101	預証（花咲町二丁目角村山兵右衛門→西沢弥兵衛）	明治15年11月23日	状	05000
0102	預り証（花咲町二丁目角村山平右衛門→西沢弥兵衛）	明治15年11月25日	状	02600
0103	約定証（上長切昆布・塩切鮭に関する約定）（根室国花咲郡昆布森村三番地沢田次郎吉他2名→函館末広町西沢弥兵衛）	明治15年11月26日	冊	05100
0104	借入金証書（金五拾円）（小鷹理三良→西澤弥兵衛）	明治15年11月30日	状	T10400
0105	金借証（根室郡幌茂尻村番外拾号難波村四郎→鈴木幸吉）	明治15年12月20日	綴	05201
0106	漁具預証（根室郡幌茂尻村番外拾号難波村四郎→鈴木幸吉）	明治15年12月20日	綴	05202
0107	委任状（貸金請求および公私一切の件に関して）（鈴木幸吉→）	明治15年12月20日	綴	05203
0108	借入金証書（金貳千円）（東浜町貳拾番地岡幸三→西澤弥兵衛）	明治15年12月25日	状	T11300
0109	年賦証文之事（函館区末広町三番地角野林兵衛→西沢弥兵衛）	明治15年	状	05300
0110	通信料確受証（西沢→長徳丸）	明治16年1月22日	状	05400
0111	為替手形之事（金貳百円）（不長徳丸六兵衛→西澤弥兵衛）	明治16年2月7日	状	T10500
0112	金借用証（富岡町五十八番地林市二郎他1名→西沢弥兵衛）	明治16年2月9日	状	05500
0113	借用証（大黒町十番地坂口国蔵→西沢弥兵衛）	明治16年3月18日	状	05600
0114	借入金証書（根室国花咲郡昆布森村貳番地沢田治郎吉他1名→西沢弥兵衛）	明治16年5月28日	状	05700
0115	約定証（長切昆布・塩切鮭運搬につき）（根室国花咲郡昆布森村澤田治郎吉→西澤弥兵衛）	明治16年5月28日	冊	T10700
0116	当座預貸越約定証書（第百十三国立銀行→函館区末広町百三番地西沢弥兵衛）	明治16年7月	冊	05800
0117	預り証書（借入金金の抵当品）（小鷹理三良→西澤弥兵衛）	明治16年8月14日	状	T10800
0118	借入金証書（金百貳拾円）（会所町廿番地小鷹理三良→西澤弥兵衛）	明治16年8月14日	状	T10900
0119	地券（渡島国亀田郡七飯村字中須田三拾番甲 宅地百九拾三坪）（函館県亀田上磯郡長広田千秋→渡島国亀田郡七飯村持主久保金右衛門）	明治16年9月11日	状	T11000
0120	地券（渡島国亀田郡七飯村字中須田貳拾九番乙 畑七段三畝貳拾六歩）（函館県亀田上磯郡長広田千秋→渡島国亀田郡七飯村持主久保金右衛門）	明治16年9月11日	状	T11100
0121	〔断簡〕（能崎兵吉・岡辺九郎兵衛等の名前あり）	明治16年10月22日	状	05900
0122	家督相続譲渡証（西沢弥平から西沢弥兵衛への家督相続）（愛知郡斧磨村西沢弥平→滋賀県愛知郡斧磨村他三村戸長西沢重左衛門）	明治16年11月1日	冊	06000
0123	金員借用証（根室花咲町藤田利助→函館末廣町西澤弥兵衛）	明治16年12月2日	状	06100
0124	証（借用証）（富岡町四十番地斉藤信吾→西沢弥兵衛）	明治16年12月30日	状	06200
0125	預り証（釧路国釧路郡米町林大助→西沢弥兵衛代理近岡勇助）	明治16年12月	状	06300
0126	通信料払受証（函館電信会社→西沢）	明治16年	状	T11200
0127	念書（借入金返済の件につき）（根室昆布森阿部五郎太→西沢弥兵衛）	明治17年1月2日	状	06400
0128	記（借入金不足分の納品…昆布と塩切鮭）（根室花咲郡昆布村阿部五郎太→西沢弥兵衛）	明治17年1月9日	状	06500
0129	借用証（根室花咲郡昆布森村三番地沢田サワ代阿部五郎太→西沢弥兵衛）	明治17年3月6日	状	07300
0130	契約証（借用書）（竹田文次郎→西沢弥平）	明治17年4月	状	07400
0131	地券状取戻願（釧路国釧路郡昆布森村地嵐別二番地加茂弥惣右衛門→昆布森戸長役場）	明治17年5月19日	状	06600
0132	記（金子受取証）（西沢弥兵衛→能崎兵吉）	明治17年6月11日	状	06700
0133	差入念証書（借入金返済期日の件について）（能崎兵吉他1名→西沢弥兵衛）	明治17年7月1日	状	06800
0133	差入念証書（借入金返済期日の件について）（能崎兵吉他1名→西沢弥兵衛）	明治17年7月1日	状	06800
0134	金子借用証文（函館区末広町百十五番地能崎兵吉他1名→西沢弥兵衛）	明治17年7月1日	状	06900
0135	金円借用証（寿都港岩崎町拾番地菊地三郎→箱館末広町西沢弥兵衛代理仁宝丸勇助）	明治17年8月27日	状	07000
0136	預り証（寿都港岩崎町拾番地菊地三郎→箱館末広町西沢弥兵衛代理仁宝丸勇助）	明治17年8月27日	状	07100
0137	証（貸金証書預かり証）（中津喜久三→西沢弥兵衛）	明治18年2月2日	状	T11400
0138	〔帳簿提出督促状〕	明治18年2月5日	状	02809
0139	振り預り証（小鷹理三良証書式通預かり証）（中津喜久三→西沢弥兵衛）	明治18年2月11日	状	T11500
0140	証（違約金五円につき）（小鷹理三良→中津喜久三）	明治18年3月18日	状	T11600
0141	記（領収書）（小嶋理三郎→中津喜久三）	明治18年3月22日	状	07500
0142	預り金証書（小嶋理三郎→中津喜久三）	明治18年3月22日	綴	07604
0143	証（函館町会所建築経費寄附につき）（函館町会所創立委員→西澤弥兵衛）	明治18年6月2日	状	T11700
0144	〔感謝状〕（鶴岡学校増築費寄附につき）（函館鶴岡学校結社総代平田文右衛門→西沢弥兵衛）	明治18年6月2日	状	T11800

0047	新昆布売付約定証 (釧路郡米町売主林大助・厚岸郡湾月町林政六→函館内澗町西澤弥兵衛船長代理近岡祐助)	明治13年8月6日	綴	T08201
0048	追約條 (欠品の際の取り決め) (釧路国厚岸郡湾月町林政六→)	明治13年8月6日	綴	T08202
0049	証 (領収証) {函館区仲浜町柳下政次郎他1名→西沢弥兵衛}	明治13年8月24日	状	02500
0050	記 (地代受取証) {西谷さつ代西川幸右衛門→西沢弥兵衛}	明治13年9月12日	状	01300
0051	借入金証書 {函館内澗町十三番地佐々木文治他1名→函館区内澗町西沢弥兵衛}	明治13年10月14日	冊	02100
0052	{感謝状} (中山道愛知川板橋維持費寄附につき) {滋賀県令龍子田安定→愛知郡斧磨村平民西澤弥兵衛}	明治13年11月12日	状	T08300
0053	預り証書 (金五百円の借用書) {預り人むさしの清次郎} {地蔵町木下清治良→}	明治13年12月27日	状	T08400
0054	預り証 (金五百円) {清次郎→西沢}	明治13年12月27日	状	T08500
0055	差入申込証之事 (売約定昆布不足につき) {釧路国同郡米町林大助→西澤弥兵衛殿代近岡勇助}	明治13年12月	状	T08600
0056	証 (金三拾円借用書) {借用人鈴木幸広他1名→西澤弥兵衛}	明治14年1月27日	状	T08700
0057	貸地出証 (釧路国同郡同村頓化海産干場借地につき) {開拓使→渡島国函館区仲町借用人矢本兵右衛門}	明治14年2月17日	状	T08800
0058	借入金証書 (金千四百拾七円五十銭) {天神町五十九番地借用人染木きぬ他2名→西澤弥兵衛}	明治14年2月17日	状	T08900
0059	貸地出証 (釧路国同郡同村頓化海産干場借地につき) {開拓使→渡島国函館区仲町借用人矢本兵右衛門}	明治14年2月20日	状	T09000
0060	借用証書 {山内金治郎他2名→西沢弥兵衛}	明治14年3月28日	状	02700
0061	借入金証書 {加茂弥惣右衛門他1名→西沢弥兵衛}	明治14年3月30日	冊	02801
0062	卒業証書 (高等小学第五級卒業) {滋賀県近江国愛知郡研蒙学校→滋賀県平民近江国愛知郡斧磨村 西沢仲二郎}	明治14年5月3日	状	T24506
0063	証 (売買手数料に関する件) {齊藤熊右衛門→西沢弥兵衛}	明治14年6月16日	状	03100
0064	借入金之証 (金貳拾円) {佐々木文治実母佐々木まさ→西澤弥兵衛}	明治14年6月26日	状	T09100
0065	借入金之証書 (金三拾円) {佐々木文治実母佐々木まさ→西澤弥兵衛}	明治14年7月29日	状	T09200
0066	借用証書 {函館区真砂町永堀藤太郎→西沢弥兵衛}	明治14年8月23日	状	03200
0067	証書 (鮭漁場貸貸に関して) {函館末広町村田駒吉→林大助}	明治14年8月30日	状	02900
0068	証 (借用書) {林大助→西沢弥兵衛}	明治14年8月31日	状	03300
0069	借入金一札 (金拾円也) {里見重吉→西沢弥兵衛}	明治14年8月31日	状	03400
0070	証 (借用書) {林大助→西沢弥兵衛}	明治14年9月4日	状	03500
0071	差入念書 (借入金返済の件について) {林大助→西沢弥兵衛}	明治14年9月8日	状	03600
0072	借用証書 {渡島国爾志郡熊石村字関内四拾四番地沢口富士吉→西沢喜藏}	明治14年9月20日	状	03700
0073	地券 (渡島国函館区天神町宅地) {開拓使→渡島国函館区天神町染木キ又}	明治14年10月1日	状	03800
0074	地券 (渡島国函館区末広町百三番宅地百貳拾九坪九分五厘) {開拓七等属大澤和之→渡島国函館区寿町持主西谷サツ}	明治14年10月1日	状	T09300
0075	地券 (渡島国函館区_澗町三拾番宅地三百五坪壹分七厘) {開拓七等属大澤和之→渡島国函館区末広町西澤弥兵衛}	明治14年10月1日	状	T09400
0076	地券 (渡島国亀田郡上湯川村開墾地) {開拓使→渡島国亀田郡上湯川村黒沢多藏}	明治14年11月1日	状	03900
0077	地券 (渡島国亀田郡上湯川村開墾地) {開拓使→渡島国亀田郡上湯川村黒沢多藏}	明治14年11月1日	状	04000
0078	借用証 {釧路国釧路郡米町林大助他1名→西沢弥兵衛}	明治14年11月20日	冊	04100
0079	預り証書 (鮭の中古網貳百五十間) {釧路米町寄留磯谷由藏→齋藤拙造}	明治14年11月20日	綴	T09501
0080	質入証 (中古網貳百五十間) {本人齋藤拙造他2名→西澤弥兵衛}	明治14年11月20日	綴	T09502
0081	金預証書 {真砂町五番地預主統春吉→長内由松}	明治14年11月27日	状	04200
0082	{感謝状} (檜山郡上野町及び九艘川町失火寄附につき) {開拓使→函館区末広町西澤弥兵衛}	明治14年12月13日	状	T09600
0083	{感謝状} (函館公立学校新築費寄附につき) {開拓使→函館区末広町平民西澤弥兵衛}	明治14年12月28日	状	T09700
0084	{感謝状} (函館公立病院新築費寄附につき) {開拓使→函館区末広町平民西澤弥兵衛}	明治14年12月28日	状	T09800
0085	金子借用念書 (金貳千貳百円) {蓬萊町武藏野清次郎他2名→西澤弥兵衛}	明治15年1月1日	状	T09900
0086	預り金証 {函館区仲浜町十三番地蛭子栄吉→西沢弥兵衛}	明治15年1月18日	状	04300
0087	借用証 {後志国太櫓太櫓村青山三次郎→西沢弥兵衛}	明治15年1月18日	状	04400
0088	添証 (預り証) {函館区中島町蛭子栄吉→西沢弥兵衛}	明治15年1月19日	状	03000
0089	借用証書之事 {根室国花咲郡昆布森村三番地沢田治郎吉他2名→函館末広町西沢弥兵衛}	明治15年1月26日	状	04500
0090	借用証 {釧路国釧路郡昆布森村吉田勘治郎他1名→西沢弥兵衛}	明治15年2月6日	冊	04600
0091	借用証 {釧路米町林大助→西沢弥兵衛}	明治15年2月6日	状	07200
0092	漁場場所并漁道具附譲渡証 (鮭漁場・海産干場・小屋・漁道具譲渡につき) {青森県東津軽郡字鉄村在籍漁業方北見国秩父郡船係り村寄留秋本金太郎・保証人佐々木文治→西澤弥兵衛}	明治15年2月12日	冊	T10000
0093	証 (為替手形代金相馬哲平から受取につき) {西浜町十九番地小松善七方敏栄丸六兵衛→西澤弥兵衛}	明治15年2月14日	状	T10600
0094	金子借用証 (金三百円) {西尾久助→西澤弥兵衛}	明治15年3月29日	状	T10100

西澤弥兵衛関係文書一覧表

No.	資料名 (内容) (作成人→受取人)	作成年代	形態	収納番号
0001	廻船売渡一札 (武貳式反帆廻船一艘金千七百六拾五兩) (飴屋徳兵衛他2名→西沢重兵衛)	慶応2年2月3日	状	T00100
0002	借用申証文之事 (金子百兩 建網・諸道具抵当) (小川五郎兵衛→箱館平御印)	慶応4年1月	状	T00200
0003	送り状之事 (串柿・半紙送り状) (江さし和泉屋主兵衛→与市御場所福島屋辰三郎)	慶応4年閏4月	状	T00300
0004	〔書簡〕 (地面御入用の報告) (西河二郎左衛門→西沢弥兵衛)	明治1年3月9日	状	26700
0005	往来手形之事 (大坂松本町大和屋嘉蔵→津々浦々御役人衆中)	明治2年4月	状	T06100
0006	覚 (東鯨の預かり証と売り捌きについて) (敦賀船町天屋五郎右衛門→西沢重兵衛・平重丸伝吉)	明治2年8月	状	T06200
0007	質地証文之事 (於内澗町 表口五間 裏行貳拾間 地面壹ヶ所) (地主西屋庄蔵他2名→西沢屋伝右衛門)	明治2年9月	状	T06300
0008	借用証之事 (芥仁兵衛→西沢弥兵衛)	明治4年4月4日	状	00100
0009	借用手形 (青森県金沢精一→函館内澗町御用達 西沢弥兵衛)	明治5年1月	状	00200
0010	拝借証文一札之事 (借用書について) (彦寿丸忠治→平御店中)	明治6年4月25日	状	00400
0011	借用証 (金四百五拾円) (中出浅次郎他2名→第二大区五小区内澗町西沢弥兵衛)	明治6年8月29日	状	T06400
0012	永代譲渡地面証文之事 (第二ノ三小区大町蛇子武兵衛他1名→第二ノ五小区内澗町西沢弥兵衛)	明治6年9月	状	00500
0013	借用証文之事 (金貳拾貳兩三分三朱) (秋田平三郎他1名→平)	明治7年4月15日	状	T06500
0014	差入申讓書之事 (宝崎平右衛門次女すみ奉公差出の件) (一大区貳小区下大工町七拾壹番地身元引請人木下次兵衛他1名→内澗町西沢弥兵衛)	明治7年6月26日	状	T06600
0015	運賃積約定証 (厚岸昆布の運賃積の件) (函館内澗町東京商社中鹿島万平出張所→西沢弥兵衛・善宝丸長太郎)	明治7年9月10日	状	T06700
0016	当座借用証書之事 (江口喜助→西沢弥兵衛)	明治7年12月	状	00700
0017	〔感謝状〕 (犬上郡下ノ郷村火災救恤寄附につき) (滋賀県榎令代龍手田安定→愛知郡斧磨村西沢弥平)	明治9年2月15日	状	T06800
0018	証 (借用書) (福川順教→西沢弥兵衛)	明治9年5月9日	状	00600
0019	借入金証書之事 (金百円) (蓬萊町四拾番地本人瀬田松金蔵他1名→西沢弥兵衛)	明治9年6月1日	状	T06900
0020	借用証書之事 (金貳拾壹圓四拾銭) (越前国坂井郡吉崎浦明栄丸勘右衛門東風泊り受入小松半七→西沢弥兵衛)	明治9年6月17日	状	T07000
0021	借用証文之事 (地蔵町品田亀之助他1名→西沢弥兵衛)	明治9年6月	状	00800
0022	借用証書之事 (大町三十九番地米沢桑吉→坂谷兼五郎)	明治9年8月15日	状	00900
0023	証 (借用証文) (野瀬浅右衛門→西沢住寿丸久蔵)	明治9年8月	状	01000
0024	〔感謝状〕 (蓬萊町火災罹災者救恤寄附につき) (開拓使→渡島国亀田郡函館内澗町平民西沢弥兵衛)	明治9年10月20日	状	T07100
0025	借用申一札之事 (江差北新町三十四番地黒川利右衛門→塩越屋留右衛門)	明治9年12月23日	状	01100
0026	証 (借用書) (服部応雲→西沢弥兵衛)	明治10年1月11日	状	01200
0027	寄附金願 (宝町学校設立寄附につき) (西沢弥兵衛→開拓権大書記官時任為基)	明治11年2月7日	状	T07200
0028	〔感謝状〕 (鶴岡学校への寄付金につき) (開拓使→函館内澗町西沢弥兵衛)	明治11年3月30日	状	T07300
0029	借入金証書 (亦治郎→西沢弥兵衛)	明治11年4月8日	状	01400
0030	地借約定証書 (西沢弥兵衛他1名→西谷さつ)	明治11年6月	状	01500
0031	〔感謝状〕 (市街溝渠修繕金寄附につき) (開拓使→函館内澗町平民西沢弥兵衛)	明治11年10月30日	状	T07400
0032	〔感謝状〕 (金蘭学校建設資金寄附につき) (開拓使→内澗町平民西沢弥兵衛)	明治11年12月19日	状	T07500
0033	借入金証書 (金壹千五百円) (蓬萊町四拾番地瀬田松金蔵他2名→西沢弥兵衛)	明治11年12月26日	状	T07600
0034	借入金証書 (第十四大区二小区新潟小牧町百三番地荻島龍吉他2名→武蔵野清次郎)	明治11年12月	状	01600
0035	借入金証書 (金三百円) (新潟県越後国蒲原郡曾根町五百三十四番地在籍平民平次郎長女借用本人小川夕工他2名)	明治11年12月	状	T07800
0036	預証 (後志国余市郡沢町西十一番地港善四郎→西沢弥兵衛)	明治12年2月25日	状	01700
0037	念証書 (借地権に関すること) (西川幸右衛門→函館内澗町十三番地西沢弥兵衛)	明治12年5月20日	状	01800
0038	地券 (釧路国釧路郡昆布森村海産干場) (開拓使→釧路国釧路郡昆布森村加茂弥惣右衛門)	明治12年6月13日	状	01900
0039	借用証書 (内澗町角野林兵衛→西沢弥兵衛)	明治12年9月29日	状	02000
0040	〔感謝状〕 (商船学校経費寄附につき) (開拓使→函館区内澗町平民西沢弥兵衛)	明治12年10月28日	状	T07700
0041	〔感謝状〕 (コレラ予防経費寄附につき) (開拓使→函館区内澗町平民西沢弥兵衛)	明治13年1月28日	状	T07900
0042	副証書之事 (金銭借用書) (蓬萊町四拾番地武蔵野清次郎他3名→西沢弥兵衛)	明治13年2月	状	02200
0043	地券 (渡島国亀田郡上湯川村開墾地) (開拓使→渡島国亀田郡上湯川村吉村長兵衛)	明治13年3月1日	状	02300
0044	地券 (渡島国亀田郡上湯川村開墾地) (開拓使→渡島国亀田郡上湯川村吉村長兵衛)	明治13年3月1日	状	02400
0045	〔法義参加精勤書〕 (釋尼妙雲の永代供養につき) (寺務所→法善寺門徒江国愛知郡斧磨村西沢弥兵衛)	明治13年3月24日	状	T08000
0046	証 (愛知川橋梁篤志金拾五円領収書) (周旋人蚊野善右衛門他1名→斧磨村西沢弥兵衛)	明治13年6月26日	状	T08100

なかで、西澤文書は幕末の初代弥兵衛の活動から二代目・三代目に関わる昭和初期までの活動が分かる資料である。文書を編年順にみていくと西澤の活動が変化していくことを、実際に取り交わされた契約証などから知ることができる。伝記などではうかがい知れない実質的なものである。

しかし、この文書だけでは西澤の商活動の変化する理由や背景についてははつきりとみえてこない。文書中に出てくる人物がどのような人物であるかを比定すること、函館や他地域がどのような状況であったかを知ること、それらを加味していくことによつてより豊かに西澤の商活動を描くことができ、ひいては主に明治期の函館商業界の実態を明らかにする一事例になると思われる。

(付記) 西澤文書を整理するにあたり、菅原繁昭氏から多くの資料と御教示をいただきました。この場を借りてお礼申し上げます。

(資料整理をいただいた方々 敬称略・順不同)

平野亜希子・遠藤笑佳・坂下由加子・石川貴子(平成八年度実習生)

石井優子・堤一真・田中和世・阿部英樹(平成九年度実習生)

神田光之・松山麻樹・林亜津紗・山崎公美(平成一〇年度実習生)

青木誠治・太田哲哉・奥野進・熊谷與志子・鈴木清子・高橋敦史・

堀内麻代・宮本朋佳・安井政樹・布施和洋・片山剛・山下和大・

大石俊久(ボランティア・講座参加者)

「合併漁業」を行う契約を結ぶ(資料0288「為取換契約証」)。これ以降漁場は留別村字シレートと十勝の大津村を中心に経営していく。

明治三十年五月一日初代弥兵衛は心臓病で急逝した(資料0640、0642)。明治二八年中頃から西澤の住所が会所町四番地に移転しているが理由は不明である。初代弥兵衛死去後、二代目弥兵衛は豊川町五十番地に居住している。二代目弥兵衛は初代弥兵衛の死亡電報などから大阪に度々行っているようである。その背景は資料0595「大阪肥料新報第六号」や資料0738「鯨鯨粕売買契約証書正本」などにみられるように、鯨鯨粕売買に関わったことと思われる。資料0738によると、売人は西澤弥兵衛で鯨は「露領薩哈噠島西富内字ヲコナイボ」で収穫されたものとなっている。そして契約文には「契約貨物ノ積載」とあることから、樺太で漁場を経営してのものではなく現地で鯨鯨粕を調達しそれを輸送して売り捌くというものらしい。

私生活についてみると、初代・二代弥兵衛合わせて五十点ほどの寄附に関する文書が残されている。故郷斧磨村や滋賀県内の学校整備や災害救恤への寄附(資料0016・0146・0168・0170・0181・0326・0342・0343・0729・0756)、商活動の拠点地函館においても学校建設や災害救恤への寄附(資料0023・0026・0027・0030・0031・0039・0040・0081・0082・0083・0142・0143・0161・0272・0404・0429・0489・0490・0717・0720・0725・0757)がある。さらに、信仰心に関わるものと思われる寺院修復や大仏建立のための寄附(資料0147・0197・0234・0401・04

50・0647・0648・0754)、その他社会活動に関する寄附(資料0493・0550・0551・0644・0645・0646・0678・0707)を行っている。

これらの資料からは当時西澤家がおかれていた立場や弥兵衛の心理状況などをうかがうことができると思われる。また、二代目弥兵衛の長男弥太郎は私立函館幼稚園を出ているが(資料0723「保育証」)、小学校は京都の小学校に通っている。初代弥兵衛死去後、京都にいる初代弥兵衛の妻タツからの手紙が増えている。初代弥兵衛には京都と函館に二人の妻がいたが、これらの書翰からは当時の商人の意識や家族の在り方などが垣間見ることができる。

明治四五年一月二五日函館区宝町三九番地から西澤一家は京都へ転籍した(資料0955「戸籍謄本」)。大正から昭和にかけての文書の中心人物は弥太郎となり、弥太郎は東京で「弥栄商店」を営業し、ここでは石炭やコークスを取り扱っていたようである。この後の西澤家の行方は不明であるが、資料0994「実測函館詳図」(昭和一六年発行)が文書群の中に含まれており、その地図には「函館的場国民学校」という文字を練習した様子があることから、函館と何らかの関わりがあったのかもしれない。

・おわりに

従来、函館の著名な商人については伝記なども残されており、その活動や人物像などは詳しく分かっている。しかし、それはほんの一握りの人物であり、大多数の商人についての詳細な履歴や商活動については不明である。また、伝記が残されている人物であっても、その人物に関わる資料や商活動に関わる資料が残されていない場合もある。そうした状況の

澤文書に含まれていることは、初代弥兵衛が積荷として搬送したためと思われる。また、資料0005「覚」は敦賀の天屋が西澤重兵衛から預かった束鯨を売り捌く旨が記されている。重兵衛とともに記されている「平重丸伝吉」がどのような人物であるかは不明であるが、この資料が西澤文書に残されていることは初代弥兵衛が重兵衛の荷物を搬送していることを意味すると思われる。さらに資料0014「運賃積約定証」では厚岸産の昆布の搬送に関する取り決めが交わされている。以上のことから幕末・明治初期にかけての初代弥兵衛の商活動のひとつとして荷物の搬送業務があげられると思われる。

幕末・明治初期の他の商活動として仕込・貸金業があげられる。資料0002「借用申証文之事」などは建網・諸道具を抵当に百両を貸し付けているもので、仕込みと思われる。資料0008「借用手形」は青森県の金沢精一という人物にやはり百両を貸し付けているものであるが、初代弥兵衛の肩書き「函館内間町御用達」という文言が何を意味するのかわからない。資料0015「当座借用証書之事」では千両を当座貸ししている。その他借用書の類が多く残されていることから仕込みや貸金業を営んでいたことが分かる。仕込みにおける西澤の在り方は、仕込親方に貸金をしていることである。資料0210、0230は檜山郡汐吹村(現上ノ国町)の漁民が小川又右衛門と森幣治郎という人物から操業資金を借りた際の借用書の綴りである。この借用書には小川と森両名が連署されているが、資料0243「約定証」によると実際の資金を出しているのは森であることが分かる。この借用書綴りが西澤文書に残されている理由は、資料0287「差入置候借入金に対する抵当物借用証書」から借用書が抵当物

件であるためである。森は西澤から、汐吹村漁民の借用書を抵当物件として仕込金を借用した。しかし、森が漁民から仕込み金を回収するために借用書が必要となり、抵当物件となっている借用書を借用したい旨が資料0286に記載されている。

残された文書からみていくと商活動の転機が何度か訪れる。明治一三年の資料0046「新昆布売付約定証」が昆布売買に関する初出の資料である。次に明治一五年の資料0102「約定証」では昆布の他に「塩切鮭」の売買にも関わるようになる。道東の釧路・根室地域への進出である。この時期から釧路・根室方面に関わる借用書や契約書、そして貸金請求に関する資料が増えていく。次の転機は、『北門名家誌』にも出てくるが秋田硫黄鉱山に関わる明治一九年である。資料0158「証」でお金を借りた亀井半七が西澤と硫黄鉱山を結び接点らしく、これ以降の硫黄鉱山関係資料に名を連ねている。ちなみに硫黄鉱山に出資した金額については、資料0163「念証」によると、明治一九年九月から二一年二月までに二万五千五百円を亀井たちに出資し、その利子は三千五百円に上っている。硫黄鉱山の件に関しては明治二二年二十歳になる二代目弥兵衛が関係してくる。(資料0174「証書ノ写」)

道東に進出した西澤は次に択捉に進出することになる。そのきっかけは、資料0280「塩売買証書謄本」(明治二五年一月)によると漁業者阿部清という人物から千島国紗那郡有萌村にある塩を購入することからはじまっているようである。同年六月には阿部と塩切鮭の売買契約を結び(資料0287「塩切鮭売買契約証書正本写」)、同月には阿部が平出喜三郎から借りている有萌村字パウスマイの海産干場において

ている年月日を記載したが、封筒の日付印や内容から判断して付したこともある。形態は文書の状態を示すもので、「冊」は長辺側を綴じた冊子体、「横」は短辺を綴じた冊子体、「横半」は横帳を半分にしたもの、「状」は一枚物、「綴」は冊子体や一枚物を複数こよりなどで綴じたものを示す。収納番号は整理が二度にわたったため、五桁の番号のものと五桁の番号の前にTを付したものがあつた。収納番号の前三桁が通し番号で後ろ二桁が枝番となつてゐる。前三桁が同一で後ろ二桁が異なるものは、綴りの状態として残されてゐるものあるいは包紙・封筒に一括した状態で残されてゐることを意味する。綴りの状態で残されてゐるものは形態に「綴」と記載し、包紙あるいは封筒に一括されてゐるものについてはそれぞれの形態を示した。

・西澤弥兵衛関係文書からみた西澤家の概略

西澤弥兵衛の略歴については、明治二七年に刊行された『北門名家誌』のなかで紹介されている。その内容と残された文書群の内容を照らし合わせていくとほぼ同じである。しかし『北門名家誌』ではみえてこない商活動が文書群から読みとれるので、その部分を一覧表の資料からあげて紹介しておきたいと思う。熊谷氏の論考と重なる部分も多々あるがご了承ください。

西澤弥兵衛は文政一二(一八二九)年に近江国愛知郡西澤弥兵衛の八男として生まれてゐる。出身地は愛知郡の斧磨村(現秦荘町)で、これは資料0016の「感謝状」など度々出てくるので間違いないと思われる。ここであらかじめ断つておきたいのは、八男として生まれた弥兵衛を初代弥兵衛とする。初代弥兵衛は出身地斧磨村では前記「感謝状」をみる

とわかるが、△弥平▽となつてゐる。初代弥兵衛は明治一六(一八八三)年、資料0121「家督相続譲渡証書」および資料0955「戸籍謄本」によると、息子二代目弥兵衛(幼名仲次郎)に家督を相続してゐる。資料0121「家督相続譲渡証書」によれば△弥平▽から△弥兵衛▽に相続を行つてゐる。また、資料0955「戸籍謄本」によれば二代目弥兵衛の父親名は△弥次兵衛▽となつており、それぞれの場所において名前を変えてゐる。

残された文書群の初出年が慶応二(一八六六)年からなので初期の活動については不明であるが、慶応から明治初期にかけての文書を見ていくと初代弥兵衛の活動を推測することができる。

資料0001「廻船売渡一札」は西沢重兵衛が購入した際の文書である。重兵衛は初代弥兵衛とは親戚関係にある人物で、資料0121「家督相続譲渡証書」においても「保証人親類西沢重兵衛」と記載されている。『北門名家誌』によれば初代弥兵衛は嘉永六(一八五三)年の渡函後、千石積みの船を新調したとある。新調した記録は残されていないが、この「廻船売渡一札」が西澤文書に残されてゐることから、重兵衛所有の船を初代弥兵衛が購入あるいは譲渡によつて所有していたことが伺われる。商活動の在り方としては、資料0004「往来手形之事」に「沖船頭弥兵衛」の名が記されていることから、廻船を用いた活動があげられる。廻船を用いてゐること、近江出身であることから、北前船による買い積み形態の商活動を想像しやすいが、それを裏付けるような帳簿や書類は残されていない。残された資料からは商品の搬送業務と思われるものがある。資料0003「送り状之事」は江差の和泉屋から余市場所福島屋に宛てたもので、この資料が西

〈資料紹介〉

館蔵「西澤弥兵衛関係文書」の紹介

保科 智治

・はじめに

平成一四年度「西澤弥兵衛関係文書」（以下西澤文書とする）の整理作業が終了した。整理の結果その総点数は八〇六件一〇三〇点を数え、全体の内容は明治初期から中期を中心として幕末期から昭和初期に至るまでの資料が含まれる。この報告では西澤文書の一覧表を掲載し、今後の資料の活用に使するとともに、この文書群と他の資料からみてきた函館を商活動の拠点とした商人西澤弥兵衛の概略を紹介する。

・西澤文書について

当該文書は京都在住の方から寄贈されたものである。しかし、寄贈された方は西澤家とは無縁の方で、この文書群が残された経緯などについては不明である。西澤文書は二回にわたって寄贈された。はじめは平成三年に寄贈者本人から、次は平成八年に大阪市史編纂所のご尽力を得て寄贈された。大阪市史編纂所の調査によると、西澤文書は当館にほとんどが寄贈されたが、一部他の機関にも寄贈されたようである。

西澤文書の整理作業は平成八年度から開始し、平成一〇年度までは博物館実習生を中心に、平成一二年度は中断し、

平成一二年度は博物館資料活用ボランティア古文書グループ（館報四一号参照）が、平成一三・四年度は古文書調査講座参加者が行った。

整理作業は文書を基本的に一点につき一封筒に収納するといったものである。文書群の一部には水損したように思われる状態の悪いものもある。包紙や封筒から中身が出されているものもあり、包紙や封筒と中身が合わないものもある。しかし、整理にあたって、包紙あるいは封筒などに複数在中する文書は解体せず、一括で一件として登録した。

一覧表の説明をしておきたい。資料名の欄には、資料名と内容、そして作成人・受取人を記載している。資料名は表題のあるものについてはそれを記載し、無いものについては適当な表題を付け「」で示した。内容についてもおおむねその文書がどのようなものであるか分かる範囲で簡略的に記載した。作成人・受取人は複数いる場合は代表的な人物一名の名を記載し他何名とした。契約証など一部、作成人・受取人という表現ではそぐわないものもある。封筒詰め作業においては旧字・異体字をそのまま記載したが、一覧表では基本的に新字に改めた。作成年代については基本的に文書に記載され

市立函館博物館 研究紀要 第13号

2003年3月31日

編集・発行 市立函館博物館
〒040-0044 函館市青柳町17-1(函館公園内)
TEL 0138-23-5480 FAX 0138-23-0831

印刷 (有) 三和印刷
〒040-0061 函館市海岸町8-11
TEL 0138-45-0845 FAX 0138-43-3594

BULLETIN
OF
HAKODATE CITY MUSEUM

No.13

Preface

YUTAKA WATANABE : Images of Japanese Fishermen in Kamchatka:
Depicted from Memories of Indigenous People
and Historical Documents of Nichiro Gyogyo Kaisha, LTD.

YOSHIKO KUMAGAI :
Notes on Hakodate commerce in the Meiji period
- Research into the documents of Nishizawa Yahe -

TOMO HARU HOSHINA :
Research into the documents of Nishizawa Yahe

2003

Publisher : Hakodate City Museum
17-1, Aoyagi-cho, Hakodate, Hokkaido, Japan 040-0044
Phone. 0138-23-5480 Fax. 0138-23-0831